

平成14年5月30日(木曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
堀米伸一	土木課長補佐	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号 第2回定例会
平成14年5月30日(木) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 行政報告
(1) 平成15年度国県に対する重要事業の要望事項について
(2) 平成13年度寒河江市土地開発公社決算及び平成14年度寒河江市土地開発公社予算について
(3) 平成13年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成14年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- ” 5 議第41号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 10 報告第1号 平成13年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ” 11 報告第2号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ” 12 報告第3号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ” 13 報告第4号 平成13年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- ” 14 報告第5号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- ” 15 議第42号 寒河江市中山間地或活性化推進基金条例の廃止について
- ” 16 議第43号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- ” 17 議第44号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 18 議第45号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ” 19 議第46号 字の区域及び名称の変更について
- ” 20 議第47号 市道路線の認定について
- ” 21 請願第7号 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充について
- ” 22 請願第8号 「有事法制」に反対する意見書の採択を求める請願
- ” 23 請願第9号 地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書の採択を求める請願
- ” 24 議案説明
- ” 25 質疑

” 26 委員会付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第2回定例会日程

月 日	時 間	会 議		場 所
5月30日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、固定資産評価審査委員会委員選任、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、人権擁護委員の候補者推薦、議案・請願上程、同説明、質疑、委員会付託	議 場
5月31日(金)		休 会		
6月 1日(土)		休 会		
6月 2日(日)		休 会		
6月 3日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 4日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 5日(水)	午前9時30分	総 務 委 員 会	付 託 案 件 審 査	第 2 会 議 室
		文 教 経 済 委 員 会	付 託 案 件 審 査	第 4 会 議 室
		厚 生 委 員 会	付 託 案 件 審 査	議 会 図 書 室
		建 設 委 員 会	付 託 案 件 審 査	2 階 会 議 室
6月 6日(木)		休 会		
6月 7日(金)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより平成 14 年第 2 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、5 月 27 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会期決定

佐藤 清議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 6 月 7 日までの 9 日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 9 日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐藤 清議長 日程第 4、行政報告であります。

- (1)平成 1 5 年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2)平成 1 3 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 1 4 年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3)平成 1 3 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 1 4 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成 15 年度の国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において、各市町の要望事項を取りまとめた上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成 15 年度の要望事項は、24 件、46 事業であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

主な要望事項に係る事業としましては、駅前中心市街地整備事業により形成される新しい商店街の活性化を図るための駅前複合ゾーン駐車場の整備、良質な居住空間を供給し、健全な市街地の形成を図る木の下土地区画整理事業、さくらんぼを中心とした果樹の生産振興を図るための鹿島石持地区及び日田中向地区の畑地帯総合整備事業、本市の平たん部における農業生産基盤や生活環境基盤を整備する農村振興整備事業、水辺のオアシス空間として活用するための皿沼地内の、仮称最上川寒河江緑地整備、市街地内の渋滞緩和と高速道路へのスムーズなアクセスを図るための市道浦小路高屋線の整備や都市計画道路柴橋日田線、六供町地内及び本町六供町間の整備を初めとする道路網の整備、全市下水道化に向けた公共下水道事業の整備促進などであります。

さらに、国道 112 号寒河江バイパスの 4 車線化整備、国道 458 号の幸生・肘折間の整備や主要地方道寒河江・村山線の中河原地内の整備などについても事業の早期着手を要望してまいるほか、最上川ふるさと総合公園の未整備部分の整備について再び要望してまいります。これら要望事項の促進により、第 4 次振興計画に掲げる「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市」の実現に努めてまいり所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成 13 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 14 年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成 13 年度の事業報告及び決算であります。委託事業としては市の委託による駅前中心市街地整備用地や醍醐小学校校舎等建設整備用地、総合福祉保健センター整備用地、市道改良用地などの所得造成処分を行っております。自主事業では、白岩住宅団地、横道住宅団地用地などの取得、分譲宅地用地などの造成、寒河江中央工業団地、醍醐住宅団地などの処分を行っております。

また、住宅需要及び地域振興にこたえるため、これまで進めてきた白岩住宅団地については、平成 14 年 8 月の分譲開始に向けて工事を進めており、名称を白岩さくら団地と決定しております。さらに、横道住宅団地についても平成 15 年度分譲に向け、用地買収を進めております。

以上のような主要事業を実施いたしました。長引く景気低迷の影響により、当期損失は 529 万 7,000 円となり、平成 13 年度における準備金合計は 14 億 2,991 万 6,000 円となっております。また、平成 14 年度の事業計画及び予算につきましては、土地開発公社の設立目的と役割を認識しながら委託事業及び自主事業を積極的に推進することとし、これらに伴う収益的支出予算として 32 億 2,584 万 9,000 円を、また資本的支出予算として 86 億 3,175 万 5,000 円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成 13 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 14 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成 13 年度の事業報告及び決算であります。市が管理を委託した七つの体育施設を市民が生涯スポーツ活動を実践する拠点施設として、効率的に活用できるよう管理運営を行い、さらに自主事業として各種のスポーツ教室、大会などを開催し、スポーツに親しむ機会を提供してまいりました。これらの活動の中で、施設利用者は 13 万 6,000 名を数え、決算総額は歳入歳出とも 5,330 万 7,669 円となっております。

平成 14 年度の事業計画及び予算につきましては、財団法人寒河江市体育振興公社の設立目的と役割に沿った各種事業を実施し、生涯スポーツの普及、振興を積極的に推進するため、予算総額 5,488 万 6,000 円を計上いたしました。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上、2 件について地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき御報告申し上げます。以上です。

佐藤 清議長 ただいまの行政報告中、平成 15 年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありますか。17 番川越議員。

川越孝男議員 1 点お尋ねをいたします。

7 ページですが、サービスエリアと連結するインターチェンジの整備促進についてが、重要事業として取り上げられているわけでありますが、事業主体が山形県と寒河江市というふうなことになるわけでありませぬ。したがって、具体的にどういった進め方を考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 この 7 ページの中段にもありますように、高速道路を利用する観光客の利便性の向上を図るために、都市との交流促進を図るということで、サービスエリアと連結するインターチェンジの整備について、ぜひ整備してほしいということ、特段の御高配の要望をいたすということでございます。

この整備をするに当たっては、恐らく事業主体については、県と市がかかわってくるのではないかとというような観点から、事業主体を県及び市ということで要望いたしているということでございます。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成 13 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 14 年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありますか。遠藤議員。

遠藤聖作議員 醍醐の分譲住宅の問題について少しお伺いしたいと思います。

新年度でも 14 年度でも 12 区画売れ残るというふうな内容でありますけれども、この売れ残っている原因について、どのように見ておられるか。それから、これを今後処分していくための具体的な方策について、どのようなことを考えておられるかお伺いをしたいと思います。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 醍醐の住宅団地については、確かに売れ残っている区画も半分弱ございます。それを総合的に見てみますと、やはり場所的な観点、それから今開発公社で白岩の団地の造成をやると、手がけている。それに横道も手がけるというような情報が広く渡っているということで、宅地を求めようとしている方はそれらの団地の状況を見た上でという方も多くいるのではないかとこの見方をとっております。

なお、今後の方策でありますけれども、全然ないというわけではございません。ぽちりぽちり来ておまして、今年に入っても契約に至っている点もございます。ということは、やはり横道、それから白岩等に比較しても価格の面で醍醐の方がちょっと低いという設定になっておりますので、時間をかけながら分譲について取り組んでいきたいと思っております。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 県の住宅の速報を見ましても、建設というか、着工に至る件数が減っているというふうな情報があります。ある意味では、需要と供給のバランスが崩れつつあるのではないかなというふうなことも思われるのであります。それに、今、課長が言われたように白岩 65 区画、それから横道が 100 幾つというふうな、同じ市内で立て続けに住宅建設が、分譲地が提供されてくるとなりますと、政策的に先行して醍醐が始まったわけですが、その政策的な配慮もより加味しないと、醍醐の分譲地の消化というのは非常に難しくなるのではないかと思います。

つまり、政策的というのは、特定の地域に人口が偏ったりしないようにという配慮もあって、あの地域に分譲住宅を造成したのではないかとこのように察しますけれども、それは白岩も同じであります。

そうしますと、一つは、価格面での配慮がある程度、さらになされないと、これ以上の処分が難しいのではないかとこのように私は思っています。これは、先行に処分した人とのバランスの問題とかいろいろ難しいも

のがありますけれども、そういう問題もきちっとクリアをしながら、価格を見直していくというような配慮、あるいはもっと付加するものを、現在のあの醍醐の分譲地の付加価値を高めるようなサービスがさらになされるといふものがないと、非常にこれ以上の処分は難しいのではないかという気がします。それに関しては、内部で具体的にどのような検討がなされているのか。先ほどのような答弁だけでは非常に不安であります。

会社が今何とか剰余金がありますので持っていけるのでありますけれども、こういう事態が長引くと、やっぱり会社の経営にもちょっと影響するのではないかという思いもありますので、そこら辺の考え方を再度お聞かせいただきたいと思います。

佐藤 清議長 企画課長。

荒木 恒企画調整課長 まず、前段の需要と供給の件がございました。これは、新聞等によりますと、全国的、それから本県全体ではおっしゃるような状況にあるのではないかと考えております。

ただし、寒河江でこのように造成しているということは、県内全域、あるいは村山圏域の中での寒河江の立地条件を踏まえたときに、寒河江では住宅の需要が造成すればあるのではないかというようなことで取り組んできているというような状況であります。

それから、滋恩寺の日和田の価格の件がございました。確かに公社としてもそれを何度も検討いたしました。ただし、まだ分譲を開始してまだ間が浅いということもございまして。それから白岩、横道の状況も踏まえなければならぬということで、今後、白岩、横道の状況を踏まえながら時間をかけた上で、それらのことも公社内で検討すべきということで、今思っているところであります。

佐藤 清議長 ほかにございせんか。伊藤議員。

伊藤 諭議員 今回の土地開発公社の決算書では、529万7,146円が当期損失だと、こういう報告があったわけですが、その理由として、中央工業団地など分譲が進まなかったということを書かれているわけでありましてけれども、今、未分譲の造成をして、まだ分譲が進んでいない区画については何平米ほどあるのか。それから、何区画、何平米あるのかお尋ねをしたいというふうに思いますし、当期損失となった主な理由は、その辺もあるのかというふうに思います。それと同時に、チェリークア・パークの土地、特にホテル王将や湯坊いちらくの土地が名義は市、しかしまだ分譲代金が土地開発公社に支払われていないと。こうしたことが今回の損失決算、こういう方にも影響しているのではないかというふうに思うんですが、その辺についての御見解をお尋ねしたいと思います。

佐藤 清議長 企画課長。

荒木 恒企画調整課長 最初の工業団地の未分譲地の平米数ということでありまして、正確な平米数はちょっと記憶にございせんけれども、大ざっぱに言いますと、造成済みの区画は大きいロットでは1万坪でございます。それからまだ未造成の1区画が1万坪、それから全く完全にはまだ買収は終わっておりませんけれども、残っている未造成地が2万坪ということで、大きいロットでは4万坪が残っております。そのほか、小さなロットでは500坪とか1,000坪ということで、2区画ぐらい残っていると思っております。

それから、公社の損失の要因でクアパークの用地の未売があるのではないかと考えておりますけれども、全体として開発公社の決算のあらわれは当然として、クアパークの用地の分譲がありますので、それらもすべて含んだ内容での決算の状況ということになるかと思っております。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 やっぱりチェリークア・パークの分譲代金が支払われていないことが大きな要因になっているのではないかと私には思うんですね。土地代金が2億円をちょっと超す額ではないかと思うんですが、それが土地開発公社に入っていれば、こうした決算は出てこなかったのではないかと思いますので、いつまでこういう変則的な形をとる考え方なのか、やっぱり早急にこういう変則的な形を本来の形に戻すべきだと思いますが、その辺についての御見解をお尋ねしたいと思います。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 クアパークの土地の件について、市が公社から取得、そして民活に譲渡するという考えについては、これまでは一貫して民活に譲渡が決まったとき、ということは民活からお金が入ったとき、いわゆる市が開発公社から買うときの財源が伴ったときに、開発公社から買い戻しをするということが、これまで一貫して申し上げてきた内容でありまして、現在のところその考えで今もいるところであります。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成 13 年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 14 年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐藤 清議長 日程第 5、議第 41 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 41 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、鈴木 修委員が本年 6 月 11 日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き選任いたしたく議会の同意を求めようとするものであります。よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 41 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 41 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 41 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 41 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 41 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 41 号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 9、人権擁護委員の候補者の推薦に関し、意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 1 名の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 10、報告第 1 号から日程第 23、請願第 9 号までの 14 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 24、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 平成 13 年度補正予算で、繰越明許の手續をとりました平成 13 年度寒河江市一般会計、寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計及び寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

初めに、報告第 1 号は、石川西洲崎線道路改良事業費 3,900 万円、島落衣線道路改良事業費 1,000 万円及びまちづくり総合支援事業費公園分として 1,200 万円、街路分として 746 万 1,000 円、さらに文化センター冷房設備改修事業費 3,159 万 8,000 円、市民文化会館客席改修事業費 1,857 万 5,000 円、介護予防拠点文化センター整備事業費 493 万 7,000 円、介護予防拠点公民館整備事業費 507 万 1,000 円をそれぞれ平成 14 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 2 号は、寒河江市駅前中心市街地整備事業費 8 億 5,206 万 9,000 円を平成 14 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 3 号は、公共下水道污水管渠布設事業費 4,000 万円を平成 14 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 4 号、平成 13 年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書について御報告申し上げます。

平成 12 年度補正予算で、繰越明許の手續をとりました山西鶴田線整備事業 7,794 万 1,000 円のうち、家屋移転補償 1 軒について不測の事態が発生し、平成 13 年度内の移転が不可能となったことにより、871 万 1,000 円を平成 14 年度に繰り越したものであります。

次に、報告第 5 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計事故繰越し繰越計算書について御報告申し上げます。

平成 12 年度補正予算で、繰越明許の手續をとりました寒河江市駅前中心市街地整備事業費 5 億 2,722 万円のうち、家屋移転補償 2 戸、4 軒について不測の事態が発生し、平成 13 年度内の移転が不可能となったことにより、2,900 万円を平成 14 年度に繰り越したものであります。

次に、議第 42 号寒河江市中山間地域活性化推進基金条例の廃止について御説明申し上げます。

中山間地域活性化推進事業が完了したことにより、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第 43 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

国民健康保険税については、必要とされる税収を確保し、あわせて賦課割合の平準化を図るため、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について所要の改正をし、また地方税法の改正に伴い条文整備をしようとするものであります。

次に、議第 44 号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

字の区域及び名称の変更に伴い、選挙区の区域の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 45 号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

通勤・通学等のために、自転車利用者の利便を図るため、寒河江市寒河江駅南口駐輪場を設置しようとするものであります。

次に、議第 46 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

土地区画整理事業や宅地開発等により、都市的住環境が整備され、人口が集中している大字寒河江字新山及び字船橋の地域について、住所の表示を変更し、住民福祉の向上を図るため、平成 14 年 9 月 1 日から字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

次に、議第 47 号市道路線の認定について御説明申し上げます。

開発行為による島南 8 号線の 1 路線を認定し、円滑な道路交通の確保と市民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、11 案件を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 25、これより質疑に入ります。

報告第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第 2 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 2 点お尋ねをいたします。

一つは、8 ページですが、地方債 4 億 1,700 万円の償還財源内訳を教えてくださいたいことが 1 点です。

それから、二つ目ですが、繰り越しをする理由をお伺いしたい。14 年度の当初の事業を確保するために政策的にしているのか、そういうことがなくて別な理由で繰り越しになったのか、この理由と償還財源の内訳と 2 点お尋ねをします。

佐藤 清議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えします。

地方債の財源ということで、地方債については 4 億 1,700 万円あるわけですが、うち財政投融资が 8,080 万円、公庫融資が 7,470 万円、縁故債が 2 億 6,150 万円でございます。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 繰り越しの理由でございますけれども、建物で 18 戸。共有名義の方もいらっしゃいますので、件数といたしましては 46 件になります。

それから工事が 11 件でございます。それぞれ 13 年度の中で、国の方から予算をいただきました額に基づきまして用地交渉を進めながら、また物件の移転補償を進めながら契約をさせていただきまして、3 月まで何とか解体なり、また工事が完了するようというふうな努力をまいりましたけれども、年度内に経済対策とかさまざまな政策的な国のそういう事業などもございまして、追加の内示もありまして、年度後半に契約したというようなこともありまして、3 月までにすべて工事が完了することができなかった。また、移転が完了することができなかったというようなことで繰り越しになったものでございます。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第 4 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 12 ページで、これは不測の事態というふうなことでありますけれども、どういう理由なのか、説明できる範囲内で結構ですけれども、教えてくださいたいということと、今後の見通しがどうなるのか。もちろん、報告第 4 号、5 号も同様でありますけれども、後ほど説明できる中で結構ですけれども、見通しも含めて、今回 4 号ですけれども、5 号の際にもお願いをしたいということで申し上げておきます。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 第 4 号の事故繰り越しの理由でございますけれども、山西鶴田線、西寒河江駅の南側の都市計画道路でございますけれども、移転契約を結んで、これも 12 年度の繰り越しでございまして、13 年度の事業の中で解体を完了させていただくことになっておりましたけれども、だんなさんがちょっと病気で倒れたということもありまして、3 月までに解体、移転ができなかったと。現在、病気も落ちつきまして、移転先の方に、今新しい住宅を立てられておりますので、14 年の秋口ぐらいまでは移転完了ができるのではないかとこのように思っております。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第5号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 第4号と同様のことでお尋ねをいたします。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 理由は、12年度から13年度に繰越したもののなんでございますけれども、駅前のお店を構えている中で、年度途中で亡くなられた方がございます。それで、相続が完了していないということもございまして、1件はその理由でございます。

それからもう1件は、設計屋さんが倒れられまして、工事が進まなかったというふうなことでございまして、これらについては、1件については間もなく解体が完了する見込みになってございます。それからもう1件については、秋前には建物が完了しまして、そちらの方に移転を完了し、そして現在の建物を解体できるというふうな見通しになってございます。

佐藤 清議長 議第42号に対する質疑はありませんか。猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 それでは、中山間地域活性化推進基金条例の廃止についてお尋ねをしますけれども、この基金の推進に当たられた事業経過、それから廃止に伴って今後の中山間推進に対する考え方、その辺についてお伺いをしたいと思います。

佐藤 清議長 農林課長。

安達勝雄農林課長 今回の中山間の資金としては、国・県・市合わせまして1,480万円ほどございました。そんな中で、総合的な効果ということになりますと、いわゆる荒廃地の防止対策を図る意味からも、新規作物の導入等による産地の形成というものが大きな効果があったのではないかとということが第1点でございます。

また、中山間の農業後継者を育成するための各種の講習会並びに都市との交流の効果というものも、大きなものがあつたかなというふうなことを思っております。

また、産地が発展するためのフラワーフェスティバル等の事業なども大きな効果の中で展開されてきたかなというふうなことを思っております。基本事業としては担い手の会の活動に対する助成の中で、今申し上げましたような交流や視察なども効果が得られたと。また、事業の中でも今申し上げましたような事業とともに、幸生の方でもいろいろサーチづくりのための協議会もつくってやってきました。大きな効果があつたというふうに思っております。

また、2番目の廃止の考え方というふうになりますけれども、今回は平成8年に、いわゆる特定の地域の中で進められてきたわけでございますけれども、今後こういう制度がまた出てくるかどうかですけれども、そういう場合につきましては、また新たな制度の取り組みの中で対応というようなことも出てくるかと思えます。

現在のところ、中山間地におきましては中山間地域等の直接支払いの制度もございます。この中でもいろいろ取り組みがなされておりますし、あわせて県による中山間の地域総合整備事業も現在まだ調査段階で、余り工事には入っていないんですけれども、平成14年度、本年度あたりから工事の方にも入った取り組みの中で地域の活性化を図ることとしておりますので、こういった中で今後取り組んで、中山間の活性化を図っていききたいものだというふうなことを考えておるところでございます。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 45 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 46 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 47 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 26、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 4 6 号、請願第 8 号、請願第 9 号
文教経済委員会	議第 4 2 号、議第 4 4 号、請願第 7 号
厚生委員会	議第 4 3 号、議第 4 5 号
予算特別委員会	議第 4 7 号

散 会 午前 10 時 16 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年6月3日(月曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六市	長	安孫子・也	助	役
渋谷勝吉	収入	大泉慎一	教育	委員長
奥山幸助	選管	武田浩	農業	委員会
兼子昭一	庶務	荒木恒	企画	調整課
秋場元	財政	宇野健雄	税務	課長
井上芳光	市民	石山修	生活	環境課
堀米伸一	土木	片桐久志	都市	計画課
鹿間康	水道	安達勝雄	農林	課長
兼子善男	商工	尾形清一	地域	振興課
安食正人	健康	小松仁一	会計	課長
浦山邦憲	水道	那須義行	病院	事務
大谷昭男	教育	芳賀友幸	管理	課長
芳賀彰	学校	斎藤健一	社会	教育課
			選挙	管理委員会
石山忠	社会	三瓶正博	事務	局長
			監査	委員
安孫子雅美	監査	布施崇一	事務	局長
	農業			
真木憲一	事務			

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務	鈴木一徳	局長	補佐
月光龍弘	庶務	大沼秀彦	主査	任

平成14年6月第2回定例会

議事日程第2号

第2回定例会

平成14年6月3日(月)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成14年6月3日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	市町村合併について チェリークア・パーク	現在、県内の動きに対し市長の見解は 本市の現状と今後の取り組みについて	4番 石川忠義	市長
2	民活エリアの活性化対策について	最上川堤にライトアップ施設の設置について 保有している市有地の活用について		市長
3	白岩義民について	白岩義民のこころ、生き方を顕彰し、 全国義民サミット(寒河江大会)開催 について 白岩義民の研究資料の充実整備について	2番 松田孝	市長 教育委員長
4	歴史文化振興について	養老屋の資料展に拘わる具体的な提案と 利活用について (イ)各種団体の機関紙や資料をマイク ロソフト、CD-ROMにダウンロード し保存してはどうか (ロ)寄贈品(歴史的資料、書画民具) の保管と展示について (ハ)地域活性化対策に、ミニ資料館や 美術館の開館支援について		教育委員長
5	環境整備と保全につい て	新沼川(バイパス)の桜回廊について 生活用水路の通年通水について	13番 新宮征一	市長
6	農業振興について	農畜産物の安心、安全行政について 農業における産廃物対策と有効利用につ いて	11番 高橋勝文	市長
7	保健福祉行政について	国保税按分率の見直しについて 医療費委任払制度について 乳幼児医療費無料化の所得制限の撤廃に ついて 紙おむつ支給制度のあり方について	16番 佐藤暘子	市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

なお、私より議事の進行についてお願いいたします。会議規則第 51 条の規定により、発言する際は挙手して議長と呼び、自己の議席番号を告げるようになっておりますので、御協力願います。

石川忠義議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番、2 番について、4 番石川忠義議員。

〔4 番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また以下の質問を寄せてくれました市民を代表し、市長にお伺いいたしますので、前向きな御答弁をお願いいたします。

まず、通告番号 1 番、市町村合併についてお伺いいたします。

このところ県内各地で市町村合併の論議や動向が具体化し、俄然動きが盛んになってまいりました。市町村合併推進の背景として、一つには地方分権の流れ、二つには行政の広域的対応等の必要性があります。今後本市はどのようになるのか、市民の関心は高まっておるのですが、情報がなく無関心の体を脱せずにいるのが現状であります。

今まで同僚議員により、この問題について質問がなされました。私も平成 11 年 12 月定例議会において質問をいたしております。当時は市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる改正市町村合併特例法と地方分権一括法が公布されて間もない時期であり、合併論議も余り緊急の課題でない時期でありました。市長も答弁の中で、将来的にはそうした方向はあるとしても、最も大切なことは住民の関心の高まりと、周辺自治体の盛り上がりが必要と申しておりました。私も同感であります。

しかし、合併特例法の期限が近づくに従って、県市町村合併支援本部においては、県市町村合併支援プランを決定したこともあり、各市町村の動きも活発になりました。また、県が一丸となった対策を示したことで、合併の動きに弾みがついたゆえんでもあります。

さて、最近の県内における市町村合併に関する主な動きについて、少し述べてみたいと思います。

東南村山地域においては、山形市、上山市、山辺町、中山町の 2 市 2 町において、議長、副議長から成る広域行政懇談会及び助役会議を設置、平成 12 年 2 月に開催された首長会議で、山辺町が 7 月に住民アンケートを実施、中山町では 11 月をめぐりにアンケートを企画、上山市でもより住民の声や考えを確認する意向を示し、結果次第では年内に合併を前提とした合併協議会を設置する方向で進んでおります。

最上地域は、事あるごとに用いられる最上は一つということでございますが、最上 8 市町村の合い言葉でもあります。各市町村長から成る最上市町村合併問題研究会が平成 13 年 12 月に設置、この組織を発展的に新たな組織にすることで合意しております。平成 14 年 5 月 27 日に最上市町村合併調査研究会を発足いたしました。新庄市庁舎内においても、平成 13 年 7 月に合併調査研究会を設立し、7 回ほどの会議を重ね、本年 5 月、市長に答申いたしております。

北村山、尾花沢、東根、天童につきましては、明確な方向性はこれからであり、暗中模索の感があります。東根市においては、昨年の 5 月から市報で 2 カ月に 1 回小特集を組み、6 回掲載、本年 4 月特集号を発行いたしました。また、5 月 10 日に 6,000 人の無作為によるアンケートを実施、5 月末日に締め切り、8 月に発表の段取りになっております。

置賜地域におきましては、合併特例法の期限を 3 年後に控え、具体的な動きを見せない行政、無関心な住民に問題提起をするため、御案内のとおり米沢 J C が中心となって米沢市、川西町を対象とする住民発議による合併協議会設置請求のため、署名活動を平成 14 年 3 月 29 日開始、4 月 29 日までの期間、有権者の 50 分の 1 の署名で合併協議会の設置を請求、米沢、川西両選挙管理委員会が確認の結果、有効を認めております。今後は合併特例法第 4 条に沿って粛々と進められ、6 月議会に提案される予定であり、重い課題を突きつけられております。これについて米沢 J C の吉沢理事長は、合併の是非を住民みずから考え、議会に真剣な議論をして

ほしかった、議論を尽くした上での判断をしてほしいと結論づけております。

西置賜地域においては、長井市とその周辺の3町の距離は遠いようではありますが、合併するしないにかかわらずきちんと議論することは避けて通れないと強調いたしており、庁内検討会及び課題研究会を発足させております。

最近急速に合併の議論が高まってきているのが庄内地域であります。庄内は一つか二つか、合併協議の枠組みで二転三転した庄内地域は、ここに来て急展開をいたしております。各市町村は住民向けの座談会開催をやっております。また、意向調査の実施が決まり、合併対策本部や議会特別委員会などを設ける自治体も出ております。2005年3月の合併特例法期限に向け、一斉に全力疾走の感があります。

以上、簡単に県内の動きを申し上げましたが、これらの動向を見て市長の御所見をお伺いいたします。

次に、本市についてお伺いいたします。西村山広域行政事務組合が、各市町の企画担当課長で構成される西村山広域行政圏市町村合併調査研究会を、平成13年11月22日設置いたしております。先般、同僚議員の質問に対し、平成14年度事業として研修会の実施を初め、岩手県において平成13年11月15日に大船渡市と三陸町が合併しておりますので、その視察及び基礎資料を踏まえた調査研究を行おうとしております。この調査研究発表はいつごろなのかお伺いいたします。

県においても、合併についてはあくまでも地域住民の合意形成が基本としながらも、ことしは合併論議の正念場の年と位置づけております。

本市におきましては、今後どのようにして市民に対し合併についての情報の提示、合併特例法の解説等合併に対する認識をいかに深めていただくのか、本市も合併後50年にならんとしておりますが、社会情勢は大きく変化いたしております。昭和の大合併があったからこそ現在の寒河江市の姿があるわけでありまして。今後20年、30年後の地域づくり、自治体の枠組みの再考及び国情を考えた場合、誤った選択を市民にさせてはいけません。何もせず推移するのは首長と議会の怠慢と言われております。産業構造や歴史的なつながり、少子高齢化の進展ぐあい、交通網、地方交付税額の算定特例、地方債の特例など、さまざまな要因を踏まえた検討が必要となります。議論もしないで合併問題から目をそらすのでは、悔い、禍根を残すことになるのではないのでしょうか。合併あるなしは別として目をそらさず、広く議論し合意形成を促していく必要があると思います。

そこで本市におきましては、現状の取り組みと今後庁舎内での議論及び将来の財政問題も視野に入れて、市民に対し合併に関する行政情報を提示しながら、広く市民の意見を聞き、今後の協議に反映しなければと思っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号2番、チェリークア・パーク民活エリアの活性化対策についてお伺いいたします。

第19回全国都市緑化やまがたフェアは、もうすぐ開会いたします。昨日は第53回全国植樹祭が天皇、皇后両陛下をお迎えし、金山町の遊学の森で開かれたことは、全国的な催しとして緑化フェアにも大きく弾みがつくと思います。会場の準備も順調に進んでおります。フラワーロード初め沿道のフラワーポットにも、小中学生初め市民のグラウンドワークによる植栽により、花で彩られました。先日のクリーン作戦には大勢の市民に参加していただき、まちも大変きれいになりました。私たち緑政会の1期生6人も生活環境課の指導のもと、高速道のガード下、側道、緑化フェア会場付近と現在まで3回、缶、瓶及び不法投棄の回収に当たってきました。その量の多さに驚きましたが、それは今後の課題として今後も定期的に継続し、本市の美化運動の一助になればと思っております。

先日、古くからおつき合いをしている観光エージェントの方が本市を訪れたとき、市内と緑化会場を案内した折、寒河江のさくらんぼもすばらしい魅力があるが、まちも生き生きしてすばらしいと言っておりました。また、会場と民活エリアの景観のすばらしさに感動しておりました。

さて、4月にチェリークア・パーク民活エリアに、シンフォニアネックスのホテルが竣工し、営業を開始いたしました。すばらしいロケーションの中で、すばらしい施設であります。評判の方は、一度行った方には

納得してもらえらる環境、景観でもあります。私はあのような美しい景観になるとは、実際にこの目で確認するまで思いも及びませんでした。窓から展望できる最上川の川面、蔵王連峰、田園風景はまさに一幅の屏風絵を見ているようであります。四季折々にすばらしいロケーションを楽しませてくれると思います。屋上からの眺めは 360 度の大パノラマで、訪れるお客さんには何よりのおもてなしと思われます。私も屋上から本市を見たとき、長岡山、慈恩寺の山王台から見る風景とは趣が違い、感嘆の声を上げました。また、四季の移り変わりにも違った風景の色が出てくるのを楽しみにしております。特に内陸地方では海のないところであり、特に母なる川最上川をウォーターフロントにしたロケーションは、私どもを初め訪れた人を感動させることは間違いないと、リピーターとしてまた訪れてくれることと思います。

このようにすばらしい立地条件に恵まれた場所ではありますが、日没になりますと周りが何も見えなくなり、まるで闇夜の世界になります。せっかく眼前に母なる川最上川があるのですから、夜間はライトアップをして四季の最上川を映し出してはいかがでしょうか。1 級河川の河川敷でありますから、相手のあることで大変とは思います。若い方にとっても一つの名所になると思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、現在保有している市有地の活用についてお伺いいたします。

現在民活エリアには、本市所有の土地があります。今回の緑化フェアでは、市有地はもとより民間の空き地をも借用して、約 3,000 台収容の駐車場に利用すると聞いております。市長初め担当者は近い将来完売すべく御奮闘いたしてあります。しかし、時節柄厳しいときでありますので、急がずじっくりと時間をかけた中で、確実な対処をしていただきたく御要望を申し上げておきます。さて、その間何か有効に活用できないものでしょうか。例えば本市にはさくらんぼの季節まで、特に 4 月、5 月の大型連休期間中、大きなイベントがございません。何かイベントをつくり、とにかくチェリークア・パークを売り出すことが最重要と思います。フリーマーケットを開いたときは、大変な好評と聞いてあります。最上川フェスタも回を重ねるたびに盛大になると思います。例えば新庄のかどやき大会、ことして 24 回を迎えたそうでございますが、10 日間で約 1 万人くらいの観光客が来るそうです。本市においても特産物を前面に売り込む企画、例えば寒河江牛を食べる会とか、野菜、果物、花卉等の農産物、ワイン、お酒等、地産地消の観点からも検討してはいかがでしょうか。

また、サーカスとか、動物園などを持ってくる。冬は公園内に歩くスキーのコースを設置し、利用拡大を図るとか、市民からのアンケートをいただいてイベントをやるのも一考と思います。とにかく通年をチェリークア・パークに人が集まってくれることを今行政が考えることであり、大事なことであります。そうすれば、施設建設の立ちおくれも少しずつ促進する試金石になると思います。

チェリークア・パークを本市観光のメッカにするには、全市民の英知を集結していかなければならないと思いますが、市長の御所見をお伺いして第 1 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、合併について県内の動きについての所見ということでございますけれども、御指摘のように市町村合併特例法の適用期限までには3年と迫っております。県内でも御案内のとおり幾つかの地域において、合併をめぐる動きというものが加速をしてきていることも事実でございます。また、一方、自治体の思惑や地域の実情、歴史的な背景などが複雑に絡み合っただけで、合併への取り組みについても温度差があることも事実でございます。最近の県内の状況といたしましては、全く御指摘のとおりかと思っております。

地方分権の推進、多様化高度化する広域的行政課題への対応、国、地方の財政状況への対応を踏まえ、市町村合併というものはもはや避けて通ることのできない課題であると思っておりますので、現在の県内の地域におきましては合併に向けた取り組みが具体的に進展するということであり、地域住民の盛り上がりと合併しようとする首長の考えが一致していると思っております。

当西村山地域でございますけれども、地域の住民間においても、合併に対する盛り上がりがいま一つであるとともに、首長間においても温度差があり、今申し上げた地域のように進んでいないのが現状であるわけでございます。しかし、今後は情報提供を行うなどして、合併に対する理解が深まるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、さらに周辺自治体の合併機運の高まりに期待し、盛り上がりのある町との合同で勉強会などの組織も考えていきたいものだと思っております。

それから、西村山広域行政圏市町村合併調査研究会の結果というようなことについてのお尋ねがございました。これは、西村山1市4町が個別に調査研究を行うより、共同で実施した方がお互いのデータも得られるのではないかなという観点から、昨年11月に同研究会を設置したところなわけでございます。この研究会において、現在合併のメリット、デメリットや将来像などを含めた調査研究、さらには住民アンケートのひな形の形成や研修会を実施することとしておるわけでございます。これらの調査結果は、年内にまとめる予定をこの研究会でやっておるわけでございます。

それらによりますと、いわゆる合併後のまちづくりのビジョン、方針というものをなるべく年内に、はっきりと示されるような道筋というようなものが見えてくればよいと思っておりますし、管内住民の動きにおきまして、具体的な枠組みを判断するところの情報というようなものを提供されればよいということもありますし、さらには首長と議会筋の温度を高めるということをも私は期待しておるところでございます。

それから、庁舎内での議論とか市民に対する情報提供のお尋ねでございますけれども、市民に対して積極的に情報というものを提供するとともに、来月7月あたりから市報で合併についての特集を組みたいと思っております。

さらに今申し上げました西村山広域の研究会における調査研究を踏まえながらも、本市独自に庁内の検討委員会というものを組織していきたいと考えております。さらに、市民においても広く合併を論議する契機となるように、市民を対象にしたところのシンポジウムというようなものも開催したいと思っております。職員についても研修会などを実施してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、最上川の堤にライトアップというようなことの御質問でございます。最上川が眼下に見おろせるロケーションというものは、これはそうそこそこにあるわけではございませんでして、すばらしいあの地域だと思っております。これはクア・パークの重要なセールスポイントになっておるわけでございます。最上川が24時間眺められるような条件整備というものにつきましては、前向きに検討を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

御案内のように現在民活エリア周辺の最上川の整備状況につきましても、左岸側は国土交通省から2カ所の船着き場と、それから平塩橋から最上川ふるさと総合公園のゲート広場に至るところの、延長1キロメートルの最上川プロムナードを整備していただいたところでございますけれども、右岸側につきましてもは未整備状態でございますので、それなりの対応が必要かなと思って、いろいろ関係筋とも協議したいと思っております。

そしてまた、民活エリアの最上川沿いには、ソメイヨシノを植栽しております。対岸につきましてもは、山形県が取り組んでおりますところの美しい山形最上川創生事業の最上川夢の桜街道プランに申し込みをしておるところでございます。この事業は、最上川沿いに整備されている河川管理道路や水辺プラザなどの親水施設を利用しながら、遊歩道を整備し、桜を植栽することにより、次世代に誇れる新たな街道づくりを進めていこうとするものでございます。

いずれにいたしましても、このすばらしいロケーションというものを有効に生かした手段というものを、国、県、関係機関などとともに考えていきたいと思っております。

それから、民活エリアの活性化対策のことでございます。まだ、御案内のように未分譲地があるわけですが、これは御指摘のように金融機関を取り巻く環境が非常に厳しく、事業者の誘致には至っていない状況でございますが、クア・パークの整備というのは市民の悲願でもございますし、広く県内外に働きかけを行い実現してまいりたいと思っております。

民活エリアの土地の活用につきましては、事業参画者を誘致することを目的としておりますが、これまでも最上川ふるさと総合公園では、フリーマーケットを開催いたし、県内外からの多くの出店者があり、多数の方が訪れ、恒例のイベントといたしましても定着しておる状況でございます。

また、最上川水辺プラザにおきましてもは、御指摘にもありましたが、最上川フェスタが開催されたところでございますし、テレビ、ラジオ、新聞等でも取り上げられるとともに、国、県の広報紙で広く全国に対してもPRされております。

事業者が誘致されるまでの間は、誘致の妨げとならない範囲内で、クア・パーク全体の知名度のアップにつながるようなイベントなどへの貸与を含めた活用については、その都度対応してまいりますし、今後ともそのように恵まれた広大な敷地を活用した各種イベントを誘致したり、民活エリアの魅力づけになるイベントを模索してまいりたいと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 前向きの答弁をいただきましてありがとうございました。

それでは、第 2 問に入らせていただきます。

まず、合併問題についてでございますけれども、先ほど市長の答弁にございましたとおり、まだこの寒河江、西村山と思いますが、一つのパターンでございますけれども、その地域の中での盛り上がりがないということでございます。盛り上がりがないということでございますけれども、やはり将来どの地域と合併するしないは別としても、まず本市において、これは合併に関してのいろいろな情報、また財政面に対するいろいろな手だて、これはやはり法律上もう決まっているわけですから、その期限までにしなければ恩典は受けられないということもこれは事実でございます。

そういうことを踏まえまして、やはり広く市民にこういういいことがあるんですよとか、こういうデメリットもあるんですよというようなことを、やはり長い時間をかけて説明してもらわないと、市民の方一人一人新聞紙上とかそういう情報源しかございませんので、そういう合併特例法についてのいろいろな事柄を提供していただきたい。市長の答弁によりますと、7月の市報にそういう特集号をつくるということでございますので、市民の方もそれをもとにしていろいろな考え方を持っていただくというように思います。

また、そういうふうな情報提示をしていただきながら、地域におきまして住民との討論と申しますか、協議と申しますか、そういう場も近い将来つくっていただきたい。第 1 問でも申し上げましたとおり、やはり何もしないでただ経過を見守るということであってはならないというふうに思います。

また、いろいろな報道がなされておりますけれども、やはり合併の主体は地方分権に対しての自主性とか自立、今後いろいろな人口の問題等もございます。少子高齢化の問題もございます。そういう長期展望に立った中で地方の財政をどうするのか、それが非常に大きい問題になってくると思います。今まで国の地方財政対策は、地方自治体財政の保護ということございましたけれども、今後は立て直しというような方向に考え方が変わっていきます。そういう大きい転換期を迎えておるわけでございますから、その辺もやはり市民の方に篤と納得のいくような説明をしていただいて、市民の一層の御理解を得ながら進んでいってほしいというように思います。

また、いろいろデータの中で今後の人口の推移と申しますか、そういうものも出ておったわけですが、寒河江市の場合、平成 25 年には 4 万 2,500 人、平成 27 年には 4 万 2,000 人ぐらいということで、若干減っていくわけですが、河北町なんかを見ますとそういう推移の中で見ますと 14% ぐらい減る。西川町におきましては 25%、朝日町は 30%、大江町は 17% ぐらい減るというような試算が出ております。やはり人口の減少は、これはどうしても食い止められないというような中で、またこれと平行して少子高齢化の問題も当然ついていくわけでありまして、本市におきましては平成 7 年には 14 歳以下が 17.5% の割合を占めておりますけれども、27 年には 14% に減ってしまう。逆に 65 歳以上の方が平成 7 年には 20% なんですけれども、27 年には 26% になる。

4 町におきましても非常に高いレベルで、30% 以上の高齢化率が進んでまいるというようなことで、非常にこういう問題をやはり市民の皆さんに的確に協議の場で検討していただく、そういう総合的な判断から寒河江市は今後 20 年、30 年後にどういう地域づくりをしていったらよいのかということ、私は早急に検討に入るべきだと思いますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

また、クア・パークの活性化対策ということでございますけれども、先ほど第 1 問でも申し上げましたとおり、市長も申されておりますけれども、非常に最上川を基本としたすばらしいロケーションということは、だれしもが認めることございまして、今後あのチェリークア・パークが、そういう一つの民活エリアが営業を開始したということで、チェリークア・パークそのものを寒河江市の観光のメッカとして売り出すということ

が当然だと思います。

そのためにも最上川の周辺に、夜間も人が集まれるような、また今後できるであろういろいろな施設のお客さんに対しても楽しめるような、そういう環境を整えていただく。山形県内にもまずそういう場所はないと思うんですね。

隣の村山市の暮点温泉もちょうど最上川のわきにあるんですけども、全然そういう場所ではございません。最上川もはっきり見えないというようなところで、唯一寒河江のチェリークア・パークが最上川を本当に大々的にこれから売り出せる場所なのかなと思いますから、やはりそういうふうないろいろな人が一年を通して集まってくれるような、そういう場所なんですね。

高速道路にも面して、またハイウェーオアシスもある、やはりちょっとそこから出てきて民活エリアに入ってくるというような、せっかくつくった場所でございますから、どうぞそういうふうなライトアップ施設を、非常に大変な交渉になると思いますけれども、一つの生きる道として推進していただきたいと思います。

また、市有地の活用でございますが、基本は民活エリアを完売していただくということがこれは当然基本でございます。何も市の方で、またいろいろな使用をされる方もいると思いますけれども、それは目的ではないと思います。やはり近い将来のうちに、これらの民活エリアを完売していただくということが大条件の前提の中で、お話ししているわけでございます。その間何かイベント的なもの、やはりあそこに建ててくださったホテルシンフォニーアネックスにおいても、命をかけて経営者の方は建ててくださったと思います。

やはりこれは本人の企業努力ということが求められておるのは当然でございますけれども、やはり行政の面からも人が集まってくるような、そういうイベントをつくっていただきまして、これが寒河江市のクア・パークなんだというふうに、さくらんぼと同じように全国に発信していただくような、そういう施設に早く行政の方でも考えていただく。また、そういう活用のためにも、活性化委員会なるものをつくって、いろいろな意見をお聞きしながら対処するつもりはないのか。これもお尋ねして第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 当西村山管内におきまして、合併しなければならぬという気持ちは、これはみんな持っていると思っております、また梓組みにつきましても、県におきましてシミュレーションを出しておるわけでございますけれども、ああいう方向の梓組みかなというような気持ちはあると思っておりますが、非常にまだ温度が上がらないということが実態なのではないかなと思っております。

したがいまして、先ほど申し上げましたようないろいろなことを講じまして、首長、議会筋、そして住民の間に温度を上げていくというようなことを考えていかなければならぬだろうと思っております。

何にしましても、なぜ合併をしなければならぬのか、そういうことをはっきり示していくということ、そしてまた将来のビジョンというものを、先ほども申し上げましたけれども、はっきり示していくということが必要だろうと思っております、地方分権のあるいは地方の構造改革の中での受け皿ということをしっかり見つめていく必要があるかと思っております。そんなことの中でもっともっと住民におきまして、あるいは関係機関当局におきまして、熟度がずんずんと高まるようにしていかなければならぬと思っております。

それから、クア・パークでございますけれども、高速自動車道のメリットというものを存分に生かすということで、あそこにサービスエリアなり県の総合公園、あるいは民活エリアとも一体となったところのクア・パークと、ハイウェイオアシスというものを構成してきたわけでございます。

御案内のように、本当に最上川を控えておりまして、あの最上川を存分に生かすということも、これも私は必要だと思っております、これまでも取り組んできたところでございます。

さらにあの眺望、遠景というものは、これは何にもかえがたいところのものでございまして、それらを一体として生かすということは存分に必要なのでございまして、まさに広大なパノラマの中でのクア・パークというものを生かしていかなければならぬと思っております。

これから今取り組みつつあるところの仮称最上川緑地公園と、これら等の相乗効果というものも図って最上川を存分に生かし切っていくという考え方なわけでございますので、御理解をいただきたいと思ひますし、御協力をちょうだいしたいと思っております。

それから、この民活エリアの利活用でございますが、未分譲地につきましては今申し上げましたように、民活事業としての企業を誘致することはもちろん努力の最中でございますけれども、それはそれといたしまして、あのクア・パーク全体の中で、やはり未分譲地のあるなしにかかわらず、イベントというものは組んでいかなければならぬと思っております、このイベントというものは必要かなと思っております。そうすることによりましてハイウェイオアシス、クア・パークというものが生きてくると思っております。

また、御指摘のようにイベント等につきましてはアイデア提供委員会といひますか、これらにつきましては十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 第 3 問目に入るわけですが、先日の山新の報道で 1 市 4 町の座談会ということが載っておったわけですが、その中で市町村の合併について首長さんの発言が載っておりました。それでちょっと注目をして私は見たんですけども、河北町長の矢作町長がいろいろな合併の枠組みがありますけれども、最終的には特例市の方向にあるということはあっても、今は寒河江、西村山が一つになることが望ましいのではないかというような談話もあったわけです。矢作町長もちょっと考えが変わったのかなというふうに思われたんですが、そういうことがありました。

また、合併については、自由民主党、公明党、保守党、民主党、自由党と、温度差はあっても推進の方向であります。私は合併推進論者ではありませんけれども、やはり時代を見据えた中で、市長が考えておりますように、合併に対しての情報提示を今後やっていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 3 番、4 番について、2 番松田 孝議員。

〔 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党と市民が関心を寄せている歴史文化振興について、多くの市民を代表して以下市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号 3 番、白岩義民について伺います。

近年、生涯学習の中でまちづくり、まちおこしということが各地で盛んに行われています。このねらいとするところは、まち全体として、あるいは地域ぐるみで生涯学習に取り組み、基盤を形成し、地域の活性化を目指し、一人一人を大切にすることにあります。このようなまちづくりが行われるようになり、各地域において特性や伝統、偉人や史跡を生かし、地域振興を図るところがふえつつあります。

寒河江市でも重要文化財や天然記念物、無形民俗文化財などを観光資源として、イベントや祭りを積極的に支援を行ってきました。しかし、地域にはまだたくさんの歴史遺産や文化財にかかわるところの伝承行事などを継承している諸団体やグループがあります。これらの活動も含め、市は総力を挙げて地域に埋もれている歴史や文化遺産を系統的に発掘し、積極的に全国に発信、公開すべきだと思います。

先日、26 日に白岩義民 364 年祭が地元の誓願寺と白岩義民顕彰会の合同でとり行われました。内容は、義民 364 年忌法要と第 14 回義民講演会が行われる予定でしたが、講師の方の体調不良により講演が中止になりました。講師予定者は、白岩生まれで山形市在住の郷土史家渡辺為夫氏で、演題は「白岩一揆と保科正之」、寛永 15 年の騒動のてんまつについて講演を予定していました。

同氏のこれまでの数回の講演によれば、江戸時代を通じて県内で発生した百姓一揆は、およそ 200 件とされています。その中でも寛永年間の白岩一揆は数年に及ぶ激しい一揆であり、特に多くの犠牲者を出した大変悲惨な一揆と語り継がれています。この一揆の犠牲者は 30 数名で、現在の山形市長町の広川原ではりつけ、寛永 15 年 7 月 21 日であったと記載されています。その後白岩の誓願寺に義民 38 名の墓碑銘が建立されたが、時期不明のまま白岩義民の墓と呼ばれるようになったということでもあります。昭和 47 年 12 月には寒河江市の史跡に指定されました。

昭和 7 年の義民 300 回遠忌を機に、白岩義民祭が復活し、その後平成 6 年から毎年法要と義民講演会が行われてきました。さらに、白岩義民祭を継承していく目的で、誓願寺檀信徒を中心に公募を行い、白岩義民顕彰会が平成 12 年に組織化され、現在顕彰会が実行委員会として白岩義民祭を開催しています。同様に、全国各地で義民を顕彰する会が組織され、義民研究や義民祭、法要などの事業を行っています。また、全国組織で前筑波大学教授の横山一四男氏の呼びかけで、全国義民顕彰連絡協議会を平成 9 年に組織し、全国でサミットを立ち上げております。

全国義民サミットの目的は、全国レベルで百姓一揆の犠牲者である義民の顕彰と、義民研究、また観光、商業の活性化を図るとしてしています。これまでの開催地は、第 1 回目が長野県青木村で、続いて愛媛県の日吉村、岡山県湯河原町、群馬県月夜野町と引き継がれ、去年は千葉県成田市で開催されました。

その趣旨は、江戸時代の封建制度という閉鎖した社会経済の中で、犠牲的精神のもとおのれの死を覚悟し、正義を正して地域住民の生活を守り、地域社会の発展に大きな貢献をした義民、その偉業をたたえるとともに、昨今忘れかけている義民の心、生き方を顕彰し、義民の精神を通じ、観光、商業の活性化を図ることを目的に、地元の義民顕彰会と行政が実行委員会を組織して開催が行われてきました。

ぜひ全国義民サミット寒河江大会開催に向けて、ことし 11 月に開催予定地の長野県安曇野郡三郷村へ職員

を派遣し、調査をすべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。次に、白岩義民の研究資料の充実について伺います。白岩一揆については、寒河江市史初め各種歴史的資料や小説などさまざまな文献に登場し、その内容は九州の島原の乱に次ぐ悲惨な一揆として語り継がれています。

全国で1630年代の武装蜂起形態の一揆は、島原、天草一揆と白岩一揆の3件のみとされています。しかし、歴史研究者からは白岩一揆に関する資料が地元やその周辺に保存されておらず、詳細な事実が見えないということでもあります。寒河江市史を見ても、他の調査資料から引用されているのが現実であります。歴史的な資料収集や保存は、次の世代の人々を念頭に置いた活動の記録であります。全国義民サミット開催を目標に、全国に流出していると思われる白岩一揆関係資料を全国に発信して、情報収集を実施すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号4番、歴史文化振興策について伺います。

各種団体の機関紙や資料をマイクロソフト、CD-ROMにダウンロードし、保存してはどうかについて伺います。

コンピューターの普及に伴って、さまざまな面で情報化が進展し、高度情報化社会が到来したことから、大量の情報を蓄積し処理を行い提供する情報機関として、図書館が情報化の時代に最も適合した存在であると思います。

生涯学習社会にあって、市民の学習ニーズがますます多様化高度化しており、図書館への期待は高まる一方であります。現在市立図書館では一般図書から郷土史資料の収集や、商業新聞、週刊誌や月刊誌の提供など、寒河江市立図書館資料選定要領に従って、図書資料を収集することになっています。

ところで、近年の諸団体活動の中で広報紙や便りを定期的に発行したり、記念誌を発行している団体が増加しています。これらの発行誌の内容は、主に活動記録であります。こうした各種団体の活動記録を図書館で計画的に保存を行い、後世に伝達する機関として情報を収集すべきと考えます。

しかし、年々図書資料の増加により、閉架室の書架不足が深刻になってきている状況と伺っております。このことから図書館が所蔵している、永久保存している読売新聞を初め、広報紙や便りなどの保存についてはマイクロソフト、CD-ROMなどの先端技術を使って保存を進めるべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、寄贈品の保管と展示について伺います。5月14日から市立図書館で、郷土史資料展「南町養老屋の足あと」が開催されました。無名の商人から身代を築き、養老屋を興し、200数年間6代にわたる繁栄が続いた養老屋の歴史的資料が、養老屋の佐藤家から今回寒河江市に200点を超す資料が寄贈されました。

今回の資料は寄贈品の半分の展示とのことですが、今後この貴重な資料の利活用については、市史の近現代編などの記録資料や商家の研究資料として、また企画展示用として代表的な資料になると思います。

今回の寄贈品については、基本的には永久保存が原則であります。しかし、今回のように研究資料や教育的資料、また美術的な資料などの多種にわたる貴重な文化遺産の寄贈を受けても、現在の寒河江市では歴史資料や美術品などの保存施設や展示施設が絶対的に不足しています。保管管理や展示、また後世に保存、伝達をどのように考えているのか、教育委員長に見解を伺います。次に、地域活性化対策にミニ資料館や美術館の開館の支援について伺います。

空洞化が深刻化している中心商店街に、にぎわいを取り戻そうと、空きビルや空き店舗を活用して、サロンやギャラリーなどの交流拠点を設置し、商店街の活性化を図ろうと、県や市の支援を受け全国的にさまざまな事業が行われております。

商店街と同じように、白岩地区では旧国道112号線の両側に、個人所有の旧住宅や土蔵などの空き住宅がふえつつあります。これらの土蔵や建物の所有者は、ほとんどが他市町村に住んでいる方で、物置などのほかにはその利用目的もなく放置状態です。

江戸中期以降、出羽三山につながる道として、また宿場町として栄えた旧白岩町には、史跡や歴史文化遺産が数多く残っています。白岩地区では空き住宅や土蔵を借り受け、これらの自然及び文化遺産を地元で保存、育成し、展示を通して生涯学習の拠点として、また学校教育と連携を図ることによって、直接体験などの交流施設として、地区にミニ資料館と美術館を兼ね備えた施設を望む声が出ております。

こうした拠点施設の開館に、教育委員会として支援対策を検討すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。 以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず白岩義民のことですが、御指摘のように白岩一揆につきましては、寒河江市の歴史の中でも重大な出来事であったということに受けとめておるわけでございます。

御案内のように、寛永 10 年と寛永 15 年の 2 回、白岩領 8,000 石の領主酒井長門守忠重の圧政に苦しんだ白岩郷の農民が、領主の失政を 23 カ条の目安にしたため、幕府に訴えた事件であるわけでございます。特に寛永 15 年には首謀者が処刑され、その処刑者たちが義民と称されております。この歴史的な概略は既に寒河江市史近世編の一節に記述されております。

御案内のように、江戸時代には農民が領主の悪政を幕府に訴えるということは違法とされ、訴え出た多くの者は死罪の処罰を受けております。全国各地にある義民伝承は、一揆における処刑者を後世に語り伝え、供養して霊をなくさめる内容を持つものであり、各地でそれぞれにゆかりの人や生き方を顕彰する方々が、慰霊祭やあるいは義民祭を行っているものでございます。そのような意味からも、白岩一揆というものは忘れ去られてはならない歴史的な事実だろうと思っております。

市といたしましても、白岩一揆のあかしであるところの誓願寺の白岩義民の墓を、御案内のように昭和 47 年 12 月に歴史的事実を後世に伝承するため、市の史跡に指定したところでございます。そして、昭和 61 年にはふるさと歴史 100 選の中に選定いたしまして、標石を建てております。さらに平成 3 年に発刊しましたところの「寒河江市の文化財」にも収録し、周知を図っているところでございます。

地元白岩の方々も白岩義民顕彰会というものを組織され、義民の心を忘れないように語り継いでおることも私も承知しておりますし、私も 350 年忌あるいは 360 年忌にも招かれて行っているところでございます。これからも白岩義民伝承を、白岩郷 18 カ村にまたがるゆかりの方々と地元の人たちが、継続的に伝承し顕彰していくということは大切なことだと思っております。しかし、地元白岩顕彰会の方々が、全国各地で義民を顕彰する会で組織する、お話がございました全国義民顕彰連絡協議会と、どのようにかわりつつながりを持っていかれるのかというものを、見据えていくことも必要だろうと思っております。

そのようなことから、今年度開催の三郷村での全国義民サミットへの視察ということまでは考えておらないところでございますし、また、当市での義民サミットの開催についても誘致というものは考えておらないところでございます。 以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 白岩義民サミット開催に関連して、白岩義民の研究資料の充実、整備についての御質問にお答えします。

白岩一揆の調査研究につきましては、地元白岩の高橋文山氏や、白岩出身の渡辺為夫氏などの長年にわたる研究によって、多くのことが解明されてきております。それでもなお、白岩一揆に係る資料が地元やその周辺にも保存されていないということで、詳細な事実が見えないところもあるのが現状でございます。

白岩一揆に関する資料としては、白岩目安があります。寒河江市史の中で白岩一揆に関する記述は、白岩目安の研究を基礎に執筆されたものであります。白岩目安は、領主の悪政の数々を箇条書きにしたためた幕府への訴状であります。新潟大学の八鍬氏の研究論文リストによれば、現在 30 以上の白岩目安の写しが残存し、山形県内のみならず、北は岩手県北上市から南は福島県いわき市に流布していることが確認されております。これらの目安は、庶民向けの教科書として書き写されたものではないかと推定されるものであります。

一揆の首謀者は処刑され、その家族も刑罰に処されたものと思われまので、白岩一揆に直接関係する資料が乏しいことは事実であります。今後とも引き続き関係資料の収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、歴史文化振興について。

まず、各種団体の機関紙や資料をマイクロソフト、CD-ROM にダウンロードして保存してはどうかとの質問についてお答えいたします。

新聞のマイクロフィルム化につきましては、県立図書館などで一部実施されているものもありますが、広範囲な活用にまでは至っていないのが現状であります。さて、本市におきましては、昭和 63 年に実施した慈恩寺文書調査時に、他に先駆け文書のマイクロフィルム 106 巻を作成し、歴史資料として図書館に大切に保存しており、寒河江市史編さん時に有効に活用しております。御質問の各種団体の機関紙や広報誌、資料などのマイクロフィルム、CD-ROM による保存については、機器の普及とめざましい発展により、パソコンとスキャナー等の活用で、CD-ROM などに保存することは可能になってきております。

しかし、現状としては、フロッピーディスク、マイクロフィルム、CD-ROM、MO ディスクなど、多種多様な機能を持つ保存媒体や機器が数多くあり、戸惑うような状況にあります。したがって、その中で最も有効的に機能する機器はどれかを十分精査するとともに、図書館としての機能を十分考慮し、どれが重要で保存すべき資料なのかを選別しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、歴史資料や美術品などの保存管理や展示、また後世に保存伝達をどのように考えているのかについての御質問にお答えします。

一般市民の所蔵する歴史資料や文化財は、所蔵する家の歴史や住んでいた人々と密接に関係を持っており、その家で大切に保存され、伝承されることが望ましいものと考えております。市の指定文化財が市外に散逸する前に、市が譲渡を受けることもございます。また、一般的な資料でも、所有者の好意や何らかの事情で市が寄託や寄贈、あるいは譲渡をいただいているものもございます。その場合、寄贈される資料の中から歴史的遺産として保存していくべきかどうか、価値判断をさせていただいているところです。価値判断に当たっては、文化財保護委員あるいは市史編さん委員の御意見をいただくこともございます。

このたび郷土資料展として展示しました養老屋の資料につきましても、資料のすべてが市に寄贈されたものではなく、一部は佐藤家から借用しているものであります。言うまでもなく、歴史は確かな資料の裏づけがあって明らかにすることができるものであります。また、美術品なども市の文化遺産として貴重なものでありますので、市民の方からの調査依頼や情報提供に基づき、市史編さん専門員を中心に、市内に所蔵する古文書な

どの歴史や文化資料の発掘に努めているところです。

このたびも幸生小学校創立 100 周年の折に、学校に収集した民具や歴史資料などが、地区の郷蔵に収納されております。今後、分類、整理した上で、一部は学校の教材として、また全市的に貴重と思われるものは、市の郷土館資料として保存や展示を図ってまいりたいと考えております。同じように、市民の方々からの情報で六供町の水口屋の資料についても、整理と資料リストの記録に努めたり、寄贈いただいて保存を図ったりしております。

これまで収集したものや、寄贈を受けた古文書や書画などの歴史資料や美術品は、図書館の展示ホールや郷土館を活用して展示し、広く市民に公開しております。今後とも大切な文化財や歴史資料などにつきましては、折に触れ調査収集に努め、保存と活用の両面から対応を進めてまいりたいと考えているところです。

次に、地域活性化対策に、ミニ資料館や美術館の開館支援についての御質問にお答えします。

それぞれの地域に残る史跡や歴史文化遺産は、地域に生きた先人たちの大切な活動の足跡であり、今に生きる人々にとってその地域を特色づける大切な資料であると考えています。これが地域に暮らす人々の誇りや潤い、安らぎを与えてくれるものであります。

文化遺産は地元で保存活用し、地域づくりを進めるために、柴橋地区では、地区の方々为主体的・積極的に熊野ラインを進める会を組織し、幾つかの名所旧跡の環境を整備し、保存に努めるとともに、歴史的な由来を記した案内板を設置するなど、取り組んでくださいました。

また、町並みや古い建造物も大切な文化遺産であります。市としても、旧家や土蔵など歴史的建造物としての価値、周辺の景観との調和、さらには美術館を兼ねる要素などを考慮に入れた資料館のありようを模索しているところであります。

御質問の白岩地区のミニ資料館や美術館の開館計画についてでございますが、所有者や地域の方々がどのように取り組もうとなさっているのか、また具体的な計画内容などを十分お聞きした上で、地域の文化の伝承と地域の活性化につながる取り組みとして大切に見守り、対応してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 51 分

再 開 午前 11 時 05 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田議員。

松田 孝議員 御答弁ありがとうございました。

今この白岩義民についていろいろ地元でも話題になっておりまして、これを取り上げる前にもいろいろ地元の方とお話しした内容もあります。

当局は視察に関しては今のところ考えていないという話でしたけれども、地元でやはりこういう機運が若手を中心として誓願寺で顕彰会をつくってやっておりますけれども、そういう機運が一つのきっかけではないかなという感じがします。ですから、こういうものを全国にもっともっと発信すれば、いい地域の活性化につながっていくのではないかと、地元の方も申しております。

ですけれども、なかなかこういう全国組織というのは、単なる地元だけではちょっと不可能であります。ですから、行政が何らかのことをやってくれば、私たちも前向きに検討していくということで話をしております。ですから、こういうのを地元でやる意思がはっきりすれば、市長は考え方を改めて義民サミットに向けて考えを前向きに検討していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

天童市なども、織田信長の全国サミットをことし 6 月に手がけようとしております。これなども全国 19 市町村で実施、町村単位に実施しているんですけれども、これは 6 月 27 日から 28 日に、全国 19 市町村が加盟している全国サミットを、これは天童市で開催するのは第 2 回目だそうです。これは観光振興をテーマにした取り組みということで、ことし実施される予定になっております。

今こうした全国サミット、あるいはシンポジウムとか、そういうまちおこしが各市町村で歴史的な文化遺産を掘り起こすとともに、関係団体が一生懸命になってこういうふうに取り組んでいる状況があります。ですから、寒河江市でもやはりこうした……私も情報のある程度提供したつもりなんですけれども、この問題を取り上げるために。ですから、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

それから、教育委員長にお伺いしますけれども、白岩義民についていろいろ資料不足が今問題になってきておりまして、新たな掘り起こしがやはり必要ではないかと私なりに思います。

先日でしたか、山辺町の安達峯一郎さんですか、この方が志を立てるために目の前の山の杉を見て志を立てたということで、その後何年か過ぎて山辺町に帰ってきたら、その杉がなくなっていたとか、これが落雷によって倒れたということで大変残念がっていた経過なども聞いています。そして、これも安達資料館に今回その杉の材料が寄贈されるということで、90 年ぶりにこうした話題が出てきています。

ですから、何らかの形でこういういろいろ問題提起、資料提起というか、テーマごとにいろいろ情報を発信してくれということを出せば、さまざまな資料が地元、あるいは各市町村からも出てくるのではないかと私は思っているんです。だから、こうした一つのテーマを持って、全国に今インターネットとかいろいろやっていますけれども、そういうのにも発信してやれば、この義民に関してのものがいろいろ収集できるのではないかと私は考えておりますけれども、この辺教育委員長はどう考えているのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

あと図書館に今保存されています機関紙や便りなどは、定期的に各団体で発行しておりますけれども、図書館の資料として定期的に保存されているということがないんですね。たまたま各団体が図書館に持ってくればそれを保存する、そういう形をとっているんだということで、図書館の方にお伺いしました。

ですけれども、こういうのももう少しやはり活動の記録でありますから、どこかで保存をしなくてはならないのではないかなと思うんですけれども、前の話を聞きますと、寒河江の市報なんか、これまで昭和 29 年の合併後発行された資料が完全に保存されていなかったということで大変問題になって、一市民から提供してもらってその保存に努めたという話も出ています。

ですから、こういうのもきちっとどこかで判断して、やはり保存する方法を考えていかないと、なかなか保存に難しい面があるのではないかと。私はこういう資料は、本来ならば社会教育の歴史の関係部署できちっと保存を考えるべきだと思いますけれども、今寒河江市できちっとしたそういう方向性が出ていなくて、とりあえず図書館なら図書館できちっとこういう資料を保存すべきだと私は思います。

ですから、先ほども教育委員長は、いろいろな機種の問題から多種で選定が非常に難しいと言っておりましたけれども、これもやはり何かきっかけをつくってやらないと、機械がいっぱいあって何もできないということでは、先細りするのでは、この辺もやはり選定基準をきちんと立てて前向きに検討する方向でいかないと、こういうものは保存できないのではないかと思います。

これは河北町の例ですけれども、IT推進事業で河北町が平成12年度にCD-ROMに取り入れてやったという話を聞いております。これは内容的には河北町の町史ですけれども、58集をCD-ROMに入れて、各市町村にもこれを配付しているんですね。寒河江市にも図書館にありました。ですから、これを映す機械が、寒河江の一般の市民が無料で見られるような設備もないんですね。でもコンパクトにまとまって棚に簡単に入れておくので、場所もとらないし、今寒河江市の状況を見ていますと、閉架室が非常に満杯で、来年度あたりから書架の棚を要求しているようですけれども、やはり新しいこういう機種を使えば、そういう保存のためのスペースも減少してくるのではないかと私は考えております。ですから、機種を選定もいろいろありますけれども、前向きにこれはぜひ検討していただきたいと思います。

そのほかにも市史編さんでもいろいろ今資料調査などもやっておりますけれども、非常に時間がかかり過ぎて、その調査が終わらないと資料集が発行できないような状況になってますね。ですから、こういうのももう少しこういうマイクロソフトとかCD-ROMに取り入れて、別の段階で広く調査するというか、市史編さん委員ばかりでなくていろいろな方たちが見て、資料調査ができる可能性があるのではないかと私は思っています。

専門的なことは私も余りよくわかりませんが、そういうのも入れて調査すれば、もう少し短時間で調査も可能ではないかと私は思っています。ですから、これも前向きにもう少し、どれを選択するかというのは非常に難しいかもしれませんが、一応方向性をきちんとして対策を検討すべきだと思いますので、その辺についてももう少し具体的なものがあったらお話をさせていただきたいと思います。

あと今回の養老屋からいろいろな200数点の資料が寒河江市に寄贈されて、一部は寄贈ではないという話もありましたけれども、この保存体制について具体的にどうするのか、私も直接話を聞いたんですけど、それが全然説明がなかったように思います。これは今寒河江市でこういう保管場所というのはきちんとあるのかどうか。

この前私も9月議会でこの問題を取り上げましたけれども、旧児童センターを改装して、何とかそういう保管と展示の方向を出したらどうかということで質問をしたんですけど、検討課題ということであったんですけど、これらの施設をせっかく今回この200数点の物が寄贈されたんですから、この機会にぜひそういう方向性を出して、展示場所と保管場所をきちんと整備する目標を立てるべきではないかと思いますけれども、この辺について、考え方について再度お伺いしたいと思います。

私も天童市あたりの資料館に行ってきましたけれども、あそこも寒河江と同じように県の指定文化財になっております。それで中を見学しますと、寒河江と非常にアンバランスな関係にあります。天童市は全部窓を閉鎖して、光を遮断して、照明でいろいろなものを展示して、あと保存をきちんとしていく。あと物の展示の内容などもきちんと整理されておりますし、寒河江市の場合そうした取り組みが非常に薄いというか、資料館を見ますと直射日光は当たるし、保存のための資料、展示室のための資料館ではないような感じがします。ですから、もう少しこういうのもいろいろな施設を見て、やはり研究する必要があるのではないかなと思うんですけど、この比較というかそういうのも研究なさっているのかどうか、伺いたいと思います。

寒河江市でもいろいろな民俗品とかいろいろ収集している、さっき教育委員長も話していましたが、幸生の民俗資料を 100 周年記念に集めたという話を聞いてますけれども、これもほとんど倉庫にしまいっ放しで、郷蔵というのがあるんですけども、そこに保存されているようだということで、地元でももう関心がないような状況になっております。そして、白岩小学校も同じように 100 周年記念事業でこういうのを収集しましたけれども、今は学校の体育館の中に保管されていますけれども、もうほとんど物置に保管されている状況で、子供の目にも触れない状況になっております。

ですから、教育委員会としてこうしたものを、もう少し活用するような方向を持つべきではないかと思うんですけども、せっかく保存されても全くここ数年間活用されていないというか、白岩の場合は 20 数年間倉庫に眠りっ放しというか、そういう状況であります。ですから、これも白岩あたりは、学校建設前に保存されていたんですけども、それがあちこちに流動して多少物がなくなっているような状況もあります。だから、こういうものもきちんとリスト化して何かの教育の中で使っていく方向性を、教育委員会として出していくべきではないかと思えますけれども、この辺の考え方についてももう少しお聞かせいただきたいと思えます。

地域活性化についての資料館や美術館の設置でありますけれども、これもいろいろ地元ではいろいろな話が出ておまして、何とか地域おこしをしようということで考えている方が多く出てきております。そして、さっき言った白岩小学校の民俗的な資料なんか飾るスペースが欲しいとか、いろいろ振興会あたりでも検討されております。ですから、こういう空き住宅、土蔵なんかを利用すれば、非常に歴史のあるまちとして心に残るのではないかと私は思っておりますので、こういうものをもう少し積極的にいろいろな形でやってもらえば、大変前向きに進んでいくのではないかと思っております。

こうした歴史的な遺産というものが保存されたというのは、結局、日本古来の土蔵があったから今保存されているのであって、今の文化住宅では非常に保存が難しくなっております。そのためにどんどん今、各家では廃棄している方が非常に多くなってきております。こういうのをやはり一つ一つだれかが保存していかないと、なかなかそういう歴史的なものがなくなっていく状況と思っております。

ですから、こういうものも白岩ばかりでなく、全市でこういう取り組みをなさるべきだと思っております。柴橋地区でもいろいろ熊野神社を中心に歴史的なものを掘り起こそうとしておりますけれども、やはりこういうものをきちんと寒河江市が、せっかく歴史的なものに関心を持っている方のためにも、もっともっと幅を広げて保存や資料館を展示していくべきだと思っております。

高畠町の中央商店街でミニ資料館を 18 軒ぐらい地元の方がつくって、それを展示して、非常にまちおこしとして積極的に取り組んでいるまちでありまして、これを見ますと 1 年間の視察とか観光に訪れる人、見に来る人が年間 5,000 人だそうです。だから、非常にきちとした資料館でなく、町並みにちょこちょこ配置してやっている状況で、全国的に有名になってきております。最初は 2 軒か 3 軒くらいでやっていたんですけども、それが今では 18 軒になったそうです。

だから、そういう何かの機会に支援をしてもらえば、いろいろ調査してもらったり、この資料はどういうものだったとか、そういう資料的な調査も教育委員会としてやってもらえば、地元でも活性化に向けてそういう動きが、具体的に出てくるのではないかと私も思っておりますので、教育委員会の考えをこの辺についてどう考えているのか、もう少し前向きに検討して、地元であればということであったんですけども、この辺についてもう一度詳しくお伺いしたいと思えます。

以上で第 2 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第 1 問でも答弁申し上げましたけれども、この前私も年忌あたりの慰霊祭にお招きをいただいたときにも、白岩の目安というものがどういうものか見せていただきたいものだとか、あるいは全国にどういふのがあって、どういう事例なのかということもお尋ねした経緯がございます。そしてまた、全国的なつながりというものがどうなっているのかなというような話もしたように記憶しております。

しかし、その後全然お互い連絡もないままここに来ておるわけでございますが、そんなことで地元の顕彰会と全国とのつながりなどはどうなっているのか、あるいはこの全国の協議会のあり方、あるいはどういうことをやっているのかというようなことを、もっともっと勉強させていただきまして、そして先ほど質問ありましたことにつきましては検討させていただきたいということでございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 最初の白岩一揆についての資料、いろいろな山辺町の安達峯一郎さんのように、ああいうふうにしちんとした発信をすればいろいろなところが集まるのではないかというふうなお話がありましたが、そういうふうなことも含めて、やはり非常に重要なものですので、これから集めるように努力してまいりたいというふうを考えております。

それから、蔵やなんかを利用した美術館とか、資料の収集というふうなことです。各地方で、例えば長井あたりでもやませ蔵など民間でやっているのがあります。それから、今言った高畠の方でもあるというふうなことですが、やはりどこの場所にあるかとか、今の蔵の状態がどういうふうなとか、どのくらい価値があるのか、いろいろ将来にわたって維持するとすれば相当なお金の問題なんかもあるのではないかと思います。そんなことからやはりこれから十分研究しなければ、ここですぐ回答ということにはいかないのではないかと思います。

その他に関しては、教育長と社会教育課長の方からお願いします。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 資料の歴史的あるいはその他の資料の収集体制、あるいは保存ということについて御質問がございました。

今確かに社会が大きく変わっておりますし、生活環境が変わっております。それから、産業構造も変わってきておりまして、やはり民俗的なものを裏づける資料等が、各家庭において収納できないということがございます。そのほか、本来ならば先ほど委員長がお答え申し上げましたように、そのうちにとっては非常に大切なその家の歴史なわけでございますけれども、そういうものを本来ならばそのうちが大切に保存していくべきでありますけれども、市としても非常に大切だというふうに考えられるものについては、市史編さん委員や文化財保護委員の方々のお力添えを得ながら、寄託をいただいたりあるいは御寄附をいただいたりという形を従来も進めてまいりました。

今後ともやはりそういう広いアンテナを張りながら、そして市民の皆様方から情報提供をいただきながら、必要なものは、市にとって大切なものは保存していくということを基本的に考えて進めているところであります。例えば、今回の養老屋さんの資料もその一つでありますし、水口屋資料もそのとおりであります。こういったことが基本的に必要だろうというふうに考えております。

やはりそこには、そのすべてを収納するかということに一つ問題点がございます。これは今、県あるいは国の博物館あるいは資料館等においても、それが大きな問題になっておりまして、やはりそこは調査をしながら、そしていろいろな方の意見を伺いながら判断していくべきものというふうに考えております。

それから、もう一つは、やはりこういう施設等は収集、保存という機能が一つございます。それから、調査、研究という機能がもう一つあります。

もう一つ大切なのは、いわゆる教育的な利用でございます。活用であります。この点がやはり大きな課題だと。むしろ今後生涯学習社会の要求にこたえていくためには、大きな視点を持つものだというふうに考えております。いかようにすればその分野が可能になるか。より効果的になるかということ。

保存、収集、それから調査、研究、そして教育的な活用、この三つの領域から総合的に考えながら、進めていくべき時期だというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 そのほかの分野の質問につきましてお答え申し上げます。

まず 1 点目、養老屋の資料についてでございますが、保存の仕方もいろいろあるかと思いますが、貴重な資料でございますので、図書館にあります市史編さん室とセットにあります、図書館の閉架書庫の方で大切に保管をしたいと考えているところです。ただ、旧児童センターにつきましては、これまで考えを申し述べてきましたように、今後とも郷土館と隣接する場所でございますので、その利活用についても順次計画的に考えていきたいと思っております。

あと郷土館の改装等でございますが、天童の郷土館が全部窓が閉鎖してございますということがありました。寒河江市の郷土館につきましては、貴重な県の文化財ということで、改装等の手が簡単には加えられないという事情がございます。これまでは 1 カ所階段に手すりをつけた改装は認めさせてもらいましたけれども、照明の増設やら窓をふさぐようなことは、機能を変更するということでございまして、認めてもらえないということもありますので、今のままの保存を主にした上で、展示の活用を図ってまいりたいと考えているところです。

それから、もう 1 点は幸生小学校、白岩小学校に保存されている資料のことでございますが、幸生の郷蔵等につきましても、市史編さん室の委員の立ち会いで、学校と一緒に調査をさせていただいております。その上で学校の教材として活用するものは学校で展示することとし、それ以外全市的に貴重なものにつきましては、お預かりして郷土館の方に保管させて活用していきたいと考えているところでございます。

あと、地域のいろいろなまちおこしについてでございますが、これにつきましても白岩の例がございました。今後そういうふうな組織的、また具体的な考え方の中身を十分お聞きした上で、どのような対応が出てまいるかを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 全国サミットについては、今後検討課題だということですが、地元でそういうお話があれば、ぜひ今後は前向きに検討していただきたいと思います。地元でも若者が集まって、平成 12 年度からですが実施していますので、これはまだ具体的に話も大きく広がっておりませんが、顕彰会の中の方が昨年度の成田の全国サミットにも参加しております。

そして、その方からこれらの資料を今回教育委員会にお見せしましたけれども、もう少しこれから 370 年祭ぐらいに向けて、ぜひ実施の方向で検討していただきたいと思います。これまで市長も 350 年祭、360 年祭に参加して、いろいろ義民に対してお言葉を述べた経過もありますので、ぜひこれらも含めて 370 年に向けて検討していただきたいと思います。

あとこのいろいろな資料に関して、さまざまな角度で情報発信すれば、現在でもさまざま集められる状況にあると思います。新庄市などは 1 市民が発想して、そしてさまざまな展開で協議会みたいなものをつくって、2 万点に及ぶ資料をこれまで集めて、あのふるさと歴史センターを建設した経過があります。これらを見ますと非常に新庄市は何でもかんでも集めて、数多く同じものを 10 点も 20 点も集めて展示していたんですね。ですから、それぐらいの取り組みが 10 数年前からやってきた経過を聞いております。

ですから、こういうふうにして市がどこかで情報発信してくれれば自然と集まって、そういう施設もつくっていけるのではないかと思います。ただ、さっき空き住宅や空き土蔵なんかもありますけれども、こういうのも活用して借り受けたりして、倉庫として保管できる場所ではないかなと私は思います。そうした形もとれるのではないかと思います。

今、旧児童センターにいろいろきちとした方向性を出すのは難しいかもしれませんが、その辺の考えを切りかえてでも、そういう民間の空き土蔵なんかを利用して、保管スペースをとるということも考える必要があるのではないかと思います。

特に歴史的な資料というのは、今の保存に対しては紙質とかいろいろな問題があって、一括して保存できるようなものではないと思います。資料的には古文書とかそういうのはある程度、図書館の閉架室の中に保存するような方向ありますけれども、しかし民具とかそういうものはまた別な場所に保管する、いろいろ分散する問題もあると思います。ですから、そういうのももう少しきちとした一つの施設に保存することを、前向きに検討していくべきだと私は思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

あとこの図書のいろいろな管理の面なんですけれども、やはり閉架室に何でもかんでも保存していくとなると、相当膨大な資料になると思います。現在でも書架が不足している状態で、将来的には歩くスペースもなくなるんじゃないかなという感じがします。来年度から事業化、書架棚を入れるという考えのようですが、今寒河江市でもチェリークア・パークあたりを発掘した資料、土器とかいろいろ石器とかありますけれども、それは単なる倉庫に保存しておりますけれども、こういうものだってもう少し調査をして、何か基本的な施設を立ち上げるべきではないかと思います。

来年度あたり慈恩寺の資料館を基本的な調査をするということで、基本計画を立てるということですが、それも寒河江市の資料館としてきちんと位置づけをして、慈恩寺として限られたことではなくて、寒河江市全体の施設として考えていくべきと私は思いますけれども、この辺について全体的な資料保存のための施設として考えていく方向性を持っておられるのかどうか、その辺についてお伺いして第 3 問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 課題の大きなことになるわけですが、一つは先ほどありました埋蔵文化財等につきましては、県の埋文センターで調査したものは県の方に大事に保管になっております。市が直接かかわって発掘したものは市の方で保管しておりまして、それを分類調査した上報告書を作成して報告していると、そういうような形で保存しながら一部については郷土館で展示、公表しているという形でございます。

そのほか、最後の資料館の全体的な計画につきましてでございますが、慈恩寺の資料館建設構想、これまでずっとございます。ただ、それにつきましては、慈恩寺の大事な文化財そのものをいかに保存するかという大きな使命がございますし、それとあわせて仏像等のこと、それから古文書の保管など総体的なことを、今後十分検討しながら考えていくという立場にございますので、これからの大きな検討課題かと思っております。

以上です。

新宮征一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 5 番について、13 番新宮征一議員。

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 今回私は緑政会の一員として、またこの問題に寄せられた地域住民の方々の御意見を踏まえ、環境整備と保全についてごく端的に質問をさせていただきます。

まず、 の新沼川（パイパス）の桜回廊整備についてであります。

私たち人間生活において、水は欠かすことのできない大切な資源であることは、今さら申し上げるまでもありません。そして、水と最もかかわりの深いのが河川であり、河川の果たす役割ははかり知れないものがあるかと思えます。

その河川も、生活文化の発展と産業構造の変化等に伴い、森林の樹木は無制限に伐採され、また農地であったところも道路や住宅地として開発されるなどの影響もあってか、ちょっとした雨でもすぐ増水し、河川のはんらんによる水災害が極端に多くなってまいりました。

こうした災害から私たちの貴重な生命と財産を守るため、災害防止策として堤防や堰堤の築造などの河川改修が進められていることは、大変ありがたいことであります。

しかし反面、人の手が加わったことにより、本来自然であるべきところの河川の構造も、すっかりさま変わりしてきたのも現実であります。

こうした実態を踏まえ、国土交通省は従来からの河川の目的である治水、利水に加え、環境にも配慮した川づくりを進めようとするところから、平成 9 年に改正施行されたのが、新河川法であると私は理解をしているところであります。

この新河川法での河川整備手法としては、特に地域住民の声を反映しながら、治水、利水、環境の総合的な河川整備を図ることによって、自然に優しく、だれもが川に親しめるような河川環境を創造しようとしているもので、これまで長い歴史の中で人、地域、時代をつなぎ、文化をはぐくんできた河川が、治水、利水、環境のバランスのとれた整備、維持管理によって、安全、安心、そして潤いのある河川が見えてくるものと期待をしているところであります。

さて、本市は大河川である最上川と寒河江川に囲まれ、そして市街地には沼川が流れております。多面にわたって川とのかかわりが持たれてまいりました。特に、沼川は市街の中心部にあることから、多くの人に愛着を持たれてきたものと思えます。

その沼川であります、昭和 51 年、予想もしない、あの 8・6 水害によって大きな被害をもたらしました。改めて自然災害の恐ろしさを思い知らされた記憶は、今なお残っていることと思えます。その 8・6 水害を一つの教訓として、何らかの災害対策が種々検討され、取り上げられたのが沼川放水路計画ではなかったかと思えます。

その沼川放水路整備事業は、さまざまな難問を抱えながらも、沼川のはんらんを未然に防止するための最良の方法として位置づけられ、重要事業の一つとして積極的に推進されてまいりました。

一部地権者との買収交渉がおくれるなど問題もあって、工事の遅延などもあったわけではありますが、当局の御努力により、平成 11 年には片側掘削により暫定通水が可能となったことから、水害の心配はほとんどなくなり、地域住民も安心して生活できるようになりました。

そして今、長い期間を経て、ようやく全線開通の見通しとなったところでありまして、関係各位に心から感謝と敬意を表するものであります。

この沼川放水路は、沼川パイパスあるいは新沼川などと呼び方もさまざまありますが、新興住宅街や近い

将来宅地開発が見込まれるところを貫流しており、新沼川は地域住民から身近な川として親しまれております。しかしながら、全域が人造河川であることから、下流部の地下通水部分は公園化されているものの、上流部の開口部分は自然環境との調和が物足りなく、景観的配慮が強く求められているところであります。

こうしたことを背景に、また市民の方々の御意見をも踏まえ提言申し上げますが、この区間に桜の木を植栽し、いわゆる桜回廊をつくってはどうかということでもあります。

桜は古くから我が国の代表的な花として、全国共通のものであり、桜の開花によって暗い冬の季節に終わりを告げ、新しい春の訪れをいち早く私たちに伝えてくれます。そして、夏にはこんもりと濃い緑の葉をつけ木陰をつくり、暑さの中にもひとときの涼しさを与えてくれます。また、秋の紅葉は他の樹種にまさるとも劣らない、すばらしい紅葉が楽しめます。花と緑と紅葉、そして新沼川の清流とがマッチした見事なコントラストが創造できるものと確信いたします。

人造河川である新沼川も、こうした手を加えることにより、自然に近い景観が実現できるもので、地域住民の河川に対する愛護の精神もはぐくまれ、本市のキャッチフレーズである花と緑、せせらぎのまちづくりにさらに弾みがつくものと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、生活用水路の通年通水についてであります。このことに関しては平成12年、そして昨年9月定例会において、同じ緑政会の同僚議員が一般質問で取り上げておりますので、多少重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

前問でも申し上げましたように、水は私たちの日常生活に大きくかわりを持ち、多面的にその恩恵を受けているものであります。食生活はもちろん、農産物の育成、栽培、さらには河川の清流など、自然景観を醸し出す上でも大きく役立っていることも見逃すことはできません。

水のない川や堰は水路としての機能を満たさないばかりでなく、自然景観をも失ってしまいます。河川や堰は豊かに水が流れ、周りの木々や緑によってその調和が保たれ、そこに水辺空間としての情緒を感じることができるものと思います。

本市の市街地を流れる二の堰は、中世に寒河江を治めた大江氏により、農業用水路として開発されたものと聞いております。この二の堰も、近年歴史的な背景の維持に努めながらも、近代的な環境整備がなされ、農業用水路としての機能を失うことなく、だれもが親しめる親水空間が創出されたことから、今では市民の憩いの場として定着してまいりました。

このように、市内の幹線水路は、まちづくりの一環として着々と整備が図られておりますことは、市民の一人としてまことに喜ばしい限りであります。

しかし一方、住宅街などに目を向けてみますと、極端に水の量が少なく、思うように通水ができないことから、流れが滞留し、よどみとなっているところも数多く見受けられるのであります。こうしたところでは、生活排水の流出とも重なって、水は腐り、ボウフラなどの発生源となり、悪臭すら漂っているのが実情であります。

私もすべてを調べたわけではありませんが、何カ所かを見て回ったところで、特に気になったのが緑町地内の一部の地域であります。その地域は地形的にも低いところに位置し、水路の勾配なども関係しているものと思われませんが、雨水と排水以外上流からの水の流れが全くなく、ただ濁った水がよどんでいるだけで、ごみが浮かび、プンブン虫が出たり、腐った水のおいひはひどいものでした。

さらに、すぐその上流部には最近、開発分譲した緑町住宅団地がありますが、この緑町団地は少し高台にあり、とても見晴らしがよく、月山、葉山なども一望できる環境にあることから、眺望と環境のよさをセールスポイントとして分譲されたと聞いております。こうした価値観を高めるため、主道の部分はカラー舗装され、そのそばにはカラブロックによる歩道の設置と、小さな小川がつけられております。ところが、その小川もほとんど水の流れはなく、せっかく小石を敷き詰めてつくった川底がむき出しで、小川のせせらぎなどといっ

た情景は全く感じられない状況でありました。

こうした現場を見ながら、前述の下流部住宅地の状況もあわせ、町会長さんや地元の方々と話をしてみました。この問題を解決するには、通年通水以外に方法はないものと考えます。ほかにも寒河江城址の周囲の水路も非常に水が少なく、思うように流れていないのが実情であります。

この問題については、さきの同僚議員の質問に対する市長の答弁の中でも、通年通水は可能なところから実施しているが、なかなか難しいのではないかとされているように、農業用水とのかかわりの中で、幹線水路の状況などからいろいろ課題はあろうかと思いますが、せめて清流、景観を目的として整備されたところについてだけは、何らかの方法で速やかに通水できるよう関係機関との協議も含め、積極的に取り組むべき課題と考えますが、いかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

以上、共通する2点についてお尋ねいたしました。いずれも花、緑、せせらぎにかかわる大事な問題であります。市長の建設的な御答弁を期待いたしまして、私の第1問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 午前中の新宮議員の御質問に答弁いたします。

新沼川は、全体延長約 2 キロメートルのうち、下流部約 1 キロメートルについては、仲谷地及び落衣前区画整理事業の中で用地を確保し、県事業によりまして区画整理事業と同時進行で整備が図られ、トンネル部分の地上部は既に緑地として供用されております。

河川両側には道路の幅員も確保しており、当初県の計画では道路を河川の管理道路として全線について幅員 3 メートルとしておりましたけれども、将来の宅地化を考慮し、沿線関係者から車の入れる道路にしてほしいとの要望により、将来市道として管理することとして、上流一部区間を幅員 6 メートルの道路として用地を確保した経過があるわけでございます。他の区間につきましても、県の事業完了後には市に対して拡幅要望が出てくるのではないかと考えておるところでございます。

このような中で沿線に桜回廊を整備する場合には、今の用地内 6 メートルであっても、のり面とかあるいは側溝とかとる必要がありますので、今の用地内であっても整備は不可能だと考えます。新たな用地が必要なことから、沿線関係者の方々からさらに用地の御協力をいただけるのかどうかという課題が考えられます。この場合におきましても、市の単独事業ということになりまして、予算的な面も考慮に入れなければならないわけでございますので、すぐには実現は困難でないかと考えております。

しかし、新沼川沿いのところどころに、残地を活用したポケットパーク的な手法で桜を植栽することは可能でないかと考えておりますが、この場合にも用地が必要でございますので、場所を選定しながら用地の御協力をお願いする必要がありますので、時間が必要なのではないかと考えております。

次に、通年通水についてお答え申し上げます。

市街地における緑地や水辺空間は、町並みを形成する上からも市民に潤いと安らぎを与えるものでありまして、これまでも農業水利施設を有効に活用したまちづくりに積極的に取り組んできたところでございます。

中でも農業用水は食料生産の基礎としての役割に加え、生活用水、環境用水、防火用水等の地域用水機能をも有するものでございまして、このようなことから潤いと安らぎのある生活環境を創設するため、農業水利施設整備の積極的な支援とともに、通年通水についても、昭和 62 年から土地改良区と協議をしながら進めてきたところでございます。

このような中で、一つは緑町の住宅団地のせせらぎに関するところでございます。御案内のとおりこの団地は平成 6 年度に開発したものでございますが、緑地とせせらぎを取り入れながら、安らぎの持てる生活空間に配慮し、親しみやすい団地といたしたところでございます。

特に、緑地に設置したせせらぎにつきましては、水辺空間として潤いと安らぎをもたらす場ともなっております。この水量の確保でございますが、これまでも土地改良区とも協議をして進めてきたところでございます。確かに現在のせせらぎの水量としては、5 月上旬から 9 月中旬までのかんがい期間でも一定量が確保できず少ないようでございます。さらに 9 月中旬以降の通水についても、非かんがい期となり、取水量も減少するため、せせらぎの水量も大幅に落ち込んでいるようでございます。

このようなことから土地改良区とも再度協議いたしまして、5 月上旬から 9 月中旬までのかんがい期間中については、上流部の分水楯の調整をしながら、一層水量の増加を図りたいと考えておるところでございます。また、9 月中旬以降につきましても、できる限り対応できるように努力してまいりたいと考えております。

平成 14 年、ことしの秋口から平成 16 年度までは、御案内のように高松頭首工の工事が進められておりますので、通年通水というものはその事業完成後に協議してまいりたいと思っております。

それから、団地の下流部における悪臭のひどい水路の改修でございます。水路と水路の接続に大きな段差があり、一定勾配がとれない状況になっているようなので、現場を再調査いたして、水路構造の改良によりまして本年度中に実施してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、本年度において下水道工事も着手することにいたしておりますので、完成の暁におきましては、家庭雑排水を流さないようになれば悪臭も解消できるものと思っております。

それから、寒河江城址周辺の非かんがい期の対応でございます。お答えいたします。

これまでは昭和堰頭首工を初め、山岸地内の地域用水環境整備事業などで、毎年のように工事が進められてきたことなどから、断水や不安定な水量での通水であったため、非かんがい期などは一定の通水量が見込めないことなどから、寒河江城址周辺にも非かんがい期は思うような水量を確保できなかったところでございます。

御案内のように、ようやく平成 13 年度で昭和堰頭首工も完成いたしまして、地域用水環境整備についても法泉寺まで完成したのでございます。本年度からは 9 月中旬以降の非かんがい期においても、幹線水路の通水ができることとなりますので、寒河江城址周辺にも導水できるようになると思っております。

しかし、冬期間の通水につきましては、一部区間が開渠であります。その関係で屋根からの雪おろしなどで、水路が閉鎖されることがあります。そうしますと通水は、非常に難しくなってくるというような状況にあらうかと思えます。

申し上げるまでもなく、せせらぎの清らかな流れは、日常生活におきましても潤いと安らぎを与えるとともに、まちの品格をも高めるものであり、今後においても快適な生活環境を創出するため、市街地や集落の幹線水路の通年通水をしながら、せせらぎ空間の整備に努力を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 午前中の質問に対して、市長から大変前向きに取り組んでいただけたという御答弁をいただきました。ありがとうございました。

2 問に入らせていただきますけれども、これまでのいわゆる河川の整備というのは、これは 1 問でも申し上げましたんですが、治水と利水が一つの大きな目的であったわけです。しかし、ことしの 1 月に国土交通省の方でやられた最上川 21 世紀の川づくりというテーマで、文化センターで公聴会がありまして私も出席したんですが、大変な、会場がいっぱいになる盛況の中で公聴会が終わったわけですが、そこでやはり説明の中で出てきたのが、先ほど私が申し上げましたように従来の治水利水という大きな目的があったわけでありまして、現代的な感覚から、やはり環境をも加味したところの川づくりを今後は進めていきたい。それを整備計画に盛り込んでいきたいという意図がはっきりとあらわれておったように思います。

特に、説明の中やあるいは資料等を見ましても、住民参加の川づくり、いわゆる住民の意見を多く聞いて、それを反映させた整備計画をつくりたいという主眼であったように理解をしているところであります。したがって、公聴会の会場でも出席者からいろいろと意見を聞いたり、あるいは提言を求めておったようでもありますけれども、それと平行して河川整備計画に対する意見聴取表というものがありまして、幅広く意見を吸収したいという意図が見えたようであります。

私もその聴取表を先ほど 1 問で申し上げたような趣旨から、提言は申し上げております。一つの布石は打っておいたつもりでありますけれども、先ほど市長からあったように、あの新沼川の水域というのは、やはり土地の確保が大きな問題になるであろうというように私も理解はしております。しかし、先ほど申し上げましたように、市長もそれは水辺空間というものを大事にしたいというお気持ちは十分述べられておりますので、何らかの方法で今後時間はかかっても取り組んでいただけないかと期待をするところであります。

それから、緑町地内、寒河江城址の周りを一つの例として、先ほど 1 問で取り上げさせてもらったわけでありまして、御案内のように幹線水路は非常に整備されて立派にでき上がっております。しかし、ちょっと住宅街といいますか、まちの中の込み合ったところに行きますと、非常に水の流れが悪い箇所がたくさんあるのではないかとこのように思います。

先ほどは 2 カ所ほどの例を申し上げて御質問をさせていただいたわけでありまして、今後特に先ほど申し上げました緑町地内の水路、高松堰の頭首工の完成によって長い期間通水できるというお話でありましたけれども、下流部のいわゆる農業用地、いわゆる田んぼの耕作面積が宅地開発などによって大幅に減少してくるのではないかと。つまり、農業用水としては将来はもう必要でなくなってくる地域ではないかと思うわけです。

したがって、これは景観上の問題もありますけれども、いわゆる防火用水としての非常に重要な役割も担っているわけでありまして。そんなことで緑町地内においては、下流部の住宅地のところについては、下水道の整備も今年度から進められると。そしてまた勾配等を考慮した水路そのものの構造を改良していきたい、こういうふうなことでありましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思うわけでありまして。

常々市長がおっしゃられているように、もう寒河江市は花と緑、せせらぎのまちということで、常々訴えておられるわけでありまして、花についてはフラワーロード、あるいはいろいろなプランターの設置とか、そしてまた各家庭での飾花の機運なども非常に高まってきましたし、また生け垣等の補助制度なども活用しながら、やはり花と緑に対する市民の意識というものは、もうかなりのレベルに達してきたなというように考えられます。ただ、先ほどから申し上げましたように、沼川沿いに桜並木の植栽とか、これも時間をかけてやってくれるということですので、それほどくどくどと申し上げる必要はないと思いますけれども、やはり今後の方向としては、十分これを考えた上で検討していただきたいということはもちろんでありますけれども、このせせらぎ、いわゆる水の問題というのは、市民サイドの力ではどうにもならない問題だと私は理解をして

おります。

花、緑に関しては、市民一人一人の力、あるいはそれぞれの家庭によってかなりのところまでいくわけですが、それ以上の水の問題というのは大々的な一つの問題を抱えているわけで、やはり行政の力でなければ、市民の力だけではどうすることもできない問題だ、課題であるというように思います。

佐藤市長はこれまでいろいろな難問を抱えながらも、その事業を幾つも成功させてきた大変行政手腕の高い市長だなというふうには私は評価をしているわけでありましてけれども、例えば日本一のさくらんぼの里、東根がどうのこうの言ってますけれども、もう今では全国津々浦々にさくらんぼの里寒河江というものが知れ渡っていると行っていいくらいに、かなりの効果があらわれているわけでありまして。そして、名実ともにさくらんぼ日本一の里を築き上げた、これも市長の情熱が大きく成果にあらわれたのではないかなと思っております。

それから、難しい、難しいと言いながらも、例えば駅前再開発による駅舎の移転によつての平面交差による市街地の南北の一体化、それから今回のチェリークア・パーク内に、サービスエリアから高速自動車道からおりられる臨時ゲート、これなども到底無理ではないかなと私は考えておったわけですがけれども、それらを見事にクリアして実現にこぎつけた。これはやはり市長の政治的手腕だというように思います。

幾ら難しい問題があつても、やはり市長の決断によつて、もうこれはやるんだと、やらなければならないんだという情熱をもって事に当たっていただきたい。そうすることによつて、職員の皆さんも、そしてまた関係機関においても、その情熱によつて不可とするところも可となってくるのではないかと思います。

桜並木の問題もさることながら、この水の問題ですね、これは本当に将来田んぼの耕作面積が少なくなった場合なんかを想定しますと、やはり何らかの方法で解決していかなければならない大事な問題であるというふうに考えます。

これはもう農林サイドの問題だけではなくて、全庁的な一つの取り組みの中で、これらの問題を今後重要な施策の一つとして取り組んでいただけるようお願いしたいわけでありまして。これらの共通する二つの点について、さらに市長の決断を情熱をお聞かせいただければ幸いです。

これで2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御案内のように、河川行政、国も県も市もですけれども、河川行政の見方というものはこれは変わってきております。

御指摘のように水を治めればいいと、あるいは利水だというだけの問題ではなくなっている。やはり環境を重視したところの河川行政というものに変わってきておること。

本市におきましては、御案内のように第 4 次振興計画におきまして、花、緑、せせらぎで彩るまちづくりというものを標榜しながら、さらにまたせせらぎというものについては特に力を入れて、せせらぎ宣言というものもやったところでございます。

御指摘のように花、緑だけじゃなくて、せせらぎについて、いわゆる清流を守っていこうということについても、大変力を入れておるつもりでございますが、非常に難しい面もございまして、ですけれども市民の力というものを私は大変ありがたく思っております。

沼川をきれいにする会でありまして、あるいはグラウンドワークによりまして、いろいろな川をきれいにする運動が非常に盛り上がってきているということは確かでございますが、花、緑だけじゃなくて川をきれいにしようとする運動が次第に盛り上がってきておるということは、非常に私は感謝しなければならないと思っております。

そんな中でこれまでもいわゆる地域用水事業と、地域用水事業というのもこれも先ほど申し上げましたように、生活用水なり、あるいは環境用水なり、防火用水、いわゆる地域の中で使えるように川を用いていこうと。かんがい用水を地域用水に使っていこうということも、農林水産省の事業をいち早く取り入れて取り組んできたわけでございます。

ですから、先ほどの御質問の寒河江の城の周辺の事業と、あれはやはり地域用水、農林省の仕事でやってきておるわけでございますが、そういうのも寒河江市が一番早いと私は思っておりますが、これはせせらぎのまちづくりということにとっては、ぜひとも必要だということで進めてきたところでございます。

非常に細い道路沿いの小川ということになると、非常に難しいこともあるわけでございますが、それを通年通水と、一年じゅう通してきれいな水を通すということは、そもそも農業用水なわけでございますから、非常に厳しいことは厳しいわけでございますけれども、土地改良区等々と十分協議しながら、これまで隅々まで、二の堰はもちろんでございますけれども、隅々まで流したいなということで協議を進めてきたところでございますけれども、まだまだやはりそういうところまでいかないところがあるわけでございます。

ですから、下水道を整備しながら、生活雑排水はこういうものには流してほしくないという市民の力もおかりしなければなりませんし、あるいは用悪水路などは、整備してまいろうということでこれまで進んできたところでございますが、これからも大きな二の堰はもちろん、沼川はもちろんでございますけれども、細い小川にまで魚が泳いだり、メダカもすいすいと泳ぐようになればなと思っております。

まだまだこれから頑張ってもらわなければならないと思っております。そういう意味では行政のみならず、市民のお力も協力もちょうだいしなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 積極的にこれから取り組んでもらえると思いますので、両面とも市長初め管理職の皆さん方にも、今後一層の御努力をお願い申し上げておきます。

最後になりますが、緑化フェアもいよいよ秒読み段階に入りました。もうすぐ目の前に迫ってきたわけでありませけれども、この全国都市緑化フェア、山形花咲かフェア '02 のすばらしい成功をお祈りして、御期待を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告番号 6 番、農業振興につきまして、市長にお伺いをいたします。前向きな答弁を御期待申し上げます。

の農畜産物の安心、安全行政につきましてお尋ねをいたします。

政府は 5 月 10 日、食品安全行政に関する関係閣僚会議の第 2 回目の会合を首相官邸で開催し、食の安全を確保するための新たな行政組織と法制度のあり方をまとめ、食品の安全性を評価する独立した新組織を設置するようであり、仮称であります。食品安全確保法を制定し、食の安全を確保するための基本原則を確立する考え方となっております。6 月中には政府の対応方針を決める運びとなっております。

新たに制定する仮称食品安全確保法は、消費者の健康保護を最優先に位置づけ、行政や食品関連業者、消費者などの役割や責務を法律に明記しようとしております。

食品の安全性を評価する独立した新組織は、食品衛生などの安全を管理する農水省や厚生労働省に対し、適切な政策を行うような勧告や監視ができる権限を持たせ、農林水産対策の軸足を消費者サイドに大きく移し、食の安心、安全を確保するための大胆な見直し改革を断行する決意となっております。

近年、我が国におきまして B S E 発生以外にも、大規模な食中毒事故、安全性未審査の遺伝子組み換え農産物の食品への混入など、食品の安全性にかかわる出来事が相次いで発生しております。

こうした食品事故発生を契機といたしまして、追跡調査及び回収を容易にすることとあわせ、生産情報などを提供し、消費者と生産者の顔の見える関係を確立し、消費者との信頼回復を図るという観点から、トレーサビリティシステム化に期待が寄せられております。IT 技術の活用によって取り組みがなされるようになります。

主因が農業者自身であれば、農業者の自己責任となることは当然であります。昨今の食における事件、事故は、行政の指導不足、会社などの組織による偽装と、根拠のない風評によるものであります。

農業を取り巻く情勢は、まことに厳しい状況下にあることは御案内のとおりであります。IT によるトレーサビリティシステム化が実施された場合、市としてどのような対応を農家に講ずる考え方なのか。また、食の安全についてどのように農家への行政指導をするおつもりなのか、お尋ねをいたします。

農業における産廃物対策と有効利用についてお伺いをいたします。

まず最初に、農業用使用済みプラスチックのリサイクル化につきましてお尋ねをいたします。

さくらんぼの収穫も間近に控えております。さくらんぼの樹上にも雨よけテントが一斉に被覆されました。梅雨期間は約 30 日間程度であります。ポリエチレンフィルムは後に産業廃棄物となります。

昨年 9 月に、さくらんぼなどで使用する農業用使用済みプラスチックのリサイクル化につきまして、1 市 3 町において日常使用するごみ袋に再生品として使用できないかという質問をいたしました。市長の答弁では前向きで、諸問題、諸課題はあるにせよ、今後クリーンセンター及び構成市町で検討し、協議がなされると考えていますとのことで、その答弁に基づきごみ袋の再生品使用につきまして入札参加の指名を与えたものの、入札の結果、農業用使用済みプラスチックのごみ袋再生品につきましては、落札することはできなかったようであります。

すべての商品も製品も、価格破壊の時代に入っております。バージン製品ほど価格が安い傾向にあります。リサイクル製品ほどバージン製品と同等の品質をつくり上げるにはコストを要し、製品価格が高くなる傾向にあることは事実であります。すべての産業において、ごみを出さない努力が求められているとき、かつ地球の

資源をむだなく利活用するために、入札単価のみの判断でなく、日本一のさくらんぼの里にふさわしい発想における、農業用プラスチックの再生品をごみ袋として使用できないか、改めてお伺いをいたします。

次に、家畜排せつ物の管理の適正化につきましてお伺いをいたします。

2004年11月1日より、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されるようになります。平成11年11月1日を法の施行日として、5年間を経過期間と設定し、残すところあと2年と数カ月となりました。

畜産農家におきましては、平成12年度より行政や県畜産会などの指導、助言を仰ぎながら、経営規模、採算性、施設建設の可能性を考慮し、個々の畜産農家や畜産農家で組織しておりますところの部会におきまして検討されている実態にありますが、具体的な取り組みがなされていないようであります。

平成13年度においても、本市において家畜排せつ物処理の施設の整備につきまして予算化はされたものの、取り組んだ農家はないようでありました。

しかし、残すところの経過期間は2年とわずかであります。現状として対象になろうとしている畜産農家に対し、どのような管理基準、施設面及び管理面の基準につきまして指導助言をなされているのかをお伺いいたします。

現在農地などに野積みされております堆肥が見受けられます。野積みされている堆肥は早急に地力増進効果に結びつけるような手法、例えば転作田、中でも土地利用型の作物などへの利用指導はできないのかということでもあります。いかがでしょうか。

当該法律における税法上の特例措置としての地方税、固定資産税についてであります。経過期間内に取得したものにつきましては、取得後5カ年間課税標準が50%に軽減されることになっておりますが、私の判断では経過期間を過ぎてもなお畜産経営を続ける農家は、多頭飼育農家だけになるものと思われまます。よって、家畜排せつ物処理施設が大型化になることが予想されます。それらの事情をよくよく御推察なされ、さらなる税の軽減化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

環境問題に対する国民、市民の意識が高まっております。畜産経営を安定的に営むことが厳しい環境となっており、さらに堆肥の施設、場所につきましては地域の方々より理解を得ることは並大抵のものではありません。農地や草地に施設を設置する場合、隣地の同意を得る必要があると思われまます。その場合、どのようにして市として対応する考え方なのかお伺いをいたします。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、ITを活用したトレーサビリティシステム、いわゆる生産履歴を追跡する仕組みでございます。これを導入した場合に、市として農家にどう対応していくかということでございます。

御指摘のように、昨年9月に発生したBSE問題に端を發しまして、その後食肉を初めその他の農産物をも含めた偽装表示事件が相次いで発生しまして、消費者の食品流通に対する不信と食品の安全に対する不安を招いたわけでございまして、生産者や関係業界にも多大な影響が出て、大きな社会問題となっておりますことは御案内のとおりでございます。

こうした食品の偽装表示は、国民の食品表示に対する信頼を根本から裏切るもので、消費者が大きな不利益をこうむったことはもとより、生産農家に対しましても大きな損害を与えたものでございまして、その再発を防止しまして、消費者の食に対する信頼回復を早急に図らなければならないと思っております。

こうした事態に対しまして、国、農林水産省では、この4月に国民の信頼を回復するため、農林水産政策というものを抜本的に見直し、消費者に軸足を移した農林水産行政を進めるための、食と農の再生プランを発表しております。御案内かと思いますが、このプランは食の安全と安心の確保、二つ目には農業の構造改革を加速化、3番目には都市と農山漁村の共生対流、この三つを大きな柱としております。

このうち食の安全と安心の確保の中では、消費者第一のフードシステムの確立を中心に、JAS法改正を初め関連法制度の見直しや、新たな食品安全行政組織の構築に取り組むほか、農場から食卓へという顔の見える関係の構築に向けて、食品がいつどこでどのように生産流通されたかなどの情報について、消費者がいつでも追跡把握できるようにする、いわゆるトレーサビリティシステムの平成15年度からの導入などが盛り込まれているわけでございます。

このトレーサビリティシステムにつきましては、国はBSEの発生を踏まえ、ことし2月から、先行して牛肉などについてのシステム構築に向けて、実証試験を実施しているところであり、さらに平成14年度中には、米、野菜など幅広い品目の導入に向けた検証を行っていくことにしておりますが、その手法を初めさまざまな問題について、まだこれから検討が加えられるものであり、制度そのものもまだ明確なものは示されていない段階でございます。

食品の安全性や品質に対する消費者の関心が高まる中で、消費者に対する正確な情報提供の必要性や、食品事故発生時の速やかな原因究明を考えました場合、こうしたシステムの確立が早期に実現されることが望まれるところでございます。

次に、農業における産業廃棄物対策と有効利用でございます。

その中でごみ袋の問題でございます。

農業用の使用済みプラスチック再生品を、ごみ袋に使用できないかということでございますが、昨年の9月議会でもお答え申し上げましたように、本市のごみ処理は1市3町で構成する西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンターで行っており、ごみ袋については平成10年度のごみ処理有料化のときから、西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター証紙条例により定められた指定ごみ袋を使用することになっております。

指定ごみ袋の規格については、寒河江地区クリーンセンターの要綱で、指定袋の種類別の材質、透明度、寸法の規格や、印刷表示、印刷の色などの仕様が規定されておるわけでございます。

農業用使用済みプラスチックの再生品を取り扱う業者についても、これらの規格をクリアし納入可能であると判断し、平成14年度寒河江地区クリーンセンター証紙印字指定ごみ袋の入札に、この再生品を扱う業者も

入った中で入札が行われたわけでございます。最低価格者と契約されているとのことでございます。

価格面だけでなく、コストが高くなったとしましても、再生品利用という観点からごみ袋に使用できないかということの御質問でございますが、御案内のように、地方自治法におきましては契約の締結について契約事務の執行の公正を確保し、できる限り地方公共団体に有利な条件で契約を締結して、経済性の要請にこたえるようになっており、物品の売買に関する契約については入札の最低価格者と契約するのが原則でございます。御案内かと思えます。

地方自治体には、一般廃棄物の回収処理といった事業を適切に遂行するとともに、住民の循環型社会への参加意識を高め、リサイクルの取り組みを促進する立場にもありますが、循環型社会の形成に向けた必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担のもとに講じられ、かつ当該処置に要する費用が適正かつ公平に負担されることにより行われなければならないこともありますので、コストが高くなることを前提に、農業用使用済みプラスチックの再生品を指定ごみ袋として使っていくかどうかについては、広域行政事務組合で検討していく事項と考えております。

次に、農業における廃棄物対策と有効利用についての御質問でございます。

まず、家畜の排せつ物の処理施設整備についてでございます。

家畜の排せつ物につきましては、これまでは農産物生産のための肥料や土壌改良剤として利用されてきたところでございますが、高齢化に伴う農作業の省力化を背景といたしまして、家畜排せつ物の利用が減少する一方で、野積みや素掘りなど不適切な管理により、生活環境に関する問題も生じまして、家畜排せつ物の適正な管理が求められていたところでございます。

そのためお話がございましたように、平成 11 年 11 月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されたわけでございます。そして、管理の適正化のための管理基準、それから施設の構造設備に対する基準などが定められたわけでございます。また、その中では、施設整備については施行が 5 年間猶予され、その猶予期限が平成 16 年 10 月末になっていることは御指摘のとおりでございます。

これを受けまして、本市といたしましても平成 11 年 12 月に畜産農家に対して法制度についての説明会を開催いたしました。さらに、昨年 9 月にも県の担当者を講師に招いて、施設面それから管理面の基準等について説明会を開催して、施設整備等について指導してきたところでございます。

施設整備につきましては、法施行に伴い、国、県のさまざまな補助制度が設けられておりますけれども、家畜ふん尿処理施設等の整備のほかにも、作業に必要なホイールローダーなどの機械の導入も伴いまして、多額の自己資金とともに維持管理経費も必要になることから、現状においてはなかなか進んでいない状況にございます。お話がありましたとおりでございます。

しかしながら、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく期限が間近に迫っていることは事実なわけでございます。本市といたしましても、関係機関とも整備手法などを十分協議し、さらに施設整備に対する畜産農家の経済的負担の軽減を図るため、何らかの助成制度を創設するなど、施設整備等について対策を講じてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、野積みされている堆肥を転作田の作物等に利活用できないかというような御質問でございます。お答えいたします。

近年国民の環境問題に対する関心の高まりや農産物に対する安全、安心志向により、農業生産においても環境に配慮した持続的農業への転換が求められている状況などから、農業の基本となる土づくりの重要性が再認識され、堆肥等を有効利用した有機栽培などに大きな期待が寄せられている状況にあるかと思えます。

このような中で、野積みされている堆肥を田畑等へ散布して利活用を図っていくことについての御提言ではございますが、申し上げるまでもなく、野積みされている堆肥につきましては、生活環境や景観から見ましても好ましい状況ではなく、解消策が望まれるわけでございますが、やはり農地へ還元していくほかにないと思

っております。

しかし、これらの堆肥のほとんどは、畜舎から運搬された状態の、いわば生ふんそのものなわけでございます。一般的には完熟されたものを田畑等へ散布するということとなりますが、堆肥の分解が不完全で未熟な堆肥の利用となりますと、周辺への影響や作物等にも十分配慮した対応が求められると思います。当然にして住宅地域へ接近しているところなどにつきましては、さまざまな苦情も伴ってまいります。

このように完熟していない状態の取り組みとなりますと、どのような地域にどのような作物に対応できるのか、農協を初め畜産農家や耕種農家、いわゆる堆肥を使ってくださる農家、さらには水田営農対策協議会などの御意見も賜りながら、これらの利活用と解消策についていろいろ勉強させていただきたいと思っております。

次に、税の軽減の問題でございます。

堆肥施設等を取得した場合の税の軽減等についての御質問がありました。租税負担の基本的な原則は公平でございます。固定資産税は固定資産そのものの価値に着目して課税するものであることから、不均衡が生ずることのないよう厳格な租税法律主義がとられているところでございますが、時には経済政策的要請に基づくところの課税上の特例として、課税標準の特例措置が設けられます。

中でも公害対策の充実などの見地から、固定資産税の負担がその大きな障害とならないよう、各種公害防止施設等について課税標準の特例措置が設けられており、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の趣旨にかんがみ、同法施行の日から平成 16 年 3 月 31 日までに取得した一定の施設について、5 年間課税標準を 2 分の 1、半分に軽減する措置が講じられております。御案内のとおりかと思います。

地方税法により、対象施設は発酵施設及び乾燥施設に係る一定の施設と定められており、償却資産となることから申告制となりますが、現在までに対象となる施設の申告はない状況であります。対象施設として申告があれば当然、税の軽減を行わなければなりません。本市独自でさらに税の軽減を行うことは考えていない状況でございます。また、仮に適用期限の延長がある場合には、見直しに係る国の動きに合わせて対応する考えでございます。

次に、この堆肥施設を新設する場合に、いわゆる隣の農地所有者の同意の問題でございます。

本市の畜産農家の現状を見ても、小規模の肥育農家が多く、さらに経営者の高齢化や後継者の問題を抱える農家が多くなっております。

そのため堆肥施設の新設について、今後の経営の方向性や費用負担の面から新設を手控えている状況にあると思っておりますが、一方新設する場合においても、環境問題に対する地域の意識が高まっている中、地域住民や隣接の農地所有者から同意を得ることは非常に困難なものがあると思っております。

しかしながら、地域における資源循環型農業を推進するためには、畜産農家と耕種農家の連携強化はもとより、地域住民の理解と協力が不可欠なものでございます。

このようなことから、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進が資源循環型社会の構築に果たす役割について、地域住民への普及啓発に努めつつ、理解と協力が得られる方法を模索しながら対応していかなければならないと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 それでは 2 問目に入ります。

1 番目につきましては、市長から答弁あった中ですが、なかなか難しい問題でありますので、難しい問題は問題なりの答弁があったような気がしております。

まず最初に、食品の安心、安全につきましてさらに質問をしますが、平成 8 年 5 月に O - 157 による食中毒が発生してから、本年までさまざま食品による事故発生があった中であります。

例えば 11 年 2 月にはダイオキシン含有騒動、これは一部報道機関による風評被害。さらに 9 月には核燃料施設臨界事故による地元農産物の販売不振など、そして 12 年 6 月には大手乳業会社の黄色ブドウ球菌の毒素による食中毒。さらに 12 年 10 月、そして 13 年 5 月には安全性の未審査の遺伝子組み換えによるさまざまな問題。そして、本年に入りましたも食品につきましては、さまざまな事故等が発生しているということでもあります。

実は、14 年 1 月 9 日でありますけれども、BSE が発生して、この家畜などにつきましては昭和 22 年 12 月に農業災害補償が出まして、その災害補償法によって屠畜場で BSE の陽性牛を検査において確定診断された場合、その取引時点で既に廃用になっているものとして取り扱い、共済金の支払い対象とするというような一部改正がなされたにもかかわらず、山形の屠畜市場、そして東京の市場につきましても老廃牛の処理、屠畜は一向に進んでいない実態であります。

先ほど言ったように、安全は確保されつつも、安心がまだ消費者に行き渡っていないという実態、そして畜産農家も風評被害に悩むことのないような対応を、みずからとっているその結果だと思っております。農協の調べによりますと、平成 12 年 3 月末、そして平成 14 年の 3 月末の肉牛の飼育頭数、寒河江市でありますけれども、約 90 頭ほど減少しております。12 年 3 月では 681 頭、14 年 3 月末では 592 頭ということで、BSE が出なかったならば、これら飼育頭数につきましては減少はなかったろうと、このように私は思っております。

そのくらい食に対することが直接農家に、その経営に響くというようなあらわれだと思っております。

一番心配されておるものは乳牛関係でありますけれども、本年 5 月現在で家畜共済に入っている乳牛頭数は、寒河江市で 511 頭です。6 歳以上の乳牛は 184 頭おるという数字になっております。飼育農家は 22 戸ということで、現在すべて家畜共済に入っているという実態にあります。

昔は一部家畜共済に入っていなかった乳牛もおった中でありますけれども、BSE の発生とあわせまして全頭共済加入になっているという今の実態であります。6 歳以上の乳牛の割合は、全体からいいますと 36% でありまして、なかなか全頭検査体制になっておりながらも肉牛の取引価格、そして牛乳までも消費量の減退につながりつつあるというような状況にある中であります。

O - 157 が出たときには、カイワレ大根というような話が出ました。大臣がカイワレ大根を無造作に食べるテレビ報道もあったようであります。統計の数字で山形丸果の市場を通じまして、東北農政局から調べてもらったカイワレ大根の数字を参考的に用います。平成 6 年 O - 157 が出る前です。1 万 5,048 トン、これが生産販売量でありました。平成 10 年 5,642 トン、3 分の 1 です。そのものが原因でなかった中でありますけれども、そのような風評が出てまいりますと、一斉に消費が減退するということでもあります。肉牛はある程度回復の兆しがありますけれども、今後回復の兆しが順調に伸びればいいんですけども、それでも非常に心配される中であります。

緑政会で過般行政視察に行っていました。京都の東急ホテルでは、「我がホテルはアメリカ産とオーストラリア産の牛肉しかホテルでは出しておりません」、大きくエレベーターに書いてありました。私、がっかりしました。特に私は愛国心を持っている人間でありますので、そして農業をやっていますので、できる限り

国産の消費を、これらをモットーとしておる関係から愕然としました。そのくらい農家というのはマスコミ報道にもろいという一面を持っております。そして、それらの対応もなかなかできない一つの食にあることも事実であります。

よって、先ほど市長が今後トレーサビリティシステムにつきましては、国の動向を見ながら考える必要があるというような答弁をした中でありますけれども、いち早くこのシステムにつきまして寒河江市で取り組んでもらいたい、このように思っております。そして、市長が言う寒河江型農業のともしびが消えないように、前向きに取り組んでほしいものであります。

さらに、6月15日から緑化フェアが開催されますけれども、牛肉の消費宣伝につきましてもできる限りその中に組み入れますように、要望をしたいと思っております。

次に、使用済みプラスチックの再生品のごみ袋使用についてでありますけれども、市長は先ほどはできる限り安い価格のものに発注をするのが原則なんだと。そして、その後に広域でさらに検討したいと、このような話をしたようであります。

平成12年度の廃プラの回収実績は、1市4町、JAさがえ西村山で168.5トンでありました。13年度、寒河江だけで125トンであります。今、さくらんぼのポリエチレンの再利用につきまして、5月30日でありますけれども、再生品をさくらんぼの雨よけに再度利活用するというので、農協でことしから試験をしておるようであります。

私も1棟だけもらってきました、今ハウスの方にかけております。しかしながら、非常に透過率が悪いというような見方をしております。逆から言いますと遮光率が高いと、このようにもなる中であります。なかなかさくらんぼの雨よけを再生して、さらにさくらんぼの雨よけ施設に被覆することにつきましては、相当技術的にも、そして價格的にも大変だなと思っております。

できる限りごみ袋に使っていくような方向の中で、9月にも質問し、市長は前向きに検討されまして、広域の方にも相談なされ、クリーンセンターとも話をしながら対応して、落札までは至らなかった経過がありますけれども、日本一のさくらんぼの里寒河江でありますので、その名にふさわしいような、さらなるリサイクル化を強く望むところであります。

次に、家畜の排せつ物関係でありますけれども、搾乳牛、寒河江で511頭おります。年間1頭の牛がどのくらい排せつするかと調べてみますと、約20トンです。511頭に20トンを掛けますと1万1,000トンという数字が出てきます。私もたまげ驚きました。私でも搾乳3頭最高で飼育したことがありますけれども、年間で1頭から20トン出るなど。これはふん尿合わせてです。20トンです。年間で乳牛だけで1万1,000トン出ますので、それに肥育、肉牛などなど合わせますと相当の量になります。

今、野積みされておる箇所、市長も回ってみますとうまくないなあと、何とかならないのかなあと、このように正直、本心思っておると思っております。すべての市民、そのように思っていると私は思います。今、畜産界でも、そして県の農業技術課、普及センターなども上手な堆肥の使い方ということで、いろいろなパンフレットを出しております、普及啓蒙に本腰をことしから入れておるようであります。

しかし、毎日排せつ物が出ます。今、野積みになっているものに、さらに毎日出てくるわけです。一気に野積みされたものをどこかで、いつの時期か省く必要が私はあると思っております。新たに畜舎のわきに、例えば排せつ物の施設をつくったとしましても、野積みされたものを新しい施設に持ってくる、また新しいものが出てくると、そうなれば倍、何倍となる施設を保有しなければならなくなります。

これは畜産農家みずからの課題だと思っておりますけれども、全体の中でこれらを早急に処理する必要があるという観点から、土地利用型の農業にそれらを生ふんではありますけれども、生ふんでさまざま課題はあると思っておりますけれども、方法としては散布してすぐ耕うんすると、このような手法をとれば私は解決できるのではなからうかと、このように思っております。畜産農家とそれから耕種農家を組み合わせ、転作組合などで十分に

協議なされれば、それこそ花、緑、せせらぎに反しないような、もっと品格のある寒河江市の景観になるのではなからうかと、このように私は思っております。

今、畜産農家に私の同級生もおります。何十頭飼っている酪農家がございます。話をしますと、今回の法律で法律に背いた場合、罰金 50 万円というものも法律に組み入れられております。残すところあと 2 年数カ月だと。どうしたらいいべということ、まず暗中模索、これが今の畜産農家の実態だと思っています。小さいところはやめんべと、残るのは大きい畜産農家だけでしょうと。今すぐ正直やめられないと、どうにかしなければならぬ、という一つの実態にあるようでありますので、ひとつその辺市でも、範囲が広くてなかなか大変だと思いますけれども、ひとつ行政も農協もさらに畜産農家も耕種農家も全員で、全体で取り組む必要があると、このように希望する中であります。

先ほど言った土地利用型の転作面積に施用量大体 1.5 トン掛けますと、約 340 トン一気に処分できると、計算上このようになるようでありますので、ひとつその辺前向きに対応されますようお願いしたいということあります。施設の隣地の同意関係につきましては、あくまでも設置者の個人の問題でありますので、なかなか行政も対応しにくいということもわかりますけれども、なるべく施設化が早急に実現できるような側面的な支援をひとつ希望したいと思っております。市長の方から何か所見あれば、ひとつお答え願えれば幸いです。私はこれで質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども答弁申し上げましたけれども、生産増強というよりも今は食品の安全というように方向が向いていかなければならない時代だと。消費者のことを考え、あるいは消費ということを考えた生産ということに、頭を切りかえていかなければならない時代だということになってきております。

過般の B S E の問題があったように、消費者だけではないわけでございまして、大恐慌に陥るのは今度生産者農家が困ってきているわけでございます。それで消費の方に目を向けなければならぬということになる、これはどなたも御了知のことだと思えますし、国の農林水産省の方針も、そういう方向に遅まきながら変わってきたと、このように見ておるわけでございます。

そういう中で寒河江のいわゆるブランド品、さくらんぼを初め、何にしましても寒河江からそういう問題を起こしたくはございませんし、いわゆる産地としての安心感、寒河江のものは何でも安心して食べられる、安全な食品だということになって、これまではそういうふうになってきておりますけれども、そういうことになっていかなければならないなど。なお一層そうになっていかなければならないと思っているわけでございます。本市におきましては、これまでも消費者の安全な食品を求める声にこたえるために、いわゆる減農薬有機栽培米振興事業とか、ブランド農産物の生産振興のため、いろいろ補助事業に積極的に取り組んできたところでございました。これからも安心、高品質な農産物の生産と、そして消費者に信頼される産地づくりを推進していかなければならないと思っております。

そして、地元で生産された新鮮で安心、安全な農産物を、また地元でも消費するというような、いわゆる地産地消にも一層取り組んでいかなければならないと思っております。さくらんぼのみならず、野菜はもちろん果物、それから畜産物にしましても、米、麦、大豆に至るまで、そういう寒河江の安心なブランド品ということに、もっていかなければならないと思っております。

それから、リサイクルの再生品の利用でございますけれども、先ほども申し上げましたように、循環型社会というのは今望まれるのは当然でございますが、何よりもまずごみを出さないこと、第二には使えるものではできるだけ繰り返し使うこと、第三に繰り返し使えないものは資源としてリサイクルすること、それから最後に利用できないごみは、適正に処分するということを基本といたしまして、資源の消費というものを抑制し、環境への負荷が軽減される社会というものをつくっていく必要があると思っております。

そのためには、国も地方公共団体もしっかりでございますけれども、事業者におきまして、あるいは国民一体となって、こういう適切な役割分担を担っていく必要があるかと思っております。 国の取り組みにつきましては先ほど申し上げましたけれども、県におきましてその取り組みにつきましてはリサイクル製品の認定制度の創設、それからリサイクル共同事業化に向けた調査研究への助成制度などを創設しておるわけでございまして、いわゆる廃棄物の減量化、リサイクル化の基盤づくりというものを図ってきております。

全国市長会におきまして、廃棄物の有効利用に関する技術開発というものを推進いたしまして、リサイクル商品のマーケットの確保を図る施策というものを推進するよう国に要望してきておるところでございます。そんなことを一般的にやっておるわけでございますけれども、再度この使用済みプラスチックなどにつきましては、いろいろ肥料袋、ごみ袋、それからコンテナなどにいろいろ再生品としてはつくられておるわけでございますけれども、全農あたりにおきまして、再資源化されたペレットを原料としまして、肥料袋の加工委託を行うようにという運動もあるように聞いております。

いずれにしましても、農業用の使用済みプラスチックのリサイクル再生品は、排出者であるところの農家の方々もただ排出するだけでなく、率先してリサイクル製品というものを使うような心構えも重要になってくるのではなからうか、求められてくるのではなからうかと思っております。

この率先利用、使用の意識の醸成というようなことを図っていくとともに、これらの利用促進を図る上での、

可能な支援策ということについても考えていかなければならないだろうと思っております。

それから、野積みの問題でございますが、やはりこれは今まで全然手を打たなかったというものではございませんでして、非常に対応が難しいわけでございます。だからといって、今度できましたところの堆肥の処理施設を建設しなさい、つくりなさいといひましても大変な費用がかかりますし、またそういうものを建設する土地の問題ということになりますと、いろいろ隣近所というものの同意がいろいろ出てくるわけでございますから、そんなことからありまして、先ほど申し上げましたように進んでいない状況というのはそういう状況にあるかと思っております。でも、避けて通れない問題でございますから、十分畜産農家の方々とか、あるいは関係機関とも協議の上、十分対応してまいらなければならないと思っております。

これまで先ほどおっしゃいましたように、いろいろな頭数の少ない方もおりますし、頭数を多く飼育している方もございますし、いろいろ頭を悩ませている廃棄物でございます。し尿、ふん尿でございますから、それらを環境面とも十分考慮しながら、そしてまたリサイクルできるように、あるいは田んぼに戻されるような対応というものを、いろいろ考えていこうと思っておりますので、今後とも御理解をいただきたいと思っております。以上です。

佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 7 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 第 1 日目の最後となりました。

私は日本共産党を代表し、議員活動の中で寄せられる市民の声や要望の中から、保健福祉に関するものに焦点を絞り、市長の考えをお伺いいたします。いずれも市民の切実な声であることに留意され、誠心誠意答弁くださるよう期待いたします。

初めに、国保税案分率の見直しについて伺います。

国保税に関する質問は、これまで幾度となく同僚議員により取り上げられてきました。私たち日本国民は、何らかの医療保険に加入することによって、病気の際にも十分な医療を受けることができます。しかし、今、各種医療保険とも財源不足が深刻化し、保険料の引き上げや医療費の一部負担の引き上げなどが次々に行われ、病気をしても安心して医者にかかることができない状態になりつつあります。

とりわけ国保は、加入者同士の互助制度の性格上、必要な医療費を加入者が負担しなければならず、医療費が増嵩すれば加入者の負担が大きくなるといった性格のものであります。

医療費増嵩の一つの要因として、国の財政負担が減っていることや、老人保健への拠出額が年々ふえていることや、国からの財政負担がない退職者保険がつけられたことも大きな要因として指摘されております。

寒河江市では、平成 9 年に国保税の案分率の見直しが行われましたが、その後医療費の伸びに税収が追いつかず、取り崩す基金も底をついたことから、今議会に国保税案分率の見直しが提案されているところです。

私は、国保運営協議会の一員として議案の審査に加わったのですが、医療分については応能、応益の割合を 5 対 5 の平準化に近づけるとして、13 年度現在の応益割合 38.7%を 46.08%に、応能割を 53.2%に案分する考えです。

この案による医療分の所得割は 6.2%から 6.6%へ 0.4%の増。資産割は 31%から 30%に 1%の減。1 人当たり課税される均等割は 1 万 7,400 円から 2 万 5,300 円に 7,900 円の増。1 軒ごとに課税される平等割は 2 万 2,800 円から 2 万 8,700 円に 5,900 円の増と大幅な引き上げとなります。応益割の比率を高めることは、低所得者層に重い負担となることは否めません。市長は、ことし 3 月の遠藤聖作議員の質問に対し、応益率を 45%から 55%の範囲に見直せば、6 割減額が 7 割に、4 割が 5 割に、さらに新たな 2 割減額の制度が適用になるので、低所得者層に負担がかからず、減額した分の財源は国から補てんされると答えておられます。

しかし、試算表で見ると、今回の案分率の見直しによって、高額所得者で 53 万円の頭打ちになる階層を除いて、全所得階層が大幅な増税になると思われます。

税負担のあり方は、納税者が日常生活を維持できる範囲内にとどめるべきだと思いますが、国保税は税の中でも最も負担感の大きい税と言わざるを得ません。今回の案分率の見直しは、納税者にとって負担限界を超えた大増税になると思うのですが、市長の考えをお伺いいたします。さらに、この案分率で課税したときに、最も大きな負担がかかるのは、減税の対象にもならず、最高限度額 53 万円の頭打ちにもならない中間所得層ではないかと思っております。このことは 13 年 12 月議会において、高橋勝文議員も指摘しておりますが、所得区分 200 万円の範囲内にある世帯は、2 割軽減に該当するかどうかの境にあり、国保加入世帯の 4 分の 1 を占めております。これらの人たちが税金を払った後で生活費に充てられる金額、可処分所得はどのくらいと見ているのかお伺いいたします。

今回の案分率の見直しでは、新たに 2 割の減額が認められるということですが、これは申請をしなければ受けることができません。知らずにいればせっかくの制度が利用できないこともあります。納税者に周知徹底す

べきと思いますが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

今回の案分率の見直しは、被保険者全員に大きな負担がかかることとなります。このことにより滞納者がさらにふえるのではないかと心配されます。1年間滞納した人からは、医療保険証を取り上げ、資格証明書を交付することになっていますが、これらの人たちが医者にかかったときの医療費は、窓口で全額を支払い、後で役所に申請して自己負担分を受け取ることになっています。

滞納しているために医者にもかかれず病気を悪化させたり、命にかかわる事態になることもあり得ることです。このような事態を避けるため、どのような方法を考えているのかお伺いいたします。

これまで国保についての質問のたびに、日本共産党の議員団は、国保税の減免について市長の見解をただしてまいりました。国保税条例第18条には減免の規定がありますが、失業や倒産などで減免申請をしても、家族の中に社会保険等の加入者がいれば、その人が負担できるのではないかとといった担税力が問われ、ほとんど該当することがありません。

私たちは他市の例なども引き合いに出しながら、減免を認めるべきではないかと申し上げてまいりましたが、市長はいつも制度上の制約や公平、公正の原則からできないということを繰り返すだけで、一向にその垣根を越えようとしません。

国保税条例第18条の減免の条文には、「その他市長が必要と判断したとき」と市長の裁量を認める1項が載っているのです。市長は、この市長の裁量をどのように判断しておられるのか。納税者の立場に立った柔軟な判断と決断で減免に踏み切るべきときだと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、医療費委任払制度についてお伺いいたします。

このことにつきましては、14年3月議会で遠藤聖作議員が質問しております。医療をめぐる情勢は一段と厳しさを増し、今国会においてサラリーマン等の加入する医療保険料の率の引き上げや、医療費負担を2割から3割へ引き上げること、老人医療費の窓口負担を定額制から1割負担にする案が審議されております。

医療現場からは、この法案が通れば、受診を手控えて病状を悪化させる人が多くなるのではないかと心配する声が上がっております。老人医療費が1割負担になれば、入院や手術などの医療費が相当な額に上ると考えられます。

今回の案では、老人医療費の1カ月の支払い上限を住民税非課税世帯で月8,000円、課税世帯で1万2,000円までとしています。入院や手術などで上限を超える医療費が請求された場合、窓口で全額を支払った後に差額は領収書を添えて市役所に申請しなければなりません。

高齢者のみならず大きな手術や長期入院した場合の医療費は大変な額です。給食費や保険に該当しないさまざまな出費など、金策に頭を悩ませなければなりません。医療費の貸付制度があるとはいえ、機動力のない高齢者や病後の人たちにとっては、煩雑で負担を感じるといった声も聞かれます。限度額以上の医療費は、払わなくとも済む窓口委任払制度を、ぜひ市立病院から始めてはどうかと思いますが、市長の考えを伺います。次に、乳幼児医療費無料化の所得制限の撤廃についてお伺いいたします。

乳幼児医療費を就学前まで無料にしてほしい、所得制限をなくしてほしい、そんな親たちの切実な声に、これまで各自治体は県の制度に上乗せするなど独自の取り組みをしてきました。私もこれまで何度も質問に立ち、改善を求めてきたところです。寒河江市でも徐々にではありますが、年齢引き上げなどの改善が行われてきました。

少子化が進む中、国、地方挙げて子育てしやすい環境をつくることは緊急の課題です。昨年山形県は、国に先駆けて乳幼児医療無料化の年齢を、就学前まで引き上げることを発表しました。このことは画期的なことであり、子供を持つ親たちにとっては大変な朗報です。

ところで、この制度には年間所得が330万円以下の世帯という制限がついております。この制限を外し、子供たちが差別なく医療を受けられるようにすべきだと思いますが、市長はどのように考えておられるか伺い

ます。

次に、紙おむつ支給制度のあり方についてお伺いいたします。

在宅で寝たきりの高齢者を介護している家庭にとって、紙おむつの支給は本当にありがたい制度です。よそから引っ越してこられた方が、紙おむつをもらえるようになってありがたいと言っているのを聞きました。当初紙おむつの支給は、所得制限があり、生計中心者の所得税が10万円未満の世帯に限り現物で支給されておりました。

しかし、それに該当しない人たちからは不満の声が上がり、所得制限を外して皆に支給してほしいとの要望が寄せられていました。私は所得制限を外すことについて、何度も市長の見解をただしてきたところですが、平成12年介護保険制度が実施されるのに伴って、寒河江市の独自事業として、生計中心者の所得税が10万円未満の世帯には8,000円相当分を、それに該当しない人には4,000円相当分を支給することになりました。所得によって2段階に分かれるものの、全員が受けられるようになったことを寝たきりの方を介護する家族は喜んでおりました。

ところが、ことし4月から所得税10万円未満の考え方が、生計中心者の所得税から家族合計の所得税に変更になったことを知りました。このことによって8,000円分受けられた家庭が4,000円に減額される家庭も出てきています。生計中心者の所得税から家族合計の所得税に変更した理由は何なのか、直ちに生計中心者の所得税に戻すべきだと考えますが、市長の考え方をお伺いいたします。

また、紙おむつ支給の方法も、登録した薬局から前もって予約しておいた紙おむつをもらってくる方法になっているようですが、介護者からは自分の欲しい商品が市の登録商品になっていないことや、途中で商品を変更したい場合など、縛りが厳しくて変更できないなど、利用方法に対する不満が聞かれます。せっかくの制度ですから、利用者が喜んで有効に利用できるよう利用方法を改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市長の誠意ある答弁を求めて第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、国民健康保険税の案分率のことでございます。

国民健康保険は、疾病、負傷等の場合の保険給付を被保険者全体で支える相互扶助制度でございます。国民健康保険税は、その事業に充てる目的税でございます。

国民健康保険税の課税につきましては、被保険者だれでもが同じ給付を受けることになるので、公平な負担を求めるとされており、国及び県より応能、応能というのは御案内のように所得割、資産割、それから応益、均等割、平等割、その割合を 50 対 50 に近づける賦課割合の平準化を図るよう指導されているところでございます。

低所得世帯に対して行う軽減につきましては、応益割合が 45%以上 55%未満になりますと、軽減割合が 6 割から 7 割に、4 割から 5 割にと高くなり、さらに 33 万円に被保険者数に 35 万円を乗じた額を加えた金額以下の所得の世帯が、新たに 2 割軽減の対象となります。御案内のとおりでございます。

その軽減された額につきましては、保険基盤安定繰入金といたしまして国が 2 分の 1、県と市がそれぞれ 4 分の 1 負担することになりますので、軽減額が増加すればそれに伴い国民健康保険税にかわって公費負担に財源を求めるとなり、被保険者にとってより有利な制度であると考えております。

低所得者層につきましては、賦課割合の平準化を図ることにより、軽減割合及び対象世帯がふえ軽減額が増加しますし、軽減制度に該当しない中間所得者層につきましても、全体的に国民健康保険税の必要額が下がることにより、負担増が抑制されることとなります。御理解いただきたいと思っております。

このようなことから案分率の改正に当たっては、国民健康保険税の賦課総額の抑制、低所得者層への配慮をもとに、応益割合を 45%以上として 7 割、5 割、2 割の軽減額と、それに伴う保険基盤安定繰入金を見込みながら、国民健康保険税の必要総額を確保するためシミュレーションを行ってきたところでございます。

その中で医療分の案分率は、所得割 6.6%、資産割 30.0%、均等割 2 万 5,300 円、平等割 2 万 8,700 円が最も妥当な案分率と考えており、応益割合は 46%となるものでございます。軽減される被保険者は 5,513 人で約 37%、世帯は 2,675 世帯で約 40%が該当することになり、1 億 2,000 万円の軽減が見込まれるところでございます。その軽減額のうち、国民健康保険税にかわる財源として見込まれる保険基盤安定繰入金は 5,400 万円の増額が見込まれることになるわけです。

この辺のことにつきましては、議員は国保審議会の委員でございますから十分御承知の上でございます。そしてまた、審議会の方からも同意をちょうだいして本議会に条例の改正案を提案しておるところでございます。

それから、可処分所得との話が出てきました。国民健康保険税の賦課につきましては、担税力に応じて課税する所得割及び資産割と、それから被保険者として受ける利益に対して課税する均等割及び平等割により算出しており、その案分率につきましては保険税条例で定めているところでございます。所得割の賦課につきましては、本人が申告した所得に基づいた課税標準額に対して行うものであり、可処分所得というものを考慮した国税の算出方法にはなっておりませんので、これもまた御理解いただきたいと思っております。

それから、2 割減免の申請等につきましてはの質問もございましたが、2 割軽減につきましては、該当すると見込まれる世帯に、6 月中に軽減制度の説明とともに申請書を同封し、個々に通知してまいりたいと考えております。また、市報でも広く周知してまいる考えでございます。

それから、滞納者に対する措置につきましてはの御質問がございました。現在、短期保険証を 24 件、資格証明書 29 件交付しております。この措置に至るまでには、督促状、催告書の送付はもとより、納税相談や指導、さらには夜間徴収というものを実施しまして、滞納にならないように努めたところでございます。

資格証明書の交付につきましては、納税相談を受けようとせず、かつ納税指導に全く応じない場合や、約束した納付を履行しない場合など、悪質な滞納者を対象にしているところであり、現在交付している方はほとんどが連絡もとれない方となっております。そういう方が診療を受けた場合には、医療機関の窓口で診療費の全額を支払っていただき、その領収書を添えて特別療養費として申請していただき、保険給付相当額が償還払いされることになるわけでございます。

それから、減免のことについての御質問もございました。国民健康保険税につきましては、世帯主を納税義務者とし、被保険者である世帯についてのみ課税対象として算定しております。

納税義務者または被保険者が、一つには公私の扶助を受けているとき、二つにはその年の所得が皆無及びこれに準ずるとみなされるとき、三つ目には災害を受けたときの、いずれかの理由で減免申請がなされたときは、国民健康保険税条例等の定めにも照らし対応しているところでございます。

国民健康保険税課税世帯に他の保険の加入者がいる場合ですが、他保加入者の所得に関しては課税の算出基礎には含まれていないことは申し上げたとおりでございます。しかしながら、国保の被保険者のいる世帯の世帯主は、他保加入者であっても国保の納税義務者となります。これは保険給付を受ける方に対する個人課税主義をとると、高齢者、乳児等の所得のない方に対しても課税することになってしまうため、世帯主に課税するということとされておるわけございまして、被保険者が受ける保険給付も経済効果が世帯全員に及ぶことから、世帯課税主義となっているところでございます。したがって、担税力の判断においても、世帯全員について考慮すべきものと解しておるところでございます。

次に、高額療養費の委任払いについてでございます。高額療養費は、所得や医療費によって自己負担限度額が異なりますが、その自己負担限度額を超えた分を支給する制度でございまして、原則として支払った医療費に対して現金給付する制度であります。

しかしながら、高額療養費の支給はレセプト点検等のため、2カ月後となることから、支給を受けるまでの間、当該医療費を支払うための資金として、支給見込み額の9割を貸し付けする高額療養費の貸し付け制度がある、これは御案内のとおりかと思えます。

この制度を利用した手続の流れは、病院からの請求書により貸し付け申請し、貸し付けを受け、貸付金に自己負担金などをプラスして医療費を支払い、その領収書により高額療養費の支給を申請し、残りの1割相当額の支給を受けることになり、市の窓口や金融機関に足を運ばなければならないということで、煩わしく思われるのは理解できるところではございます。

貸付金の委任払いを行っている例を見ますと、貸付金の受領の部分だけ委任するものでございまして、医療費の支払いを銀行でも行える現状では、被保険者にとって余りメリットはないのではないかと考えており、制度上可能な範囲内でもっとベターな実施方法はないものかと考えておるところでございます。

このようなことで、高額療養費の委任払いにつきましては、受診機関が広域化している中で、その実施方法などについて今後十分検討してまいりたいと思っております。

次に、乳幼児の医療費の無料化の所得制限の撤廃ということでございます。お答えいたします。

対象年齢につきましては、御案内のように昨年7月に満3歳未満児までから就学前児童までに引き上げられており、本市におきましても実施しているところでございます。本市の平成13年度末現在の乳幼児医療証交付状況は、2歳児までが841人で交付割合が69%、3歳児以上が824人で51%、総計では1,665人で交付割合は59%になっております。

国では、医療制度改革の一つとして、ことしの10月から3歳未満児の保険給付率を7割から8割に改正する予定となっているところであり、この改正により県の負担が緩和されることとなりますので、これを機会に所得制限の緩和について、現在の330万円からの引き上げを県に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、紙おむつのことですが、この支給につきましては、常時失禁状態にある寝たきりまたは痴呆性高齢者及び心身に障害のある方が、清潔で心地よい生活を営むことを援助するため、昭和60年から実施しているもので、平成12年度には所得制限を撤廃し、支給品目をふやすとともに支給方法を変更するなど、内容を改善したものでございます。所得制限が撤廃されたことや、受給手続きが簡略化されたことにより、受給者からは大変喜ばれ、受給者数も大幅に増加し、平成13年度は月平均275名の方々に支給しております。

今年度において、支給枚数の区分を生計中心者の所得税額から世帯合算の所得税額に変更したのはなぜかというお尋ねでございますけれども、御案内のように生計中心者の所得税が10万円未満の場合に、1カ月当たり8,000円分を支給し、10万円以上の場合は1カ月当たり4,000円分を支給してまいりましたが、生計中心者の所得によって支給枚数が異なっているため、世帯単位で考えた場合、所得の多い世帯が多くの枚数を支給され、所得の少ない世帯が少ない枚数の支給となる場合があります。

このことから、世帯の負担能力に応じて公平性を確保するため、このたび世帯全員の所得を合算した額で区分することに見直ししたものでございます。

このことによりまして支給枚数が減少しサービス低下したのではないかとということですが、平成13年度における支給状況を1カ月平均の受給者で見ますと、217名が8,000円分の受給者で、58名が4,000円分の受給者でありました。このうち必要枚数が少なく、8,000円満額分を受給しない方も相当数おられ、4,000円未満の受給者も10%程度おられます。隔月受給とか、毎月受給しない方もおります。見直し後の受給者数との比較については、今年度になりまして1カ月経過しただけでありまして、また死亡や入退院等もありますので、単純に比較はできないものと考えております。

それから、年度途中で希望する種類が変わった場合など、支給券に記載されていない種類のものでも、申し出があれば希望するおむつが支給されるようにというような話もありましたが、具体的な支給に関しては、支給申請時に多くの種類の中から希望する種類のおむつ及び受領する薬局等、販売店を申し出ただき、これを販売店ごとに集計し、各申請者の必要なもの及び枚数を準備していただいております。これは販売店において種類ごとの年間必要枚数がある程度把握して、不要な在庫をなくすことなどにより、安価に提供していただくためのものでございます。

支給するおむつについてメーカーや品目を指定しておりますが、これは契約に必要なためであり、品目を限定するためのものではございません。これまで支給実績から見て、希望された種類のおむつすべてが準備されるよう、販売店組合と契約しているところでございます。そのため着用タイプや大きさなど種類が多くなっており、販売されているすべてを網羅してはおりませんが、ほとんどの希望を満たしていると考えております。

希望するおむつの支給を断られたというようなことがありますということですが、受給券に記載されていないものは、支給対象品にならないということでお断りしたのではないかと考えております。品目の変更については、担当課に当初の申請時の変更を申し出て相談していただければ、販売店と協議し、可能な限り希望に沿えるよう努めてまいりたいと。そのようなことをしまして、紙おむつの支給につきましても万全を期してまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時03分

再 開 午後3時20分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第 1 問に市長からお答えをいただいたわけですが、案分率の改定の件で、私は大增税になるのではないかと申し上げましたが、市長の方からは 6 割軽減が 7 割、4 割が 5 割、さらに 2 割の軽減が新たに出るので、これは低所得者に対して配慮がなされているんだというようなことがありました。

しかし、6 割が 7 割、4 割が 5 割に軽減されたとしても、同じ所得階層、200 万円あるいは 1,000 万円、軽減になる所帯ですね、4 割軽減、6 割軽減に該当する世帯であっても、1 割ずつ軽減の率が高くなったとしても、13 年度の税額よりは高くなっていると。増税になっているわけです。

しかも、先ほど市長は国保税加入者の世帯の約 40% が軽減に値するんだということをおっしゃいましたけれども、この 40% もの世帯が軽減になること自体が、これは余りにも高過ぎる国保税だということを証明しているのではないかと私は思うんです。ですから、今これが案分率が改定されて、当分の間この税額で間に合うかもしれませんけれども、医療費がまたかかるようになったとなれば、財源が足りなくなったということで、また案分率の見直しということが出てくると思うんです。

ですから、これは医療費が足りなくなれば、また値上げ、また値上げということで際限なく値上げを続けなければならない、そういう制度だというふうに思うんです。ですから、もうこれは国民の命と健康を守るという自治体、あるいは国に課せられている義務さえもどこかに置き去りにする大変なおかしな制度だというふうに私は思うのですが、市長はこの点についてどのようにお考えになるかお答えいただきたいと思います。

また、制度上自治体独自としてはどうすることもできないという縛りがあることも私はわかりますけれども、ですけれどもやはり寒河江市独自としてやれること、市長の裁量でできること、そういうことはやはり英断をもってやっていくべきではないかというふうに考えているところです。

一番改革、改善をしなければならないことは、これまでに国が負担していた 45% の国税をつぎ込む、45% の負担がだんだん引き下げられている、今ではもう 37% ぐらいまでに減っていると、ここを改革していかなければこの悪循環は繰り返されるのではないかというふうに思います。ですから、国に対してこういう制度の抜本的な見直しをさせていくということ、それが一番大切だというふうに思いますけれども、その点いかがお考えかお尋ねをしたいと思います。

それから、所得区分 200 万円の世帯の可処分所得、この税を納めた後の生活費に回せるお金がどれくらいあるのかということをお尋ねしたんですが、国保税の場合はこの可処分所得に課税するのでないからわからないというようなお答えだったと思います。ですけれども、これがこの国保税の欠陥ではないかと私は思うんです。可処分所得というのは、家計のためにどれくらいのお金を使えるかということだと思っただけですけれども、そのことも関係なく足りなくなれば課税をするということですから、本当に生活保護ぎりぎりの家庭、それ以下の家庭までもこの国保税の重税がのしかかってくるという制度だというふうに思います。

それから、2 割減免の周知徹底についてということでは、納付書を渡すときに軽減になる世帯であるということを知ってあるということですので、これは徹底していただきたいと思います。200 万円の世帯の中でも 2 割軽減に該当するところとしないところと、非常に微妙なところが、すれすれのところがありまして、軽減をされる世帯ではよほど恩恵を受けるわけですが、軽減されない世帯というのは非常に重圧感を感じると、増税感を感じるというところでありますので、このところを知らないで軽減の申請をしなかったということがないように周知をしていただきたいと思います。

それから、滞納者への対応についてはただいまお聞きしました。本当に悪質な人も中にはいるんだと思っただけですけれども、短期医療証を給付されている方、そういう方が病気になって医者にかかれなかったというようなことのないように、指導そしていろいろな援助をしていただきたいというふうに思います。

それから、減免のことについて、このことは以前にも何回もこの議場で市長と話をしたと思うんですけども、今回はこういう不景気の時代に、私たちの周囲でもリストラをされたとか、企業倒産をしたとか、そういう方が非常に多くなっているわけです。ですから、景気が上向いているときであって、事業や仕事が継続してできていたという時代であれば、税金をそれなりに払っていた家庭も、一たんそういう仕事がなくなったというふうになりますと、これは国保税は前年度の所得に課税されているわけですから、非常に税負担が重くなるというふうに思います。ですから、払いたいと思っても払えない家庭が出てくるということは当然のことだと思います。

国民健康保険税の条例第 18 条には、当該年度において所得が皆無となった者とか、それに該当する者が申請をすれば、減税の対象になるんだというようなことが載っているわけですが、事業不振または失業等の理由により、その年の所得が皆無またはそれと同等とみなされる者というようなことがありまして、3分の1以下の減少、2分の1以下の減少、3分の2以下の減少というような項目がありまして、それに該当する家庭においては減免の条件があるというふうに私は思うのですが、これは納期限の7日前まで申請をすれば、それに見合っていれば減免できるということだというふうに思うのですが、この件に他保加入者の担税力が見られるというふうなことであれば、他保加入者というのは、自分も別の保険に入っているわけですし、その人たちの収入も当て込むというのは、これは制度上おかしいのではないかと思います。ですから、この減免の規定はリストラとか、あるいは倒産した人の場合でも当てはまるのではないかとこのように思うのですが、もう一度ここをお聞きしたいというふうに思います。

それから、委任払い制度ですね、市長の答弁がちょっと私理解できないところがあったんですが、私が考えるのは、例えば最高限度額以上の医療費が請求された場合には、それを一たん窓口で支払わなければならないというふうに今なっているわけですね。

ですけれども、これを委任払い制度にすれば、例えば一般の国保の加入者であれば、6万3,600円の高額医療費、それを払えば、あとの分かった分はその窓口で委任をして支払ってもらえると、そういう制度にすべきではないかというふうに私は申し上げたわけです。そのオーバーした分というのは、2カ月後に医療機関に入るということですので、2カ月医療機関に待ってもらえれば確実にそのお金は入ってくるというふうに思います。

ですから、殊にことしの10月からは高齢者の方の医療費が1割負担になるわけですね。そうしますと、お年寄りの方で入院をしたあるいは手術をしたというときに、限度額以上の医療費を窓口で払わなければならないとなった場合、そのお金を一時用立てしなければならないわけです。その金策もありますし、またそのオーバーした分を元に戻してもらうにも、また領収書を持って役所に行ってそのお金をもらわなければならないという、非常にお年寄りにとっては煩雑な事務があるわけです。

ですから、そういう煩わしさを解消するという意味からも、この委任払い制度を何とか、寒河江市立病院あたりにできないのかということです。この委任払いに該当するというのは、普通個人の開業医あたりに通っていて1カ月限度額を超えるような治療費とか、医療費を払うということはめったにないというふうに思います。ですから、ある程度の入院期間、入院の施設のある病院は、こういう窓口で一たん立てかえ払いをしなければならないと思いますけれども、そういう病院というのは、寒河江市内には市立病院ほか二、三の病院ぐらいしかないのではないかと思います。ですから、とりあえずまずは市立病院から始めてはどうかという考え方を私は持っているところです。

それから、乳幼児医療費無料化の所得制限撤廃について、これもことしの10月から満3歳未満の方の医療費が2割になるというので、それにあわせて県の方に所得制限の緩和を要望していきたいという市長の答弁だったようですが、もちろん県の方に要望していただくことも非常に大切なことですが、寒河江市独自でもこの緩和というものはできるのではないかとこのように思うわけです。

2歳までの人は県の制度に該当しなくても2割負担で済むと。しかし、3歳以上の乳幼児は3割負担になるわけですね。ですから、そこで2歳と3歳の間では1割の開きが出てくるということになるわけですので、ぜひこの所得制限の緩和ということを考えていただきたいと思いますが、もう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、紙おむつの支給制度についてですけれども、これは家族合計の所得であれば、今までは家計中心の方の所得税で見ていたが、家計中心の方と家族合計の場合とで開きが出るというようなお話だったのかなと思いますけれども、高齢者を見ているというのは家にいらっしゃる奥さんとかばあちゃんとか、そういう方が主に見ているというふうに思うんですが、家族の方というのはそんなに家に何か仕事をしない方以外には、そのうちのお母さんとかばあちゃんとか、そういう方に限られてくるのではないかなと思うんです。ですから、これは今までのように家計中心者の所得税で見ていただきたいということなんです。

もし、それで支給された枚数が使われなくて返すというようなことがあっても、それはそれでいいのではないかなと思うんですね。それ以上に必要としている人がいると思いますので、必要としている方が少なくされるというのは、大変これはつらいことだと思います。多くて返すというのは何も問題がないわけです。ですから、ぜひこれは今までどおりに変更していただきたいということをお願いいたします。

それから、おむつの希望するものがもらえないということなんですけれども、大概のものは市の指定商品になっているんだということを市長はおっしゃいましたけれども、私がお話を聞きました限りでは、自分がこういうものが欲しいんだというふうに薬局に言ったんだそうですけれども、それが市の指定になっていないからだめだということで断られたということでした。ですから、希望するものが指定に入るような配慮をしていただきたいというふうに思うんです。

薬局の方でもいろいろな種類があるものですから、それを全部指定にされるということも、その在庫を抱えておかなければならないというようなこともあって大変だと思いますけれども、希望されたものぐらいは指定商品に入れるというような柔軟な考え方をしていただきたいと、それは薬局の方ともいろいろ話をさせていただいて、そういうときには役所に電話をするなり、そういうことで利用する人がせっかく利用券をもらいながら利用できないと、希望するものがないというようなことがないような方法に変えていただきたいというふうに思います。

以上2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第 1 問の質問のまた繰り返しの質問のようでございますので、私もまた同じようなお答えになるかと思えますけれども、せっかくでございますから答弁いたします。

国民健康保険税は先ほど申し上げましたように目的税なわけでございます。ですから、必要な額というものは税として確保しなければならないわけで、そういう中でなるべく個人負担を少なくして、そしてまた税全体の額を減らしていくかというようなことで頭を悩ますわけでございますし、また一方いかに公平な負担を求めるかというようなことも頭に入れて、この制度というものを動かしていかなければならないわけでございます。

ですから、この応能と応益の 50 対 50 に近づけるといことによりまして、賦課割合の平準化を図るところで、国からの助成ということもあるわけでございますし、これをうまく活用して、そうすることによってこの軽減分というのは国からももらえるわけでございますから、そうしますれば全体としての税の軽減も図れるということと、また低所得者の階層の負担軽減ということになるわけでございますから、ですから、今回の案分率の見直ししたところの考え方は、そういう考え方から来ておるわけでございますので、これは十分議員も御存じのことかと思えます。

先ほど申し上げましたように、いろいろなシミュレーションをやりました。どういことがいかなと。そして、今言ったようなことに落ちついたわけございまして、この辺のことは国保の審議会において、担当の方から十分お話を申し上げたつもりでございます。それで、保険基盤安定繰入金から 5,400 万円ほど増額が見込まれるわけでございますから、その分国保税が 5,400 万円減額できるということでございまして、総体としましてもそのように、あるいは低所得者層につきましても軽減できるような今回の措置をとったということでございます。

それから、低所得者層の 7 割軽減、それから 5 割軽減、2 割軽減のこの辺の所得階層との関連でございますけれども、この辺も十分考慮していろいろシミュレーションしたところございまして、そして最もこの辺ならば低所得者層も軽減もなりますし、今回のような見直しによるところの税額のアップにはなるべく少なくおさめられるだろうと、このようにしたところございまして。

それから、税の軽減の市長の裁量のことの話もあったわけでございますけれども、これは既に御案内かと思えますけれども、条例に任せておるわけで、規則で十分細部まで定めておりまして、ほとんどの細かいところまで軽減できる分につきまして規則で定めておりますので、まず市長の裁量の範囲というのはほとんどないと、ほとんど限定されていると、ないと言ってもいいようなものだと思っております。

それから、可処分所得のことにつきましては、これはやはり制度の問題でございまして、可処分所得で税を賦課するとかしないとか、こういうことはないと思います。これは制度上の問題でございまして、いかんともしがたいわけでございます。

それから、委任払いのことでございますか、御案内のように先ほども答弁申し上げましたように、貸し付けの委任払いの例というのは、これはまず 1 市ぐらいしかない私は記憶しておりますけれども、余りメリットはないというふうに見ておりまして、それで今いろいろ検討しておるのは、現在のやり方が 2 段階に行っているわけで、1 回目に足を運ぶのは貸し付けのときとか、それから 2 回が精算等残りを支払うとか、これを 1 回にできないかということのいろいろ検討しておるわけございまして、おっしゃられましたように、診療した月から精算になるのは 2 カ月後でございまして、医療費が確定するのは 2 カ月後でございまして、その時点で高額の金額を、市が医療機関とうまく連携をとるようできないものかなというようなことを、そしてそれが委任払いのメリットが出るようなことにならないものか、ということは今検討しているさなかでございますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、乳幼児の所得の問題でございまして、これは御案内のように以前は対象年齢の拡大ということと、

所得制限の撤廃というものを要望あったわけでございまして、昨年7月から対象年齢の拡大ということに改めましたので、これからは所得制限の撤廃ということでの御質問かと思うわけでございますが、これにつきましても先ほど申し上げましたように、3歳児未満の保険給付が7割から8割に改正される予定になっておるわけでございまして、そうしますと県の負担が緩和されるその分だけ所得制限の方の緩和に回せるのではないかと、回していただきたいものだなと思っておるわけでございまして、これは県と市とも関係してくるわけでございまして、ですけれども県がやるかやらないかということになるわけでございますので、今県に要望しているということでございます。

それから、紙おむつでございますが、これも先ほども説明申し上げましたとおりでございますが、昨年度までは生計中心者の所得税額で判断しておったわけでございます。10万円と。これを世帯全員の所得税の合算額で10万円というふうにしようとするわけでございますけれども、これまでの方式ですと逆転することがあるわけでございますので、そういうことのないように公平を期して今回のような考え方にしたということでございます。

それから、希望する方についてというような話でございましたけれども、すべてということがございましたけれども、1問でも答弁申し上げましたように、なるべく安く紙おむつ利用者に提供できるようにということで、市と業者の方で契約しておりまして、ですから提供する業界の方も当初予定したタイプのものを、当初予定された数量だけをまず確保しておくということなわけでございますが、ですから、これを変更しようとする場合には、市の担当の方に申し出いただければ、その御希望に沿えるようにいろいろ販売店の方と連絡をとりながらやっっていこうと。ですけれども、急に言われてもその辺のところのやりくりがつかない場合は、希望のものがもらえなかったというようなことになるのかなと思っておりますけれども、なるべく早く事前に連絡すれば、できるだけことはしていこうという態度で臨んでおるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 市長は今回の案分率の見直しについて、私も国保の審議委員になっているので、十分審議してきたはずではないかと、わかっているはずではないかということをおっしゃいましたけれども、このシミュレーションについていろいろ苦勞をしながら、今の税額にあわせるためにどうしたらいいかということを試算してこられたということは十分わかります。ですから、この件について寒河江市がどうのこうのというつもりはありませんけれども、私は医療費がかかればかかったように、また住民負担をどんどんふやしていくのがこの国保税ではないかと、このような税はもう破綻しているのではないかと、考え方としておかしいのではないかと、ということをお聞きしたわけです。

これは可処分所得に課税するのではないというようなことをおっしゃいましたように、住民がどのような生活状態になるかということなんかは一向にお構いなしに、税金が必要なんだから納めてもらわなければいけないというような、そういう課税の方法だというふうに私は思うんです。ですから、そういうことについて市長はこの国保税についてどういうふうを考えているのかということをお聞きしたつもりです。

ですから、国の方にこの制度を改めさせるような働きかけをすると同時に、寒河江市でも今非常にリストラや失業なんかで困っている人がいるということをお聞きした。その実態を市長はどのようにつかんでおられるのか、私たちの身の周りには毎日のようにリストラをされた、倒産をしたというふうな話が聞こえてくるわけです。ですから、その人たちが税金を納められなくて困っているというような状態から、何とかこの 18 条に規定してある減免の条例を有効に使えないものかということをお聞きした。私は市長にその市長の裁量権があるのではないかと、ということをお聞きしたわけです。

せっかくこの 18 条の条例がありながら、これまでこれに該当した人がどれくらいいるんですか。これは本当に仏つくって魂入れずということわざに当てはまるんじゃないですか。これを減免の条例が本当に生きるように、市長の裁量権で実際にやっているところもあるんです。そういうところを見習って、今のこの状態を何とか市民のこの苦しみを取り除いていくという立場に立っていただきたいと私は申し上げているところです。

それから、医療費が高くなるので保険税も上げざるを得ないというようなことが根底にはあるんだと思いますけれども、これは 4 月 7 日の朝日新聞に出ていたんですけれども、「医療改革、長野モデルを全国に」という記事で載っておりました。長野県は平均寿命では全国で男性が 1 位、女性が 4 位という非常に長寿県であるんですね。それでいて医療費は全国で最も低いと、こういう県だということなんです。

それにはどういうことをやっているかということ、やはり高齢者が健康で長生きできるような施策をとっているということですね。ですから、地域密着型の疾病の予防と早期発見、そういうものに努めているんだということがこの記事の中には出ておりました。

その他診療報酬の引き下げで医療機関も大変困難になっているので、年金生活者なんかが大変になるのではないかと、ということも中に書いてありますけれども、そういうことで市独自でできること、なるべく健康で長生きできるような長寿社会をつくっていくと、そういうことをこの長野モデルを全国に発信しようということで、この記事が書いてあるわけなんですけれども、私もこれはぜひ行って勉強してきたいなというふうに思っております。

ですから、こういう先進的なところにぜひ市の職員も派遣をして、なるべく医療費をふやさないで、健康な長寿社会をつくるような取り組みを寒河江市でもやっていただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これは何回も申し上げますように、制度としてできている部分があるわけでございますから、この辺につきましては制度自体を変えなければならないという場合につきましては、これまでも国に対して要望してきておるところでございます。

国保財政制度が非常に厳しいという地方公共団体もあるわけでございますから、寒河江市はこういう一応運営しているわけでございますけれども、非常に厳しい団体もあるわけございまして、そういう声も含めて国に対して全国市長会等々を通じまして、制度の改正等々については要望しているところでございます。

そしてまた、実際の運用に当たりましては、先ほどから申し上げたような点というものを十分考慮しながら、そして運用の実を上げるようにと思っておりますところでございます。

以上です。

散 会 午後 3 時 5 6 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年6月4日(火曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六市	長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
堀米伸一	土木課長補佐	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
-------	------	------	------

月光龍弘 庶務主査

大沼秀彦 主

任

平成14年6月第2回定例会

議事日程第3号

第2回定例会

平成14年6月4日(火)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成14年6月4日(火)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	介護保険制度について	2年経過した介護保険制度の課題について	15番 伊藤 諭	市 長
9	有事法制について	有事法制化についての市長の見解を問う	22番 遠藤 聖作	市 長
10	あらためて山形盆地活断層について	有事法制化にともなう市民の人権・生活・営業への影響について 政府の調査結果を受けての市の対策について 活断層のより詳細な調査を実施する意義について		市 長
11	市政一般について	緑化フェア成功に向けての課題について 政治姿勢について (1) 分権時代における行政対応について	17番 川越 孝男	市 長
12	市政一般について	財政危機と市政改革について	18番 内藤 明	市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 8 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 おはようございます。

私は、社会民主党を代表して、通告番号 8 番、介護保険制度について質問をいたしたいと思います。

介護保険制度は、2000 年 4 月、全国一斉にスタートし、現在 3 年目を迎えています。この介護保険制度は、課題も多く、問題を抱えながらの出発であり、走りながら考え、考えながら走っていこうというものでありました。したがって、この 2 年間の実績を踏まえ、来年 4 月スタートに向け第 2 期介護保険事業計画が検討されています。この第 2 期介護保険事業計画をよりよい、よりすぐれた介護保険制度にしていくため、2 年間の実績の中から課題、問題を明らかにし、みんなで考え、よりすぐれた介護保険制度にしていくことが求められていると思います。

私は、この 3 年間、介護保険制度について多くの人から疑問や悩みを相談されたり、課題や問題などを聞かされてきました。こうした多くの課題の中から、通告している課題について何点かに絞って市長の見解を伺い、市民が求めているよりよい介護保険制度に改善していきたいと思っていますので、誠意ある答弁をお願いするものであります。

最初に、要介護などの認定状況及び利用状況について伺いたいと思います。

2002 年 2 月利用分の状況を見ますと、要支援から要介護 5 までの認定者数は 1,070 人に対して、居宅サービスを受けている人は 683 人、約 64%にとどまっています。また、せっかくサービスを受けている人も、平均して支給限度額の 33%の利用しか受けていません。非常に低い数字であると思います。要介護等の認定を受けながら、387 人、36%の方が居宅サービスを受けていないことになりますが、居宅サービスを受けない理由、33%しか利用していない低い利用率の原因はどこにあるのか、明らかにしてほしいと思います。

また、サービスを受けるための工夫や利用率を高める対策など、どのように考えているのか伺いたしたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの待機者の問題です。

介護保険制度がスタートする前は、待機者は約 30 人程度と言われていました。昨年は 90 人前後と言っていました。現在の待機者は約 130 人であるとのこと。このように、特別養護老人ホームの待機者が年々急激に増加しています。施設の整備は緊急の課題であります。

また、施設の整備と同時に、在宅で介護を受けたいという要介護者の希望をかなえ、家庭で介護をしている家族の負担を軽くし、在宅で介護や看護を受けられる環境をもっと整備する必要があると思います。そのためには、家庭で介護をしている家族の声を丁寧に聞き、その声を介護制度に反映していくことが求められていると思います。

あわせて、制度の大幅な見直しも必要であります。例えば、居宅サービス事業者が赤字になるような介護報酬を見直し、事業者が安心して手厚い介護ができる条件を整えることが必要であると思います。また、施設入所者と在宅介護者の介護の均衡を図るため、家族介護給付金として支給する現金支給の導入を図ることも真剣に検討すべき課題であると思います。

3 点目に、特別養護老人ホームに入所できる認定者を要介護度 3 以上とするなどの抜本的見直しも必要であると思います。

もちろんこうした考えについての弊害や問題点もあると思いますが、避けて通れない課題であります。2 年間の実践、実績を踏まえて議論を起し、介護保険制度の理念である在宅介護重視の視点に立ち、家庭で介護できる環境をもっと整えていく必要があると思います。特別養護老人ホームの整備についての具体的な考え方、

待機者を減らすための方策、さらに、施設入所者と在宅介護者の介護の均衡を図るためどのような方策を考えておられるのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、特別養護老人ホームに入所する際の入所順位の考え方について伺いたいと思います。

機械的に申し込み順に入所させているとすれば、問題があるのではないのでしょうか。市内の特別養護老人ホームの入所順位はどのようにして決定されているのか、伺いたいと思います。

私は、要介護4とか5などの要介護度の高い人、あるいはひとり暮らしで介護する家族がいない人など、家庭環境などに配慮した入所基準をつくるべきであると思いますが、市長の見解をお伺いします。

また、一般市民である要介護者は、施設の設備状況や介護状況、人員体制、サービス内容、利用者の満足度など、自分が入りたい施設を判断する材料を持っていません。これでは施設のサービスの内容やどここの施設がよいかわからず、自分に合った施設や事業者を選べません。そのために後でサービスをめぐってトラブルも発生するおそれもあります。

利用者が自分に合った事業者を選択できる権利を保障するため、既に先進的な自治体では、事業者の自主評価制度や第三者機関による評価制度を導入しています。本市においても被保険者と事業者が安心してサービスを受けることができる評価制度を検討すべきであると思いますが、評価制度の導入についてどのような見解を持っておられるのかお伺いいたします。

次に、介護老人保健施設の課題についてお伺いします。

介護保険制度発足前から、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの待機場所として利用されてきましたが、介護保険制度発足後、ますますそうした傾向が強まってきていると言われています。老健施設は病院と家庭の中間施設として設置されたものであり、一定のリハビリや社会復帰の訓練を受けた後に家庭に帰す施設であります。こうした機能が失われれば、家庭で自立できる生活を送れる人がその機会を失い、結果として施設と病院を行ったり来たりということになってしまいます。

私は、老健施設を特養の待機施設から本来の中間施設に戻すため、特養の整備とともに在宅サービスの充実が求められているものと思います。市長はこうした老健施設の現状と改善策についてどのような見解をお持ちなのか、伺いたいと思います。

次に、第2期介護保険事業計画策定の進捗状況についてお尋ねします。

第2期介護保険事業計画については、現在の介護保険事業計画と老人保健福祉計画の課題を明らかにし、課題を克服、改善するため、住民の意見・意向を取り入れながら見直しを行おうとするものであります。

厚生労働省においては、既に昨年10月より社会保障審議会介護給付費分科会で改正に向けての具体的な議論を始め、既に9回も会議が開かれています。また、各自治体の事業計画策定へ向けての介護保険担当者会議なども開かれてきています。

このような状況を受けお尋ねしますが、本市における市民の利用意向調査を実施していると思いますが、現在の進捗状況及び調査の概要についてお伺いします。

2点目に、第2期介護保険事業計画を策定するための計画策定委員会は設置されたのか、設置されたとすれば委員の構成はどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

3点目に、利用意向調査に基づく介護サービス量の見直しである中間値の取りまとめは、いつごろになるのかお尋ねします。

次に、介護保険財政と報酬単価の見直しについてお尋ねします。

全国的な2000年度の収支決算状況は、80保険者が安定化基金より6億7,737万円借り入れしております。2001年度の決算見込みでは、426保険者、117億3,763万円に上ると見込まれています。保険者数で約5倍、金額で約17倍という上昇率であります。県内においても、2000年度で3保険者が赤字となり1,202万円を借り入れ、2001年度には約2倍の7保険者が赤字となり、借入額は約14倍の1億7,300万円に上ると見込まれています。

このように、県内や全国的には施設入所希望者が計画よりも大幅に上回り、保険給付金が超過したことが原因のようであります。本市も施設入所希望者が多いという同じような状況にあるわけですが、施設の絶対数が足りないため、入所できずに待機をしている認定者が多くいるためか、介護保険の収支状況は2000年度では5,610万円の黒字となっています。これは、利用者が少なければ保険給付金が少なくて済むため黒字になるという介護保険会計の仕組みからいえば、当然の結果であります。

私は、黒字だからよかったというのではなく、不足している特養をもっとふやすべきであると思いますし、居宅サービスの利用率を上げるなどの努力が求められているものと思います。市長は、介護保険特別会計の黒字の結果をどのように分析し、今後どのように対応しようとしているのかお尋ねします。あわせて、2001年度の収支見込みについてお尋ねをします。

次に、介護保険料の減免についてお尋ねします。

厚生労働省の調査によっても、介護保険料の減免を行っている自治体は、ことしの4月1日現在で429自治体、13.2%にも上っています。このような全国的な動きを受けて、厚生労働省も、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れによる減免については適当でないという指導していますが、それ以外の方法による減免を行っている313自治体については認めざるを得ない状況になっています。

また、利用者負担の減免についても、社会福祉法人の利用者負担軽減を認めていますし、市町村が利用者に対し利用者負担そのものに着目して直接補てんする方法による場合には、制度の趣旨を損なうものでない限り地域の実情に応じた取り組みであると考えていると、ことしの2月12日に開催された全国介護保険担当課長会議において述べているのであります。

市町村単独の利用者負担軽減措置を行っている自治体は、昨年10月1日現在で722自治体に上っています。こうした厚生労働省の指導や全国の市町村の動向、本市の介護保険会計が黒字であるという状況を受け、介護保険料や利用者負担の減免について検討すべき時期であると考えますが、市長の見解を伺います。次に、報酬単価等の見直しが社会保障審議会介護給付費分科会で現在真剣に論議されています。全国市長会、町村長会などからも意見書が出されています。この中で、特に訪問介護報酬体系と報酬単価の見直しについては、今後居宅サービス利用を進めていく上からも抜本の見直しが必要であると思います。訪問介護報酬体系と報酬単価の見直しについての市長の見解をお伺いします。

最後に、今後新設される新型特別養護老人ホームは、個室しか認めない方向で検討されていると聞いております。このことは、入所者のプライバシー保護という点では評価できるものでありますが、月四、五万円のホテルコスト、つまり居住費を徴収するというのでは、反対せざるを得ません。

低所得者には二、三万円に減免する考えも示されていますが、今でも大変な利用者負担に居住費を上乗せすれば大変な額になります。本市の施設入所者の利用額の1割の平均負担月額が約3万円前後と聞いております。それに食費負担額の標準額である2万3,400円と介護保険料基準額の2,420円を加えますと、5万5,820円になります。年額では66万9,840円の負担となります。

それに加えて、年額48万円から60万円の居住費を支払うことになれば、年額合計で114万9,840円から126万9,840円以上の収入がなければ入れなくなるのです。国民年金を65歳から満額もらっても80万4,200円にしかありません。高額所得者のみが有利な制度となり、いつでも、どこでも、だれもがサービスを受けられる介護保険制度の理念とは逆行する、一般市民にとってはますます遠いものになってしまいます。

特別養護老人ホームの待機者が数多くいる現状のもとでの特別養護老人ホームの整備の考え方や、負担増につながる居宅費の徴収について市長の見解をお尋ねし、私の第1問とします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 では、お答えいたします。

何点かの質問がございました。順序に従って答弁申し上げます。

まずは介護保険制度のことでございます。

要介護の認定を受けても利用しない要因といたしましては、住宅改修を目的としたり、介護者の都合で特別養護老人ホームの短期入所等を視野に入れまして、すぐに利用する考えはなくとも、とりえず認定だけは受けておこうという方がおられるためではないかと思っているところでございます。

ちなみに、本市では、要介護の認定を受けた方のうち、実際にサービスを利用している方の割合を平成 14 年 1 月の実績で見えますと、認定者 1,059 人のうちサービス利用者は 904 人となっております。利用割合は 85.4%となっております。このように、介護サービスにつきましては比較的高い割合で利用されているものと認識しているところでございます。次に、在宅介護サービス利用者の利用額等を見えますと、本年 1 月の利用分でございますが、限度額に対する実際の費用総額は全体で 34.6%となっております。これは、利用者とケアマネジャーが相談してつくるケアプランに沿って実施した結果でありまして、利用者の身体状況に即した利用がなされているものと思っているところでございます。

なお、今後とも利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。それから、特別養護老人ホームの待機者のことの御質問がございました。

市内の施設を見ましても確かに多くなっているようでありますが、複数の施設にダブって申し込みをされたり、将来のために一応の順番とりをされている方なども見られるようでございます。また、入所者の決定に際しましては、各施設とも入所決定会議や入所調整会を開催いたしまして、入所者の状況、介護家族の状況、在宅サービスの利用率などを総合的に検討した上で決定されているようでございまして、今後とも、現行の入所決定手続というものを基本といたしまして、施設ごとに公平な入所決定がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

本市にある施設は、利用者が施設での生活を快適に過ごせるように常に努力されているものと思っております。また、これまでも利用者が施設やサービス内容を選択しやすいように、パンフレットなどを準備してきたところでありますが、今後とも利用者の立場に立った情報提供を行ってまいりたいと考えております。次に、老人保健施設についての御質問がございました。老人保健施設は、病状が安定期にあり、介護、看護、機能訓練などのサービスを必要とする要介護者を入所対象者にしておりまして、各種サービスを提供することによりその自立を支援し、在宅における生活への復帰を目指すものであります。御案内かと思います。

本市にあるやすらぎの里では、入所期間 3 カ月ごとに家族に適切な指導を行いながら、目的に沿った運営になるよう努力しているようでございます。また、退所の状況を見えますと、45%の方が家庭に戻られております。そして、40%の方が病院への入院、特別老人ホームなど他の施設に入所される方が 15%になっているようでございます。次に、第 2 期の介護保険事業計画の進捗状況等についてのお尋ねについて、お答え申し上げます。

介護保険事業計画は、御案内のように 5 年を 1 期としまして 3 年ごとに見直しを図ることになっております。本年度においては、第 1 期介護保険事業計画についての見直しを行いまして、平成 15 年度からの第 2 期介護保険事業計画を策定することになっているわけでございます。

今回の計画につきましては、介護保険制度が実施されてから初めて策定されるものですので、第 1 期計画で設定した具体的な目標値に対する実績の評価分析やサービスの利用意向調査などに基づいて行うべく、現在準備をしているところでございます。そして、利用意向調査と、こういうふうな質問もございました。この意

向調査につきましては、介護保険の居宅サービスを利用した方全員を対象としまして、平成 14 年 1 月に実施いたしております。回収した数は 587 名分でございます。回収率は 98.3%でありました。

介護保険事業計画は、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表などの参画のもとに、地域の実情に即したものとすることが求められております。第 1 期介護保険事業計画策定時には、それらの観点に立ちまして、寒河江市の高齢社会総合推進検討委員会というものを設置いたしまして、検討していただいたところでございます。今回も計画策定に当たりましては同様の委員会を設置してまいりたいと考えております。

なお、委員の構成につきましては、目下検討中でございます。

また、介護サービス量等の中間値の見込みの取りまとめについてでございますが、サービス給付の実績の集計と利用者意向調査結果の集計については既に終了しておりまして、現在、介護保険給付の将来推計や適切なサービス供給量の推計等を行っているところでございます。

次に、介護保険の財政運営についてお答えいたします。収支状況でございますけれども、平成 13 年度における歳入歳出の状況は、まだ確定しておりません。それで何とも申し上げられませんが、現在の段階ではおよそ 1,500 万円程度の剰余金が出るのではないかと見込んでいるところでございます。

次に、保険料と利用料の減免でございます。

御案内のように、介護保険制度は介護を社会全体で支えることをねらいといたしまして創設したものでございます。40 歳以上の国民全員が負担する保険料と公費を財源として介護サービスを提供するという社会保険方式をとっているわけでございます。

減免については、介護保険法第 142 条において「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し保険料を減免することができる」と規定しておりますが、これは一般的な低所得者を対象にしたものではございません。第 1 号被保険者保険料については、所得に応じて 5 段階に設定され、その負担能力に応じて負担することになっており、ここで必要な軽減処置が講じられていると考えております。

また、介護保険制度は、介護を皆で支え合い、保険料を支払った者に対し給付を行うものであることから、国では、保険料の全額免除、二つ目には収入のみに着目した一律の減免、三つ目には保険料減免に対する一般会計からの繰り入れは適当でないとの三つを基本原則としているわけでございます。

急激な高齢化により要介護者が増加し、これに伴って給付費の増大が予想される中で、将来にわたり介護保険制度の健全運営を図ることが極めて重要であり、今、減免措置を講ずることは適当でないと考えております。それから利用料の問題でございますが、介護保険の利用者負担は、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性や、適切なコスト意識の喚起の観点から設けられたものでございます。利用料には利用者負担が過大にならないよう上限が設けられておりますが、その中でも低所得者に対する軽減措置が講じられておりますし、施設入所者の食費についても負担軽減されております。このことを考慮すれば、安易に減免することは適当ではないと考えております。

次に、訪問介護の報酬単価見直しについてでございます。

訪問介護の報酬単価は、利用者の身体に直接接触して行う身体介護、それから、掃除・洗濯・調理など日常生活の援助を行う家事援助、これらを同程度行う複合型に分かれており、それぞれ報酬単価が定められております。また、介護に要する時間によって単価に差があります。御案内かと思えます。

身体介護より家事援助の単価が低く設定されておりますが、これは家事援助が専門的な知識・技術を要しないと考えられたためと思われれます。しかし、業務の実施内容を見ますと、身体介護と家事援助との間では、それほど格差がないということで、単価差が大き過ぎると指摘されております。このため、国におきましては介護実態を踏まえ、報酬の適正化を図ることを検討しております。

利用者の立場に立った家事援助サービス提供基盤を整えていく必要があると思っております。

次に、特別養護老人ホーム整備のあり方、居住費の問題についてお答えいたしたいと思えます。

ひとり暮らし高齢者の増加や核家族など家族形態の変化等により家族介護が難しくなっていく中で、リハビリや看護、常時管理を必要とする者など、在宅での介護が困難な要介護者が多くなると予想されます。このことから、要介護状態に応じて良質で効果的な介護サービスを安定的・効率的に受けられる介護施設の整備は重要と考えております。

御案内のとおり、介護保険制度が始まった平成 12 年度から老人保健施設の設置、特老いずみの 30 床増床と、施設整備を進めてきているわけでございます。現在、特別養護老人ホームが 2 施設ございます。老人保健施設が 1 施設あります。痴呆性老人グループホームも設置されております。3 施設合計で 260 床の入所定員となっています。

今後の施設整備でございますが、介護保険法の基本理念は、可能な限り居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとなっており、居宅サービスを重視することが基本でございます。また、介護保険制度においては給付と保険料の負担が連動しており、施設整備など介護サービス基盤の整備は保険料を初め介護保険財政に直接影響するため、負担増や財政安定に十分な配慮が必要でございます。さらに、多額の財政負担についても考慮しなくてはなりません。

これらのことから、新たな特別養護老人ホームの整備については、高齢化の度合い、人口の推移等から将来にわたる施設介護の需要を見きわめ、県の指導に沿って、村山地域を圏域とする広域的な調整というものも図りながら、慎重に検討していかねばならないと考えております。

それから、居住費用に関することでございますが、施設サービスについてはこれまで集団処遇的なサービス提供がなされてきましたが、入所者の良質な生活の視点から考えれば、入所者の意思及び人格を尊重しながら自立支援することを重視し、より家庭的な雰囲気の中で生活できるよう配慮することが大切でございます。そのため国では、個室やユニットケアを取り入れ、プライバシーの確保や身体的状況に応じて教養娯楽を取り入れるなど、生活環境に配慮した施設を整備する必要があるということで、居住福祉型の特別養護老人ホーム整備の方針を示したものと思っております。

ただ、質の高い施設となれば建設費も多額となりますので、その分、入所者負担が伴うこととなると思いますが、低所得者の入所に不利にならないよう国の制度の中で配慮することが必要であろうかと、このように思っているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤 諭議員 答弁をいただきましてありがとうございます。

もう少し、答弁漏れというか、見解の示されないものもありましたので、あるいはもっと議論を深めていくとか、そういう立場で再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、居宅サービスを受けている人数なんですけれども、私がもらった資料はことしの 2 月分というか最新のあれだということでもらったんですが、今市長は 4 月の実績というか、4 月分で答弁されたようなんですけれども、2 月では 683 人と、こういうふうに聞いているんですね。今の答弁ですと 904 人ということで、もう 2 カ月の間にそれほどふえたのかどうかちょっと私は疑問なわけなんですけれども、その辺については後で担当者とお話をさせていただきたいと思います。

そういうちょっと数字の行き違いもあるようでありますけれども、いずれにしましても、本市の状況や全国的な状況を見ますと、やはり施設入所志向が強い、こういうことが言われているし、そういう実態にあるのではないかというふうに思います。

介護保険制度の何といっても一番のねらいは、施設に入れることではなくて、自宅で最後まで介護ができるような体制を、国民みんなが保険を拠出することによって支えていこうということが最大のねらいなのではないかというふうに思うんです。ところが、そういうねらいにもかかわらず、なぜ施設入所志向なのか。このことをもう少し分析をしてみる必要があるのではないかと思うんです。

私は、こうした志向がなぜ起きるのかという観点で考えますと、一つは、介護保険制度の前は措置制度で入所させていたわけでありまして、措置制度では高額所得者は月 20 万円とか 30 万円とか非常に負担が高かった、こういうことで入所を敬遠してきた、遠慮してきたという実態があると思います。ところが、介護保険制度になって負担の所得格差がなくなったためだれでも入れる、こういうことが急増した最大のというか大きな原因になっているのではないかというふうに思います。

また、新しいこの特別養護老人ホームは、我々もいろいろなところを見させていただきましてけれども、すばらしい設備が完備して、ホテル並みというまではいかなくても、自分の家よりも快適な生活環境が整備されているのではないと思われるような設備になっております。この設備なら、施設なら入ってもいいな、今まで特別養護老人ホームなんてというふうに思っていた人も、こういういい施設なら入ってもいいなと思うようになってきたという特別養護老人ホームに対する意識の変化、こういうものがあらわれてきていると思います。

それともう一つは、やはり保険ですから、医療保険と同じように介護保険に対する権利意識というか、そういうものもだんだんとあらわれてきた、出てきた、こういうふうに思うわけです。

一方、居宅サービス、在宅介護の方はどうかと見ますと、介護内容も家事援助、身体介護、複合型、3 種類に分けられ非常に複雑になってきた。何を頼んだらいいのかわからない、何を頼めば幾らになるのかわからないという、非常に在宅介護の制度自体が複雑になったということがあります。

それとサービスの内容も、話を聞くとか、今までやってきたようなことが、頼んできたことができなくなってきた。こういう、頼みづらい、サービスの内容の変更、限定、そういうものがあると思います。それと、サービス時間が 30 分から 1 時間刻みということで、ゆっくりと時間をかけ、話をしながら介護や援助をすることができなくなってきている。そういうことで、受け取り方としては、今までよりも居宅サービスが悪くなったのではないかという受けとめ方が広がっているのではないか。このようなことから施設入所志向が急激に高まっているのではないかと思うわけです。

したがって、この辺のことをどう解決するのかということがこの第 2 期計画では求められているのではないかというふうに思うわけです。そういう意味で、この施設入所と在宅介護のアンバランスをなくすために、もっと居宅サービスを簡単にわかりやすいものにする、居宅サービスを一本化し、サービス内容に制限を設けず、

時間もゆっくりとかけるような改善をする、こうしたことが求められていると思いますし、もう一つは、家族の介護に対する家族介護給付金制度、こういうものも真剣に検討するべきであると思います。

この家族介護給付金についてでありますけれども、ことしの5月に全国町村会から介護保険制度に関する緊急要望書が出されておりますけれども、家族介護に対する評価として、町村においては家族介護に依存する割合が高いという現状にかんがみ、現金給付の制度化を含め支援策を充実することと要望されています。また、社会保障審議会の介護給付費分科会の議論でも、主婦のパート就労の収入を上回る家族手当を出せば、在宅介護の大きなインセンティブになるとの意見も出されているわけです。

こうした全国町村会あるいは今の社会保障審議会の中でもそうした議論がされていると、こういうことなども含めて、こうしたことが改善されれば居宅サービスで頑張る、そういう家庭も多くなり、施設入所志向も改善されるのではないかというふうに思いますが、こうした考え方について市長はどのように考えているのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、見解が示されなかったんですが、特別養護老人ホームの入所基準の策定と介護事業者の評価制度の導入について答弁がございました。

再度お尋ねをしたいと思います。特別養護老人ホームなどへの入所基準の策定については、厚生労働省もことしの5月23日、特別養護老人ホームの希望者が急増しているため、現行の申し込み順ではなく、要介護度が重い人やひとり暮らしなど緊急性の高いケースから優先して入所できるよう、運営基準を見直す案を社会保障審議会へ提示をしております。そして、早ければ7月にも省令を改正して実施をしたい、こういう意向を持っています。既に北九州市や神戸市あるいは東京の北区などでは独自のそうした入所基準を定めて、施設あるいは事業者を指導している、こういう状況にあるわけです。

そういうことから、やはりこういう緊急性の高い人から入所をさせるという統一した入所基準策定なども真剣に考える時期なのではないか、こういうことを申し上げておきたいと思っておりますし、見解があればお伺いをしたいと思います。

それから、介護事業者の評価制度の導入についても、これはまだちょっと確認していないんですが、多分、もう既にことしの4月からグループホームについては第三者機関による評価制度を導入していると、こういうことになっているはずなんです。そしてこの結果についても公表する、こういうことを言われておりますので、調査をしてみればそういうことになっているのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

既に数多くの自治体では、自主的な評価制度、それから第三者機関による評価制度、こういうものをもう独自につくってやっていますし、全県的にやっている県も、埼玉県や神奈川県や石川県、佐賀県などがもう全県的に統一的な基準で評価制度を導入している、こういう県もあります。

そういうことから、やはりこういうものは必要なのではないかと、やはり公平な、公正な入所を担保する、そして被介護者がどこの施設を選ぶのか、そういう目安を持つ必要があるのではないかというふうに思います。

1問で答弁がありませんでしたので、この点についても考え方をお聞かせしていただきたいと思っております。

それから老健施設の問題ですけれども、非常に本市の場合はその趣旨に沿った運営がなされているのではないかと、家庭に45%の方が帰られている、どういう状況なのかわかりませんが帰られている。それはそういうことで非常にまだ本市の施設は機能をしているのかなと答弁を聞いて受けとめたわけでありまして、まだまだそれでも40%の方が医療機関との往復と、こういう実態にもあるということも明らかになりました。

この介護老人保健施設についても、ことしの4月から入所基準が定められたのではないかと思います。それは、医学的管理に基づく介護や機能訓練の必要度を基本に優先順位を定めた、こういうふうに聞いておりますし、そうした基準により入所判定がなされているのか、ぜひ確かめていただきたいと思っております。

それから、第2期介護保険事業計画策定の進捗状況についてお聞きしましたが、利用意向調査につい

ては終わった、これから将来推計などを行っていくところだ、こういうことですが、この中間期の取りまとめ、これは報告しなければならないわけですから、多分この結果については議会にもお話があると思いますが、国の方針というか日程では6月には取りまとめる、こういう日程になっているはずで。だから6月末には報告しなければならないということになっているのではないかというふうに思いますが、本市の場合、それよりずれるのかどうか、遅くなるのかどうかですね、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

それから、策定委員会の構成であります、1期、最初の計画を策定する委員会に沿ってこれからつくっていく旨答弁がございましたけれども、この策定委員会の構成については、被保険者としての地域住民の声を十分反映しなさい、こういう指導が来ているはずだというふうに思うんです。

その辺についてどう考えているかお尋ねをしたいと思います、具体的に申し上げますと、「被保険者の意見を反映させるため介護保険事業計画策定委員会等を設置するに当たっては、公募、その他の適切な方法による被保険者を代表する地域住民の参加に配慮することが必要である」とし、さらに、「被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域における聞き取り調査の実施、広聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催などの工夫を図ることが必要である」と述べています。

つまり、1期介護保険事業計画の反省に立って、2期介護保険事業計画を策定するに当たっては委員の構成についても被保険者の意見を十分聞け、そのためには一般公募、その他の適切な方法によりなさい、こういうふうに言われているのであります。

そこで、これから委員会をつくるということですので、そうしたところを十分配慮をお願いしたいと思います。この辺についてのお考えがあればお尋ねをしたいと思います。

それから、介護保険や利用者負担金の減免あるいは軽減措置について今のところ考えていない、適当でないと、こういうような答弁でございましたけれども、介護保険料の減免制度については先ほども申し上げました。市長も答弁なされましたけれども、三つのことですね、三つのことは適当でないと、制度の趣旨に反するものだ、しかしそれ以外の方法でやるのならやむを得ない、こういう立場を厚生労働省はとっていると思うんです。

その具体的方法については、昨年開かれた全国担当課長会議等で指示をしているというふうにも聞いています。それに沿ったやり方で現在313の自治体が行っているんだ、これも厚生労働省は認めていると、こういうことがことしの担当課長会議でも説明されているんですね。429自治体が行っているけれども、裏を返せば100ちょっと自治体はうまくない、こういうことも言っているのだというふうに思いますが、313自治体は認められているという状況があるわけですから、適当でないということはおかしいのではないかと私は思うんです。

その辺について、やはり十分検討していく必要があるのではないかと思いますし、利用者負担の軽減措置についても、上限などが求められていると。確かに所得階層ごとに3段階に利用者負担、1割負担の上限が求められています。しかしこれは3年間の経過措置なんですね。14年度、ことしでこれは終わると。だから、第2期介護保険事業計画ではこれが認められるかどうかはわからない。流れからいえば廃止というふうになると思うんです。

そういう意味で、上限があるのでそういう人は救われているのではないかというお考えのようですがけれども、これは3年間の経過措置だということを頭に入れれば、当然、この2期介護保険事業計画を策定する際には、やはりこの利用者負担金の軽減措置も考慮しながら策定をしていく必要があるというふうに思いますが、この辺についての御見解をお尋ねし、第2問とさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 施設入所サービスというのと在宅サービスというようなものを、これを調整をとりながらうまく円滑に運営するというようなことをねらってやってきているわけでございまして、それにおきまして、寒河江におきましても御案内のように特老のベッド数をふやしたり、あるいは老健施設をつくったりということで、また在宅サービスについての内容等につきましても十分考慮を払いながらここまで進んできた、このように思っております。

それから、県の方におきましては、家族介護激励金というようなものを廃止しまして現金給付というものをやめておりますけれども、寒河江市におきましては、若干形を変えた形ですけれども、現金での介護激励金というようなことをやりながら、家族での介護サービスというようなものを確保していただきたい、そして家族一体となってお年寄りを見ていただきたいと、こういう気持ちで取り組んでいるところでございます。

それから、委員会のあり方をどうするかというようなことにつきましては、これから検討させてもらいたいと思っております。

そしてまた減免につきましても、先ほども答弁申し上げましたように、一般的に低所得者というようなことを対象にしてというものは考えられないわけでございまして、そしてまた、この介護保険制度そのものというのが所得段階ごとに負担をするということになっておりますので、そういう面でも低所得者というもの、あるいは所得のある者との差というものをつけているんだと、このように思っております。

また、そもそも介護保険制度というものは、みんなで負担し合うということの制度でございますから、そういう意味で軽々しく減免ということは出てこないんだということでございます。

残余につきましては担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

一つは入所基準の策定というようなことでの御質問があったわけですが、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、現在はいわゆる基準そのものはつくってございませんが、それぞれの施設の入所調整会という中で検討をしながら優先順位を決定しているという内容でございます。

それから施設の評価、いわゆるこの施設はこういった内容になってこの点が利点がある、皆さんにぜひというようなことのお話で、評価基準といいますか、そういったものをつくっているかどうかと、つくるべきでないかというふうなお話でございますが、それぞれの施設の案内というふうなことで、これまでも市民の方にお配りするなり施設に準備をしているというふうなことで、それぞれの施設の内容については見ていただいた中で入所をどこにするかというようなことを、それぞれの方から決定していただいているという内容でございます。

それから策定委員会、いわゆる見直しの検討をする委員会でございますけれども、これらの委員の選考に当たっては、被保険者を第一義的といいますか、重きを置きながら委員の中に組み入れるべきでないかというふうなお話でございますが、今検討中ということで市長から申し上げますとおり、前回の検討委員会を踏まえながら見直しにかかる委員の構成というものをいかにすべきなのかというふうなことで検討中でございます。以上でございます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 ちょっと評価制度について理解が不十分だというふうに思うんですが、施設案内はそれは当然どこの施設でも出しているというふうに思いますけれども、もっと施設に入った入所者の評価、あるいは事業所からヘルパー派遣をしてもらっている、そういう評価なども含めて点数なりあるいは、よい・普通・悪いとかそういう 3 段階評価なり、あるいは点数制度なり、そういうのを、多いところではもう 100 項目に近い評価項目を設けて、それを公表して入所者に判断をしてもらう、こういうシステムなわけでありまして、単に営業活動としてのそういう評価制度ではないということをぜひ理解していただきたいと思うわけでありまして、

それから、入所基準の策定については入所調整検討会の中で調整をしているんだと、こういうことですがけれども、問題は、調整をするということではなくて、介護度の高い人や家庭環境、あとはひとり暮らしなどで緊急を要すると、こういう人を優先的に入れるような検討委員会になっているのかどうかということなんですね。おたくのところはあいていたか、あいていないか、いつころあくようだ、こういうような調整では意味をなさないわけでありまして、この辺についてこの入所調整検討会の性格というか、どういう内容で検討されているのか、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

それから、策定委員会の構成について今検討をしていると、こういうお話でありましたから、先ほど申し上げました、厚生労働省がそういうふうに公募、その他の適切な方法、こう具体的に示しているわけですから、そうした方法もぜひ念頭に入れて、被保険者の代表、こういうものを策定委員会の中に入れるという努力をぜひお願いをしておきたいと思います。

先ほどの調整検討委員会の内容についてわかれば教えていただいて、3 問にさせていただきます。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 入所の調整検討委員会の内容につきましては、本来はいわゆる申し込み順番というようなことでそれなりの名簿ができています。その場合は、いわゆる空き床で今回は何人分を入所決定しなければならないというときに、再度その症状等についても、その時点での症状等について精査をしながらそれなりの立場の委員の先生方が入所を決定するというので、先ほどありましたいわゆるひとり暮らしなりあるいは緊急性があるというふうな場合については、その入所調整会議、検討会の中で対応するというふうになってございます。以上です。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 9 番、10 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告してある問題に強い関心を持っている市民を代表して、以下、市長の見解と対策について質問をいたします。

最初に訂正をしていただきたいと思いますけれども、通告番号 10 番の「あらためて村山盆地活断層」という記述がありますけれども、これは私のミスでありまして、「山形盆地活断層」と改めていただきたいと思います。

最初に、通告番号 9 番、有事法制の問題について市長の見解を伺いたいと思います。

今国会に与党 3 党が提案している法案の中には、個人情報保護法案あるいは健康保険法改正案、郵政関連法案など、国民の目から見たら重大な問題を含んだ法案がずらりと並んでおりますが、中でも有事 3 法案と言われる、いわゆる略称、武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案について市長の見解を伺いたいと思います。

私は 3 年前の 1999 年の 6 月定例議会で、周辺事態法、自衛隊改正法、日米物品役務相互提供協定など、いわゆる新しい日米ガイドライン関連法の持つ重大な問題について市長の見解を伺っています。

当時の周辺事態法では、米軍が自国外で戦争を始めた場合、自衛隊が米軍への輸送や物資補給などの後方支援だけを行うことを可能にした法律であったわけですが、今回の武力攻撃事態法が成立した場合、武力攻撃のおそれや予測される事態であっても、支援活動を継続するだけでなく米軍の戦闘行動にともに参加することが可能になる法律であります。また、日本本土が武力攻撃されていなくても、そのおそれがある場合や予測される事態の場合は、武力攻撃の先制的な使用も可能だとしていることで、別名「戦争法」と言われている根拠もここにあるわけであります。

さらに、99 年の周辺事態法では、国民をこの戦争態勢に強制的には動員できない、いわゆる協力の要請を行えるということでありましたけれども、今度の武力攻撃事態法では、周辺事態をいわゆる武力攻撃の予測あるいはおそれがある事態と読みかえるだけで、国民を戦時態勢に強制動員していく、その手法として地方自治体には指示を、国民には命令を、その協力を義務づける内容となっているのであります。そして、その命令違反者には 6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金の罰則を科すと規定されています。

この条項は極めて深刻な問題をはらんでいます。例えば政府がやろうとしている今回の武力攻撃、いわゆる戦争には協力したくないという信念に基づいて、物資の保管命令や徴用、土地の提供などを拒否した国民は、犯罪者として処罰されるということになるのであります。戦争への非協力や反対という、いわゆる思想信条そのものを処罰の対象にするという危険な内容であります。これでは、戦前の国家総動員法や、戦争反対を言っただけで死刑を含む残酷な処罰の対象にした、あの治安維持法の復活版だという批判が上がるのも当然であります。

去る 5 月 27 日、この法案に対して全国の知事にアンケートを実施した共同通信社の報道によりますと、全国の知事 47 人中 45 名が回答しておりますが、この法案に賛成を言った知事はたった 8 人で、本県の高橋知事も含む 34 人がこの有事の定義や国と自治体の役割の内容が不明確であるとして賛否を保留しています。また、首相に白紙委任をするようなもので、将来、過激な発想の人が政権をとった場合、悪用される危険性があると長野県と高知県の知事の 2 人ははっきりと反対を表明しています。

県内でも天童の遠藤市長が法案の危険性を指摘し、「地方自治体に何の話もないのはとんでもないことだ」と我が党の市議団との懇談の中で表明しています。さらに、平山新潟県知事は、憲法 9 条との関係も含めて慎

重に議論すべきで、現状の国会の動向は危惧している。そして増田岩手県知事は、無制限の指示や代執行は認められない。さらに堂本千葉県知事は、知事の意向を十分尊重し同意を得るべきだと次々と意見を表明するなど、憲法とのかかわりから具体的な問題に至るまでこの法案の欠陥や不十分な点を厳しく指摘しています。

そして、住民に求められている民間防衛組織に至っては、その実態や内容が全く明らかにされていません。本来、有事の際に最も重視しなければならないはずの国民の生命・財産の保護をどうするのかという問題についても、この点についての法整備は2年以内に行うと先送りをしています。

私は、国家総動員法や治安維持法によって国民を破滅的な戦争に引きずり込んだ、あの戦前の国家体制をそっくり引き写したような今回の有事3法案は、廃案すべきだと考えます。

佐藤市長は、戦争参加を可能にし、市民の人権や生命・財産権の侵害にかかわるこのような法案が、短期日のうちに国会の多数を頼んで強引に成立させられようとしていることについて、4万3,000市民の代表としてこの問題についてきちんとした見解を表明すべきだと考えますが、伺いたいと思います。

次に、通告番号10番、山形盆地活断層の問題について伺います。

この問題について、私は去る3月定例市議会で、市の対応を求めて一般質問で取り上げたばかりであります。そのとき私が得ていた主な情報は、国土交通省、国土地理院が昨年12月に発表し、一般書店でも入手可能になった「都市周辺地域の活断層分布図」、いわゆる都市圏活断層図であります。この断層図は、航空写真での調査に加えて、平成9年から11年にかけて5地点の発掘調査を行った結果を踏まえ、2万5000分の1の地図上に活断層の位置を示したもので、数10メートル程度の誤差で私たちのまちの活断層の位置がわかるようになっており、第一線の活断層研究者が改めて詳細に検討した結果に基づく、現状では最も信頼性の高い情報だと言われています。

ところで、去る5月8日、その活断層の調査結果に基づいて、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、山形盆地活断層の特性について現時点での評価を発表しました。それによれば、当初の私たちの推測をはるかに上回る、今後30年間にマグニチュード7.8の地震が最大で7%の確率で発生する可能性があるという評価がなされたのであります。山形県もこれを受けて緊急に対策会議を開き、震災マニュアルの見直しなどに着手をするということでもあります。

私は、こうした事態を受けて、去る3月議会の一般質問を引き継ぐ形で、以下市長に質問をいたします。最初に、今回の地震調査研究推進本部による山形盆地活断層の評価について市長はどう見ているか、伺いたいと思います。

次に、具体的に伺います。

一つは、関係市民へ今回の山形盆地活断層にかかわる情報を周知徹底することについてであります。今回の政府地震調査研究推進本部の発表した内容などについて、市民は十分知らされていないのが実情であります。この問題について、不確かな情報で過剰な不安を抱くことも、反対に何の根拠もなく大丈夫だなどと無責任に言いふらすことも、いずれも誤りだと思います。市民に対して現時点でわかっている情報を正しく速やかに伝えることは、行政の最低限の責務であります。

そこで、活断層周辺の町内会を対象に学習会や説明会を開催することを提案いたします。また、今回の政府の調査に加わった山形大学の山野井教授など、研究者の協力を得て講演会や研究会を開催することも必要ではないかと考えます。

第2に、以下の当面の対策と中長期の対策に分けての取り組みが必要と思われませんが、市長の見解を以下伺います。

当面の取り組みとしては、震災防災の具体的な対策についての取り組みを急いで進めることだと考えます。それは、予想されるマグニチュード7.8程度の震災に対して市民はどう対応すべきか、その指針を明確に示しておくことだと思います。さらに、行政自身も各種の対応マニュアルの早急な作成が求められていると思

ますが、その作成のめどについて伺いたいと思います。

次に、30年ないし50年間を見越した中長期の震災対策について伺います。

その一つに、活断層のさらに詳細な調査が必要だということについてであります。今回の報告書によれば、山形盆地断層帯の将来の活動性を明確にするためには、最新の活動時期、1回の活動におけるずれの量及び活動間隔を精度よく求め、活動区間を正確に把握する必要があると結びの中で述べているように、まだまだこの活断層については、より精度の高い調査が必要なことを指摘しているのであります。報告書では、現時点では精度の低い情報をもとに評価せざるを得なかった苦労が伝わってきます。

このことについては、国や県に要望していくことも重要であります、そこが動かないからといって責任をなすり合うのではなくて、市民の生命・財産の保護という事の重大性を考えれば、市単独でも研究者の協力を得て調査するべきではないのでしょうか。

さらに、長期的な検討課題としては、活断層の真上に公共施設などの配置をしないことや、同じ真上の民家の計画的な移転や補強工事への行政の支援や援助を実施することなどについても十分な検討を行うべきであります。この問題については、さきの1995年の阪神・淡路大震災の際の教訓から政府が法制化を検討するとしておりますが、いまだその具体的な形を見ておりません。

よく、戦争や紛争などは人類の知恵と努力で防ぐことも可能だと、しかし、地震などの天災は予測はできるけれども発生を防ぐことはできないと言われております。ただ、その地震の場合は、被害を最小限に抑えることは知恵を發揮し防災対策を徹底すれば可能であります。

今回の山形盆地活断層への評価は、国内の主要な活断層98カ所のうち、今後30年以内に地震が発生する確率が3%以上と言われていたのは約24カ所ありますが、この中に非常に上の方の高い確率の部類に属するとしてこの山形盆地活断層が含まれているのであります。

あのさきの1995年のマグニチュード7.3、地震発生直前の30年確率が0.4から8%だった阪神・淡路大震災とほぼ同程度かそれより上回る水準にあると言われていた山形盆地活断層の存在は、その周辺に生活している私たちにとって、常に最新の正しい情報とそれに見合った具体的な対策が欲しいと求めているのは言うまでもありません。そのために、この中長期的な取り組みとして、活断層の一層の緻密な調査と対策を研究者や住民の協力を仰いで着実に推進することが求められていると考えます。

以上、市長の誠意ある答弁を求めて第1問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、有事法制についてでございます。

現在開会中の第 154 回通常国会に、御案内のように武力攻撃事態対処法案、安全保障会議設置法一部改正法案、そして自衛隊法及び防衛庁職員給与等法の一部改正案のいわゆる有事関連 3 法案が提出されていることは御案内のとおりでございます。これらの法案は、日本における武力攻撃が発生したり武力攻撃が予想される事態への対処を定めたもので、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図るという趣旨のものでございます。

地方公共団体に関係する内容としては、国と地方公共団体の役割分担、地方公共団体の責務や国から地方公共団体に対する指示または代執行に関する規定が盛り込まれております。

国と地方公共団体の役割分担及び地方公共団体の責務については、これらの法案が有事の際の大まかな考え方や役割分担を抽象的に定めたものであることから、御案内のように 2 年以内に整備することとされている個別法制の内容について注視していく必要があるかと考えております。

一方、武力攻撃事態が発生した際、地方公共団体に対する国からの指示または代執行については、その具体的な要件等について別に法律で定めることとされております。このような国からの関与については、地方分権の理念である国と地方公共団体との対等・協力関係及び地方自治法に規定されている地方公共団体の自主性・自立性についても配慮されるべきものではないかと考えているところでございます。

また、今回の法案では国民に対するとおりの協力規定が置かれているのみで、詳細については 2 年以内に整備される個別法制の中で規定されるとされております。

有事の際には、地方公共団体と市民は信頼関係の中で一緒になって事態に対処していくということが基本にあるべきだと考えており、そのため、市民の安全確保、生活・営業等に何らかのかかわりが出てくることが予想されますが、憲法に規定されている基本的人権が不当に侵害されることのないようにしていく必要があると思っております。

法案につきましては、現在国会の場において審議されている最中でありまして、これからも十分に議論がなされるべきと考えております。

本市は市民の幸せな暮らしと永久の平和を守るために昭和 59 年に平和都市宣言を行っており、今後とも市民の生命や身体あるいは財産を守り、市民が平和で健全な社会生活を営むことができるようにすることを第一に市政を運営していきたいと思っております。

次に、山形盆地の活断層についてでございます。

今回この断層帯について分析評価を行った国の地震調査委員会は、文部科学省を本部長とする地震調査研究推進本部のもとに置かれた関係行政機関、大学等の調査結果等の収集・整理・分析及びこれに基づく総合的な評価を任務としている委員会のようにございます。

この地震調査委員会から去る 5 月 8 日、御指摘のように、県が実施した活断層調査事業のデータなどをもとに、山形盆地断層帯についての分析評価を行った結果の報告が出されたわけでございます。その概要は、これまでもマスコミ等で報じられておりますように、山形盆地断層帯は大石田町から村山市、寒河江市、中山町、山辺町、山形市、上市市の 8 市町にかけて 60 キロにわたって七つの断層からなり、今後 30 年以内にこの山形盆地断層帯全体が一つとなって活動した場合に、マグニチュード 7.8 程度の大地震が最大 7 % の確率で発生する可能性があるかと予測しております。国内の主要な断層帯 98 力所の中では、大地震の発生確率が高いグル

ープに分類されております。

今後は、この評価結果をもとに、大きな地震は発生していないので安全だということではなく、地震は起こり得ると意識を持って、関係機関と連携をとりながら行政執行に当たってまいりたいと思っております。

また、今回の報告というものは、絶対安全と言われました、あるいは地震に強い山形県と言われました中にこういう断層帯があるんだということでもありますので、ショックを受けているわけでございますけれども、市民に不安のないようにこれから対応していくというのがなすべきことではなからうかなと、このように思っております。

そういうことで、このかかわるところの情報を市民に周知することについてでございますが、県では断層帯をわかりやすく説明するためのパンフレットを7月ごろに作成し、防災関係機関や住民に配付を計画していると聞いております。また、断層帯のある地域を対象として防災関係機関や住民に対する説明会を開催し、活断層や地震に対する知識や備えについての普及啓発を図ることも計画していると聞いております。これらのことにつきましては、市報などによる広報を行い、多くの市民が参加できるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

市民も、これまで大きな地震が発生していないので安全だと思いがちですが、今後は地震が起こり得るという意識を持っていくことが必要であると思っております。

当面の震災対策といたしましては、阪神大震災のときに隣組等身近なコミュニティーの活動が被害の拡大を抑えた経緯がありましたので、地域の活動が非常に重要になるとの考えから、自主防災組織の育成というものを積極的に進めてきており、これまで17地区で自主防災組織が組織化されております。自主防災組織を結成している地区、町会では、災害に備えての必要な装備を行うわけですが、その費用に対し援助しているほか、市、消防団、消防本部が一体となって自主防災組織独自の訓練・研修を積極的に支援しているところでございます。今後、一層地域における自主防災の組織化を進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、危険区域の防災査察などを通じまして、地域防災体制の整備、防火・防災意識の高揚を図ってきております。

県では、今回の評価を受けまして、阪神大震災と同規模の地震を想定して策定してある被害想定の見直しに速急に取り組むとともに、県の地域防災計画の見直すべき点がないかどうかの点検作業を行うとのことでございます。この点検見直し作業がかなりの時間を要するとのことですので、本市の地域防災計画の策定をこのまま進め、これを策定いたしまして、県の地域防災計画の見直しが完了した時点で、市の地域防災計画の内容に修正を加えることが必要であればその時点で対応してまいりたいと、このように思っております。

また、これについての防災に対するマニュアルでございますけれども、現在も計画策定の中で検討しているわけでございますけれども、今回こういう形になったわけでございますので、これらの点も存分に入れてまいろうかなと、このような気持ちでいるところでございます。

それから、活断層のさらに詳細な調査でございますが、県では、国の全額助成で県内四つの断層帯について、平成9年度から活断層の位置や長さ、活動時期、活動間隔を明らかにして活動規模を把握し、地震防災の基礎資料とすることを目的として調査を実施したものでございます。今回、地震調査委員会からこの山形盆地断層帯の評価が出されましたので、その評価を踏まえた対応を検討していくとのことでございますので、これ以上の調査をやる考えは持っていないようでございます。

市独自の調査については、3月議会でも答弁申し上げましたが、活断層は行政区域を越えて広範囲に及んでいること、また、調査解析に専門的な知識を必要とすることなどから、県レベルの調査が進められてきたものでございます。その調査結果などをもとに国の地震調査委員会が評価を出しておりますので、市独自で調査する必要はないと考えております。

今後、まちづくりを進めていく上でライフライン等の建設を行うときに断層の状況を確認する必要がある場合もあるのではないかと考えております。これまでも市街地の進展を見据えたまちづくりの中で、避難路や防火帯となる道路や緑地など、防災面も考慮したまちづくりを進めてまいりましたが、今後もより一層安全で安心な都市空間の創出に努めてまいりたいと、このように思っております。その一つといたしましては、阪神大震災以降、より耐震性にすぐれた構造の防火水槽を設置してきており、今後も引き続き計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。

また、本市におきましては、毎年、万が一の災害に備えての防災訓練を行ってきておりますが、これは地震発生と付随して起こる災害発生などを想定した訓練内容として実施してきております。市の防災訓練は、市と地域住民、消防団が一体となっていく訓練でございます。地域住民はもとより、自主防災組織のある地区や町会などでは積極的に訓練に参加していただいているところでございます。実体験を通して避難や防御などの方法や技術を体得していただき、万が一の災害に備える心構えと防災意識の醸成を図っているところでございます。今後もより一層市民の安全のための訓練なり、体制の整備に心がけてまいりたいと思っております。

また、長期的には、県は今回の山形断層帯の評価を踏まえたこれからの対応といたしまして、断層帯に配慮した公共施設の建設誘導に向けた情報提供も考えているようでありますので、これらの情報を活用しながら、安全で安心な公共施設の整備ができるのではないかと考えております。また、公共施設の耐震化推進方策や民間施設の耐震性向上のための方策等についても検討していくということであり、耐震化への推進方策が示されると考えておりますので、これらを踏まえまして、県、関係機関と一体となり対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 有事法制の評価については余り踏み込んだ答弁はなかったように思いました。これが限界かなというふうに思いますけれども、ただ、非常に危惧されることは、以前から問題になっておりました集団的自衛権の発動につながるのではないかなというふうな有識者からの指摘があったわけでありまして、この有事法制によってそれに道を開くということが、実は自民党や公明党など与党の議員の質疑の中でもそういう指摘が飛び出してきている特徴があります。

本来、共同提案者である公明党の赤松正雄議員は、5月9日の国会質疑の中で、武力攻撃事態法の定義についての質問にまともに答えられない政府答弁にいら立ちを露骨に示して、これでは信用できないと、もう本案に賛成するのをやめようかという気さえ起こってくるという質疑を行っています。また自民党の岩屋議員は、周辺事態法はあくまで集団的自衛権の行使にかかわらないように、武力行使と一体化しないように、その一線を引くためにやってきたのに、今度併存する武力攻撃事態法では米軍と共同して対応するとなっていて、集団的自衛権の発動そのものでないかなというふうな指摘を国会の中でやっています。こういうふうにと与党の中でさえ見解や判断が分かれてしまって、もう支離滅裂の政府答弁が続いている、こういう法案であります。

しかも、国民生活に直接かかわるような問題については、先ほど市長の答弁でもありましたように2年先送り。しかし、権利の制限や自由の抑制、言論・集会・結社の自由に至るまで一定の制限が加わるということを確認して答弁しておきながら、その具体的な内容については、どういう場合どうなるのかという質疑については2年後に法制化するというふうな指摘をして、いわば逃げの答弁を打っていると、決めることだけ決めてあとは政府がやるというふうな態度でありまして、この問題一つとっても大変なことでもあります。

しかも、周辺事態法では協力をお願いするというふうな内容だったんですけれども、今度ははっきりと首相が指揮権を持ち、そして地方自治体の長には指示をして、国民には法に基づく命令を発動するというふうな、非常に危険なというか、使いようによっては非常に大変なことになる法であります。

今、国会では、今国会での成立は難しいのではないかなどという動きも出ておりますけれども、もっとさらに国民の中から、あるいは議会や首長の中からこれに対する疑問の声や意見をどんどん上げることによって、より慎重な審議へと導くことが可能なのではないかなというふうに私は思いますので、市長としてももっと明確な意見の開陳をしていただきたいというふうに思いますので、その点のお答えをもう一度お願いしたいと思います。

それから活断層の問題であります。活断層地図を見ると、寒河江市の領域については寒河江山辺活断層というふうに言われております。市長からあったように7カ所の活断層がふくそうして上山から村山まで走っているわけですが、その中で寒河江山辺活断層、それから醍醐の方からですね、日和田の方から村山の方に走っている活断層がもう一つありまして、計2本の活断層が寒河江にはあるというふうに指摘されています。

特にこの活断層の延長線上には、市民浴場や特別養護老人ホームのいずみなどが施設としてあるほかに、越井坂やあるいは丸内、七日町、住吉町、西根石川など、いわば古い集落が密集している地域の真下を走っているというふうな活断層であります。

この活断層の性質をより詳しく調べるということは、とても大事なことでないかなというふうに思います。市長も当然読んでいる、目を通していただければ、目を通していると思われまして、山形盆地断層帯の評価」という政府の地震調査委員会での発表の中で、大半が評価につながる、いわば過去の活動時期、あるいは1回のずれの量と平均活動間隔、あるいは過去の活動間隔、将来の活動区間及び活動時の地震の規模等について、全部三角の印がついています。これは十分な情報がまだ得られていないというふうな表現なんでありまして、そういう中でこういう評価を下さざるを得なかったというふうなことを言っておりまして、だから今後についても、山形盆地断層帯の将来の活動性を明確にするために、最新の活動時期がいつだったのか、1回のいわゆる活動におけるずれ

がどのくらいあるのか、及び間隔がどのくらいあるのかというふうな精度を求めなければいけないということを、わざわざ指摘をしています。だからこれで終わりではないんですね、この報告書を見ますと。

これはやはり現物に当たることが何よりでありまして、調査はですね。地層のずれとか年代の特定とかは、これから調査することによって幾らでも正確性を求めることができるわけでありまして。

これを中途半端にしてやるのは一番悪い。変に恐れおののいたり、あるいは変に開き直ったりというふうな事態にもつながりかねないことでもありますので、より正確に求められるものであれば、より正確に何回でも調査をするということが自治体の長の責任ではないのかというふうに私は思います。

少なくとも今求められているデータの中では、地震の平均活動間隔がおよそ 3,000 年だと言われています。しかもこの信頼度は低いとわざわざ報告書では指摘しています。これはトレンチ調査をやって地層の年代比較をすればすぐわかるわけでありまして。

それから集積の確率、これは地震エネルギーがどの程度たまっているかという表現だそうですが、現在ほぼ 90%にまで達しているというふうなことを指摘しています。

本来、地震が起こっても不思議ではない、いわゆる活動期にここは入っているというふうな指摘もされています。ただ、確率としては 30 年以内の発生確率はゼロから 7%、今後 50 年以内の発生確率はゼロから 10%、100 年以内の発生率はゼロから 20%と。300 年以内の発生確率はゼロから 50%というふうな指摘がなされているわけでありまして。ですから、いつ起こっても不思議ではないけれども、300 年後かもしれない、あるいはあすかもしれないというようなことで、もう少し正確なデータを私たちは欲しいし、市民は当然そういうのを求めているのではないのかというふうに思います。そこら辺を調べるための調査がもっと必要なんだということをお私に言いたいわけでありまして。

しかも、1回のずれの量が 4メートルから 5メートルと、これが上下に起きるといふふうないわゆる逆断層でありますので、この活断層は、西側が東側に乗り上げるような形で地震が発生するというふうな指摘がなされています。しかも、その幅が 1キロから 2キロ範囲で家屋の倒壊が起こることが指摘されておりますので、もし無警戒で発生した場合非常に大変な地震になる可能性があるわけでありまして。ですから、ぜひそこら辺ですね、市長、改めて、寒河江の市長と、寒河江市に活断層がある、その市長としてどういう考えを持っているか伺いをしたいと。

それから、質問でも申し上げましたように、具体的な当面の、それから中長期の対策については、当面は説明会等をやっていくということでありましてそれは急いでしていただきたいと思いますが、あとマニュアルもつくるということでありまして、阪神・淡路大震災で 6,000 人を超える死者が出たわけでありましてけれども、この犠牲者の 8割が家屋の倒壊によると、その圧力死であったということが発表されています。ですから、個人住宅のいわば点検、耐震調査、それに基づくさまざまな手だてが、やはりこれはやっていく必要があるのではないかと。無論、公共施設は当然であります。そういうので、今、政府に対しても各方面からの要請が来ておりますが、同時に、自治体独自の制度としてこれを発足させていくことも必要なのではないかというふうな意見を私は持っています。

そうしたら、静岡県でことしの予算の中で耐震補強助成制度が創設されたという話を私は伺いました。この静岡も東海地震のおそれがあると指摘されている地域でありまして、さまざまな取り組みがなされているわけでありましてけれども、ここで個人住宅の住宅を耐震補強していく予算措置が県単独で実施され、それに各自治体が上乘せをしていくという制度が創設されたということでありまして。

これによりまして、建築士などの専門家の簡単な診断を受けた後、これも無料でしてくれるそうでありましてけれども、住宅には一律 30 万円の耐震補強の助成をするということが決定されたそうでありまして。そのほかにも、学校、公共施設の応急補修などさまざまな手だてがなされているようでありましてけれども、こういうふうな手を打つ自治体も出てきているということでありまして。

特にあの地域は、活断層の東側については地盤が非常に弱い地域であります。そういう意味でもさまざまな対策がふくそう的に求められて、初めて安心して住めるということだと思いますので、ぜひその点での手だての検討についても行っていただきたいと思います。

マグニチュード 7.8 程度の地震というのはどの程度なのか私もよく理解できませんけれども、少なくともあの阪神大震災よりは大きいということですので、もし発生したらすさまじい地震が起こるというふうに私は思います。そういう意味でも真剣に、まじめにこの問題、検討をしていく必要があるのではないかと思います。

これは、私が共産党だから事故を免れるとか、市長が何々だから免れないとか、そういう性格のものではないのですね。市民が、その当該地域に住んでいる市民がひとしくその被害を受けるわけであります。そういう意味でも真剣にこの問題、検討をしていただきたいということをお願いして第2問にしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 有事の問題についてまずは申し上げます。

有事はこれはない方がいいに決まっております、未然に防ぐようなあらゆる手段を講じていただかなくてはならないと、こう思っております。これは国の義務ということになるでしょうけれども。

しかしながら、幾ら努めても絶対に起こらないということはないわけだろうと思ひまして、この前のテロミたいなものもあるわけでございます。それで、法に定めがないまま万が一起きたときどうなるのかということも私たちはやはり心配なわけでございますけれども、自治体の長といたしましては、地方自治体、そして市民の生活のことというものを十分考慮したものに審議してもらいたいと、そんなことを痛感するわけでございます、現在のままでは何か不十分だという気は、これは起こっているわけでございます。

そういう中で、先ほど答弁申し上げましたように、まだ直接公共団体なり、あるいは市民につながるようなことは 2 年後だというようなことでございますけれども、十分慎重に、そしてまた地方公共団体、市民のことを考えた法案なりというものにしていただかなければ、いかんともしがたいという感じを持っているところでございます。

それから断層のことでございますが、この地図、県の方から送られてきました地図というものと、そして寒河江市内の現場というものを突合してみますと、やはり、ああそこに断層がある、やはりこれが今回の報告書に報告されたものなのかなというようなことがうなずけるわけでございますが、そういうことを市民に知っていただきたいし、特にその断層帯が走っているところの地域の方々には十分徹底していきたいものだなと、このように思っております。

そのことによりまして、その後の対策とかあるいは心構えというものが、ぐっと違ってくるのじゃなかろうかなと私は思っております、幾ら新聞でどうのこうのと、市報でどうしましてもわかりませんから、やはり少なくとも断層帯が走っている地区の方々に現場に行ってもらって、こういう状態なんだから、ここは学問的に断層帯が走っているんだというようなことが報告あったんだよと、こういうことを説明すれば、やはり身近なものとして、あるいは将来起こるかもしれないし起こらないかもしれませんが、その地震の問題についての理解というものが深まってくるのではないかなと、このように思っております。

そういうところから、御指摘の住宅改造云々というようなことを言われましたけれども、ただ住宅改造と言われましても、いやあ、この前建てたばかりだからまた新しく強化するというようなことは非常に難しいとか、じゃあこの際やってみましょうとか、いろいろ議論がそこから私は出てくるんだろうと思っております、やはり現場とそしてまた報告書を突き合わせた中で認識を深めていくことから、市民の地震への恐ろしさというようなものがわいてくるだろうと思っておりますので、そういう勉強をすることから始めて、そのことでいろいろ市民の声も出てくるかと思っております。

そういうことを受けて、市としましても行政的にやらなくてはならないということもまた浮かんでくるだろうと、このように思っておりますので、そういうことを重ねてまいらなくてはならないと思っているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 有事法制の問題についてはこれ以上深まらないということであります。

活断層の問題については、新聞はいつときしか騒がないんですね、マスコミも。ところが、そこに住んでいる人は半ば永久的にそこに居住するわけでありまして、常に危険にさらされながら暮らさざるを得ないというのが実態なわけであります。

ただ、市長言ったように認識の程度はあります、人によって。鼻で笑う人もいれば、本当に怖がってそこを立ち退こうなどと考える人もいるだろうし、さまざまであります。でも、いずれにしてもそこに住んでいるのは寒河江市民でありまして、それに対する行政の手だてというのを怠ってはならないということであります。

説明会や学習会、当然これは精力的にやっていただかなくてははいけません。あわせてそういうことも視野に入れて、ですから私は中長期の対策ということを行っているわけでありまして、視野に入れて行政として臨んでいくということが大事なのではないかということをお願いして、質問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 11 番ついて、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さん方から寄せられた御意見を踏まえ、社民党・市民連合の一員として端的に質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 11、市政一般について。

緑化フェア成功に向けた課題についてお伺いいたします。

2 カ月間にも及ぶ全国規模の催しは、本市にとって経験のない一大イベントであります。その開幕が 11 日後に迫り、諸準備に当たられている市民の皆さんや職員を初め、関係者の方々の取り組みと御努力に敬意を表するものであります。成功裏に開催されることを期待するものであります。

この時期の寒河江市は、さくらんぼの収穫期であり、1 年じゅうで最も活発に華やぐときでもあります。したがって私は、緑化フェアの成否は、入場者数の多さも要件の一つであるが、それよりも増して重要なのは、緑化フェアに訪れた方々がリピーターとなって来年以降も、さくらんぼの時期はもちろんのこと、さくらんぼに限らず年間を通じて寒河江市を訪れる方がふえることであります。

また、緑化フェアを機会に、市民の意識の中に花を愛する心、花を育てる心、まちをきれいにする心がはぐくまれ、市民一人ひとりの自発的な取り組みのきっかけとなり、着実に実践する人がふえることであります。

そして三つは、今回の緑化フェアを機会に、立ちおけているチェリークア・パーク民活エリアの立ち上げが、ホテル・シンフォニー・アネックスに続いて具体的に動き出してくれることであります。

そのような観点から幾つかの点についてお伺いいたします。

一つは、寒河江市は品格のあるまちづくりを標榜しています。市民の協力のもと、市内の至るところに飾花がなされました。しかし、にわか芸者の化粧のようになっていないかと思うのであります。

一例を挙げれば、若草の道の歩道と民地の境に設置されているガードレールの保護・が腐蝕し、4 年前から至るところで塗装がはがれ、腐蝕したパイプはさびて折り曲がり、ちぎれてむき出しとなり、接触をするものならけがをする危険な状況となっております。これまで再三にわたって所管課に指摘をしているのに、いまだ対策がとられず放置されたままであります。通りにはさくらんぼ園もあり、観光客の出入りもあります。その園地のところも大変危険な状況であります。私は直ちに改修すべきだと思います。

また、それまでの間は危険な箇所は撤去すべきことも指摘をしてきました。現在もまだ撤去されず放置されたままであります。なぜそうなっているのか、その理由を伺いたいと思います。

二つには、フェア後のふるさと総合公園の整備と管理運営について伺います。

これまでの当局の説明では、終われば売店などの仮設建物は撤去するが、花みどり創造館は残すことになっており、さらに、企業、団体などが出展したものについては、植栽した樹木については残すように要請することでありました。しかし、聞くところによると、出展している企業などは、終了後に原状復帰が原則となっていることから、草花を除く樹木については撤去を想定して根回しした包みを解かずに、2 カ月間だけ見せるための仮植をしているとのことですが、実際どういう関係になっているのかお伺いいたします。

三つには、職員の健康管理について伺います。

本来、労働者の安全や健康に関することは労使間で扱われるべきものと考えます。しかし、職員の退職後の後補充も不十分な中で、緑化フェア推進事務局に 10 名の職員が派遣されています。その結果、市長部局の一般職員の定数 278 名のところ、28 名少ない 250 名の職員で日常的なそれぞれの課の仕事をやったほかに、緑化フェアの仕事をやっていることから、職員に無理な負担がかかっています。これから暑い時期に入ります。

2カ月間の長丁場であることから、特に職員の健康管理についての配慮が必要であります。

労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境をつくるための労働安全衛生委員会の設置が法律で定められております。緑化フェアで無理をして職員が病気をしたりけがをしましては、取り返しのつかない損失となります。したがって、職員の健康管理のために安全衛生委員会の開催状況などをも含めて具体的な取り組みはどのようになされているのか、お伺いいたします。

二つ目の政治姿勢についてお伺いいたします。

分権時代における行政対応についてお伺いいたします。

地方分権は、国と市の関係は上下・主従の関係から対等・平等の関係となり、市の行政は国からの指示やマニュアルによるものでなく、市の自主的な判断で決定し執行する、まさに自己決定、自己責任が問われるものになりました。

私たちは3月議会での予算審議に際して、最上川緑地公園整備事業費として1億5,250万円が計上されているのに、基本計画もない中で工事請負費まで計上するやり方は常軌を逸していると指摘をしました。もちろん私たちはこの公園の整備を否定するものではありません。全長600メートル、幅100メートルの競技可能なカヌー基地をなぜつくることになったのか、その経過がわからないばかりか、洪水時の安全対策、取水方法を含めた構造上の検討、利用者の見通しや環境対策、維持管理の方法やその費用などについて明らかにされず、検討が加えられたのか疑問であります。このように、検討もなく既成事実を積み重ね、問題の解明を先送りして事業を進める方法は、改めるべきだと指摘をしてきました。

その後、4月の定例議員懇談会で都市計画課長より、総事業費を含む整備計画概要の説明がありました。それによりますと、総事業費が15億円で、そのうちカヌーコースに9億円を要するというものでありました。しかし、その中でもカヌーコースの維持管理の方法やその費用については未定であり、今後整備を進める中で検討していきたいというものでありました。

私は、市民に対して自己決定、自己責任を持つという観点から、事業計画の決定に当たっては、維持管理の方法や費用、施設の利用見通しなどを分析し、費用効果をも含め判断すべきと思うのであります。市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、行財政改革の流れの中で行政事務量は年々増加し複雑化しているのに、人員は退職の後補充が完全になされず、臨時職員で対応されているものの、実質的な削減になっています。その結果、本来所管の係で調査し作成すべきものがコンサルへ委託となったり、また、庁内での各係との連絡調整に際して、各職場が多忙なために形骸化してきている問題などがあります。退職者の後補充を完全にすべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

三つには、都市計画区域の見直しをめぐる問題についてであります。

慈恩寺地区については、観光開発や古刹・慈恩寺を風致地区として保全する意味からも、市の都市計画マスタープランでも都市計画区域に指定すべく位置づけられ、さきの見直しに伴う地域説明会でも含める旨の説明がなされ、昨年12月議会でも市長より同趣旨の答弁がされたわけであります。

ところが、2月に開催された都市計画審議会に諮問された、諮問案から慈恩寺の山が除かれていたことから、その理由をただしたところ、風致地区などの指定をするためには慈恩寺一山などの協議が必要であるため、と言われました。そこで私は、スーパー農道の建設にかかわって除かなければならなかったのではないかと尋ねたところ、スーパー農道とは関係ないとの見解でありました。3月議会でも同様の答弁であることから、風致地区に指定するためには都市計画区域の指定は前提条件になることであり、当局見解の整理を求めていたわけであります。

その後、聞くところによると、スーパー農道の計画があり、路線が決定されていないために除外したとのことのようにあります。そうであるならば、今回除外された理由として私も理解もできます。ならば、その旨を

事前に説明すべきだったと思うのであります。

しかし、なぜこういった行き違いが生じるのか疑問であります。関係課との調整もされて審議会に諮問されているわけであろうし、また、一般質問に対しても当局の協議がなされているものと思うのであります。

そこで伺います。

一つは、なぜこういった行き違いが生じたのか、その理由について明らかにしていただきたいと思います。

二つには、今後の課題として、スーパー農道の路線が決まったら即都市計画区域に指定し、風致地区の指定などを含む適正な開発が行われるようにすべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたしまして第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

緑化フェアに向けてのいろいろな課題についてお話がございました。

これまで寒河江市推進委員会を組織いたしまして、県の実行委員会と一体となりまして準備を進めてきたわけでございます。やまがた花咲かフェア '02 も 11 日後に迫ってきました。これまでの市民の方々の御協力、御努力に対しまして改めて感謝申し上げたいと思います。

現在、会場の総仕上げに入っております。市内幹線道路等には飾花プランターの設置やフラワーロード、植樹柵の植花が多く市民の協力で終わり、また、のぼり旗、バナーの飾りつけを行い、まちじゅうの歓迎態勢ができてきております。また、催事参加に向けた練習やら、ボランティアとしての参加、おもてなしの準備など、フェア来場者を迎える準備が整ってきているわけでございます。市民はもとより、企業、団体各位に対して感謝を申し上げる次第でございます。

道路沿いのガードレールの御質問がございました。これまで、やまがた花咲かフェア '02 の開催に向けて、会場にアクセスする重要な路線の整備に取り組んできたところでございまして、既に市道寒河江駅高瀬山線やら市道島落衣線が供用されております。JRよりの玄関口となるところの駅前広場、それから南口広場も来る 8 日に供用する予定で進んでおります。

交通安全施設についても、道路案内標識の整備や寒河江駅周辺の歩道の段差解消など、重点的に予算を配分して実施してまいったところでございます。国・県道の管理者にも同様のお願いをして整備を図っていただいているところでございます。

また、予想される交通混雑というものを緩和するために、主要地方道天童寒河江線に信号機を 2 機増設していただくよう県の公安委員会に要請して、実現に至っているところでございます。

御指摘の市道西寒河江駅谷沢線でございますが、歩行者転落防止・があるわけでございますが、その問題なわけでございます。あの道路は御案内のように県道から市道に移管されて今日に至っているわけございまして、そういう関係で、あのガードレールにつきましても設置された時点と道路周辺の状況が著しく異なっている箇所もあるわけでございます。県道の時代ですと田んぼだったわけございまして、それが今は工業団地に変わってきておまして、現在はそういう意味から転落の危険もほとんどなくなってきた状況にあるわけでございます。

そういう状況の変化というものがあるわけございまして、したがって、施設の取りかえなり取り外しというものは、やはり地元の方の御意見も聞きながら検討しなくてはならないと思っております。若草の道推進委員会という一生懸命やっているところもございまして、その辺の御意見もいただかなくてはなと、このように思っております。

それから、緑化フェア展示施設をどうするのかというようなことでございますが、緑化フェアの会場になるところは県の最上川ふるさと総合公園でございまして、ですから、総合公園として整備する公園サイドというもの、緑化フェアに向かって整備したものがあつたわけでございます。

公園事業といたしましては、緑化フェアの主要施設となるセンターハウスとかトイレ、あずまや、池、丘など恒久施設が整備されているわけございまして、それから、緑化フェア向けにつきましても施設とか展示物というのは仮設がほとんどであり、撤去を前提にしてつくられているものでございます。

しかしながら、本公園はチェリークア・パークを構成している施設の一つでありますし、拠点性を高めていくことも必要なことだろうと思っております。

単なる県の最上川ふるさと総合公園としての役割でなく、都市緑化フェアが開催された場所として、会場と

して、後々まで語り継がれるメモリアル公園となるように、また、都市緑化フェアの意義であります緑化に対するところの意識啓蒙、それから緑化知識の普及を図る情報発信基地としても、さらに、市のまちづくりのキャッチフレーズであります「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をイメージさせる施設づくりや、広く県民に親しまれ興味がわくような総合公園でなければならないと、このように思っているところでございます。

したがいまして、フェア後に残してもらいたい施設について、現段階に個々に施設を述べることはできませんが、閉会后、フェア実行委員会が撤去作業に入るわけでありますので、残していただきたい施設、展示物につきましては、早目にフェア展示物の耐久度や総合公園基本計画との整合性というものを考え合わせ、県なりそれからフェアの実行委員会と協議して要望してまいりたいと、このように思っております。

それから、職員の健康管理の問題でございます。

緑化フェア期間中に職員が従事する業務は、総合開会式、それから都市緑化祭の公式行事、寒河江市の日に行われる催事団体の担当、さらに寒河江市推進委員会の独自イベント等のスタッフとして業務従事に当たるわけでございます。

従事体制につきましては、開催期間が58日間と長期にわたり、かつフェア来場者の多い土日にイベント等を計画していることから、それらの従事に当たっては全庁体制で取り組むことにしているわけです。各課等の通常計画されている業務にも配慮し、フェア従事回数とか休日出勤などを極力平均的に職員が配置になるように割り振りをしているところでございます。

また、フェア期間中にはさくらんぼ祭りによるパレードや大綱引き大会もあるわけでございます。休日の業務従事が8時間となる場合は、振りかえを行い休日の確保に配慮し、健康管理に留意しているところでございます。

何といいましても、梅雨から夏の暑い時期にかかるわけでございます。職員の健康管理には十分注意を払わなければならないと考えております。健康管理は職員みずからの自己管理がこれは当然必要でございますけれども、管理監督にある立場で、あるいは職員同士お互いに気配りを行い、長期にわたる緑化フェアに従事していただきたいと、このように思っているところでございます。

次に、新たな事業の決定に際して、完成した場合の維持管理費用とかについて、十分検討した上で事業を決定したらというような御質問でございます。

行政執行に当たっての毎年の事業の決定は、市の基本構想、基本計画に基づいて策定されている実施計画に原則的にはのせているわけでございます。実施計画では、財政計画とともに個々の事業ごとに事業名、事業内容、実施年度、総事業費、当該年度の事業費及び財源内訳を示していることは御案内かと思えます。

この御質問の事業の決定に際しましても、完成後の管理費用や利活用を検討した上で判断すべきでないかということでございますが、新たな事業の決定というものは、財源の裏づけとか、あるいは国、県の補助が受けられるかどうかとか、あるいは地方債の充当はどうかとか、あるいはつぎ込まれるところの一般財源の見通しなどというものを踏まえて、さまざまな角度から総合的に検討しているわけでございます。その中で後年度の維持管理費や利用状況というものを調査し、事業費投入に対する投資効果や効率的な運用等についても十分考慮を払っているというところでございました。

大きな事業というような場合には、何をやるか、何を目標にしてどんな目的を、というものを明確に示しているわけございまして、この辺につきましては十分これまでも話をしてきているところでございます。

そして、この事業の達成に当たりましても、その後の管理等に当たりましても、コスト意識というものを持って取り組まなくてはならないと思っているわけでございます。効率的にこれをこうやっていかななくてはならないと、こういうことございまして、つくるときだけの問題じゃなくて、その後におきましてのことも十分考慮したところの費用対効果というものを考え合わせて進んでいるわけございまして、何にしましても費用対効果、費用といいますと広い意味での税で賄うわけでございますし、それが効果となりますと、いわゆる地

域の活性化あるいは地域の発展、寒河江市の発展、そしてそれが税にも還元なされると、こういうようなことを、費用対効果というようなことも十分勘案しながらやっているわけでございます。何にしましても地域の活性化に向けて税を使うわけでございますから、市民に、地域に、そして地域の発展に結びつけるということを手に入れてやっているところでございます。

それから、コンサルの話が出てきました。

新たな事業計画をする場合には、基本的には今申し上げましたように本市の基本構想、基本計画に沿った事業であることが前提であります。それらを計画する段階において、比較的大きな事業の場合には各課にまたがる場合がほとんどでもあるわけございまして、関係各課で構成するプロジェクトなるものを設置しております。

今も申し上げましたけれども、事業の際には国や県の施策に基づく補助とか起債の動向とか、一般財源の充当額などを踏まえながら、維持管理や投資効果などさまざまな角度から総合的な検討を行いながら、事業を進める方向というものを決定しているわけでございます。したがって、事業の計画・立案の段階では、国、県の職員も入る場合もあるし、関係団体の方の御意見も聞く場合もあるし、しかし、最終的に事業の方向というものは市独自で決定しているわけで、これは当然でございます。

ただ、国、県への事業採択申請、いわゆる公共事業ですと、当然これは事業採択申請というような行為が出てくるわけでございます。ですから、事業採択申請あるいは事前申請に当たり提出するところの計画書が、かなりの膨大な資料になるわけございまして、詳細にわたる資料等を含めまして専門的な作業等が伴う場合が多いわけでございます。この場合、職員だけで計画書を作成するには莫大な時間を要することや、高度に専門的な作業を伴うことになりまして、あるいはほかの事例というようなものも参考にしないと、こういうこともございます。

行政というのは、事務執行に当たりましては、やはり常に最少の経費で最大の効果が得られるよう努めることが求められているわけでございます。今申し上げましたような場合の計画書の作成等については、コンサルタントに委託することもあるわけございまして、常に行政運営の効率化の観点から、事務事業で民間に委託できるものにつきましては民間委託の拡大を図り、行政組織及び事務事業の改善に努めることが肝要であると常々思っているわけでございます。

そんなことから、コンサルにお願いする場合もあるわけございまして、職員が少ないからコンサルと、こういう考え方ではございませんことを御理解いただきたいと思います。

それから、都市計画の見直しのことの御質問がございました。

このたび、市内の道路網整備や市街地と周辺集落部の家屋が連檐してきている状況、広域的な視点による隣接市町の都市計画区域と一体化を図る必要があることから、都市計画区域の見直しを行ったわけでございます。

平成 10 年度から見直し作業に入りまして、昨年 11 月に地区説明会を開催するとともに、本年 2 月に都市計画審議会の御意見をいただきまして市の原案をまとめたところでございます。

県の都市計画審議会の審議を経まして、平成 14 年 5 月 7 日に山形県より拡大される区域が告示されているところでございます。その結果、都市計画区域は、3,008 ヘクタールふえまして 5,109 ヘクタールとなったところでございます。

この区域拡大の見直しに当たりましては、市の振興計画とか都市計画マスタープランを基本としながら、生活圏となる可住地や平場と一体的な位置にある保全が必要と思われる山林地域も含めて検討したところでございます。また、区域界については、行政界や道路、水路等の地物、それから対象物がないところにおいては字界で線引きをしたところでございます。

この慈恩寺地内につきましては、13 年、昨年 12 月におきまして、将来は歴史的伝統を保全する上で何らかの地域指定も必要と考えられるところであり、そしてまた、保全する考え方でエリアに入れていきたいと考

えていると、私から答弁したところでございます。

見直しの実務作業に当たり、慈恩寺周辺地域の線引きについて区域界を何にするか、種々検討したところでございます。下界から望まれる峰にするか、その裏山のすそ野、道路、河川等であるか、種々検討したところでありますが、線引き境界の一つに考えられる寒河江中央地区県営農免農道のルートが未決定であることから、このたびは本堂、三重塔、寺院を含む山王台真下の小字界で線引きしたものでございます。

また、14年、ことしの3月議会におきましては、将来とも慈恩寺建造物とその一帯についても保全していかなければならないと思っていると、また、保全の都市計画上の方法としましては風致地区や伝統建築物群保全地区などの指定がありますが、今後、本山慈恩寺や地域の方々、専門家の意見をいただき検討しなければならない課題であると、これまた答えているわけでごまいして、このたびの見直しであの地区の都市計画区域は終わりだとは言っていないわけでごまいします。

何度も述べておりますが、慈恩寺本堂、三重塔等建造物と周辺の山林資源等が一帯となつての慈恩寺であると思っております。今後、地区指定となれば地権者への規制も出てまいります。そういう意味から、地元の方々と十分に話し合いを持ち、地区指定や都市計画区域の拡大についても検討してまいらなければならないと思っております。

それにおきまして、同地区につきましての考え方は当初からずっと同じ考え方で進んできているわけでごまいして、今後いろいろ規制がかかりますから、その辺のことを十分地域の方々に御意見をいただき、あるいは御協力をいただきながら、見直しする場合は見直すということにもっていかなくてはならないと、かように思っているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今、1問に対する答弁いただきましてありがとうございました。さらに理解を深め、さらによりよい形で事業を進めるという観点から再質問をさせていただきたいと思います。

緑化フェアの関係であります。これは全国から大勢の方々が寒河江市に来るわけでありまして、そういう中で、去年から指摘をしながら、当局も最善の努力をされているんですが、松くい虫の関係です。これは、2日に全国植樹祭もあって私も参加してきたんですが、バスの中でも行く途中もあるいは帰りも、松くい虫いないと、向こうの方はいないところを来たんですが、ずっと帰ってくるというと、寒河江を中心に、今も河北町に入ってくると、根際というか、あの辺から箕輪、慈恩寺山、そして白岩山、谷沢の方、平野山、柴橋の方というふうに、もう大変な状況になっているわけでありまして。

特に緑化フェアの中で、ああいうふうに真っ赤に松の木がなっているというのは、非常にイメージ的にも好ましくないわけでありまして、市でも大変な予算を計上しながら、あるいはまた県ともタイアップをして事業を進めているわけでありまして、松くい虫に対する取り組みの状況がどうなっているのかまずお聞きをしたいと思うんです。

それで、現在の被害木の本数、どれぐらいになっているのか。もう調査してそれぞれ対策されているというふうに思うんですが、そして、この現在の被害木の処置というか処理と申しますか、伐倒駆除で処理しているわけですが、これの見通しはどのようになっているのか。

それから、もう4月から14年度の予算で事業を執行しているわけですが、予算額に対する契約の状況がどうなっているのか、お聞かせをいただきたい。

それから、こう見て、ずうっと寒河江の国道なりあるいは高速道路なり歩いて、もう松くい虫の被害が出ている地域であっても、市や県の松くい虫に対する伐倒駆除の対策がとれない地域があるというふうな話もお聞きをしているんです。処理対象地域でないということに対応できないというふうなお話も聞くわけですが、その区域というのはどういう形でされているのかです。

佐藤 清議長 川越議員に申し上げますが、松くい虫の件について通告されてありますか。

川越孝男議員 していました。2問目で聞くということでした。

佐藤 清議長 わかりました。

川越孝男議員 そして、区域から外れる地域についてはもう処理がされないのかどうか、この点もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほど若草の道のガードレールのことを申し上げたんですが、私も道路の安全施設であって撤去などできないのかどうかわからなかったものですから、その辺も調べて教えていただきたいということで、事前の打ち合わせの段階で申し上げていたんですが、転落防止柵なので、田んぼでなくて大分、工業団地で造成されて埋まったり、あるいは畑になったりというふうなことで、撤去も可能なような先ほどの話であって、地元の声も聞いて対応したいというふうなことでありました。

しかし、1問でも申し上げたんですが、それからこの前打ち合わせの際に来られた方にも申し上げ、あるいは所管課の方にも申し上げているんですが、現場を見ていただくとわかるんです。もう非常に危ない状態になっているんですね。もう折れて道路の方にも突き出ているというふうな状況ですので、ただ、それは法的に撤去できない構造物なのかどうかあったものですからお聞きをしたわけです。

今はもう撤去も可能だというふうなことのようですので、やはり地元と話をして、「こいつこのまま残してけるは」ということは私はないというふうに思うんです。現場を見た所管課長はわかるというふうに思うんですが、ぜひ緑化フェアの開会までには、ああいう危ない、みっともないものはやはり撤去していただきたいというふうなことで申し上げておきたいと思っております。

それから、緑化フェアの会場の出展したものについて、必要なものについては残してほしいというふうなことで事前に要請をしていきたいというふうなことでありましたので、ぜひ出展している業者の方や、あるいは団体の方と行き違いないように、なるべく早くそういう意思統一を図っておいていただきたいというふうなふうに思っています。

私聞るところによると、もう原則、全面撤去、原状復帰というふうなことだから、そのつもりで来ていますというふうなことがありましたので、逆に言うと、皆持っていけというふうに言われているのでそれに向けてさまざまな対応をしているというふうなことのようにありますので、ぜひ、後からになって「いやあ、前もって話聞いていればこうしたのに」なんていうふうにならないように、意思疎通を、県のエリアでございまして、県も含めて、事前に十分な意思疎通を図っていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、あのエリア、最上川ふるさと総合公園は県のエリアでありますので、直接的には市は関係ないというふうに言われるのかなというふうにも思っていますが、メインの施設は残っていくわけですが、今後の活用などはどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、撤去していった後の最上川ふるさと総合公園の今後の整備計画と申しますが、スケジュール的なものが県との間で協議されているのかどうか、お聞かせをいただきたい。

それから、今度、直接ふるさと総合公園の方でないわけでありまして、今回の緑化フェアに向けて寒河江サービスエリアに高速道路の臨時ゲートがつけられたわけでありまして、これも終わると撤去というふうな形で説明されているんですが、存続の可能性というのはないのかどうか、この点もお聞かせをいただきたいと思います。

それから健康管理の関係であります、先ほど市長から基本的な答弁がございました。それはそのとおり十分配慮をしてやっていただきたいと思っております。

なかなかそれぞれの部署によってというふうなことなのかどうかですけれども、例えば今休まれている土木課長なども、大変仕事が忙しくて連日残業をしなければならぬような状況にあったというふうなことも聞いています。したがって、そういうふうな、もう課長で自分の仕事の調整ができない、そういう場合にはその上あるいは別な部署からやはり目を配りながら健康管理をしていく、そういう指導できる体制をきちっととっていただきたいと思っておりますし、1問でお尋ねした労働安全衛生委員会の衛生委員会ですが、寒河江市の本庁の場合、この開催状況がどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから最上川緑地公園の方の関係であります、先ほど市長の答弁では、つくるだけでなくその後の維持管理や利用状況など、あるいは費用対効果の関係なども十分考慮を払って事業を進めているんだというふうなお話がありました。当然だというふうな私思っています。

しかし、さっき1問でも申し上げたんですが、4月の全員協議会での説明の際には、その管理運営費や維持管理の方法などについては、これから検討していくんだというふうなことだったんです。しかし、その後も議員の方々と、私どもの会派だけでなく、緑政会の議員の方ともお話をする中でも、何人かの方はやはり維持管理のためにどれぐらいかかるのかも示していただいて決めていくということは必要なんだねと、これから決めるでなく、もしかしてそれぐらい金かかるんだしたら、事業計画をここをこう変更しなければならないんじゃないかということだって含めて検討する課題だというふうなことからして、やはり維持管理などどうなのか聞くべきだと。また逆に、もう当然そういうことは行政として、先ほどの市長の話にもありましたように、当然そういうことははじき出しているはずだというふうな話もあります。

したがって、市長は十分考慮を払っているというふうなことでありますので、カヌーコースについての維持管理の方法や費用はどれぐらいというふうなことに今見られているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。(「緑政会ではそういうふうな問題は聞こえない」の声あり) 緑政会でない、緑政会の方と話をした際に、そういう方もございましたということをお知らせいたします。

それからコンサルの関係ですが、人が少ないからすべてコンサルに任せるといふに言ったのではなかったんです。コンサルでしなければならないものもある。あるいは、もう庁内の協議を、いろんなものが、もう一つの課、係で事業を立案できるというものは今ないと思うんです。いろんな課と、係と協議をしながら事業を推進していくということになっているわけですから、そうした場合に、所管の課が起案をする、そしてそれぞれの関係する係で協議をする、こういうふうになるわけですがけれども、実際のところやはり所管課任せになってしまう。起案した担当の課がして、もちろんよその関係する人たちも目を通していているんでしょうけれども、なかなか全部なっていないと、目が通し切れていないと。これはなぜかという、自分のところの仕事でみんな手いっぱい状況がある。したがって、本当は係で協議する際、調整する際に全部目を通してチェックをして指摘をしたりしなければならぬんだというふうには思うんですが、そうでない部分がいっぱい出ているというふうなことを申し上げているわけでありませぬ。

その具体的なものとして、先ほど来、最後に1問目で申し上げました都市計画区域の諮問の関係などは、具体的にその例に入ると私は思っているんです。先ほど市長が言われたようなことも、私は今回の議会の中での所管課との打ち合わせの段階でカットした理由もお聞きをしました。しかし、そのことは都市計画審議会の中で私提案したんです。そういうふうなことじゃないんですか、そういうことではありませんというふうになっていて、今こういうふうになってくるわけですから、それを今さら言った言わないということを私ぶり返すつもりはないんです。そういうふうなことが現実には起きているので、そういうふうなことも協議の際には、十分に検討し合えるような体制をつくっていただきたいということを、まず現実的な状況からして要望をしておきたいと思ひます。

それからもう一つお尋ねしたいのは、緑化フェアに向けて、緑化フェアの会場もそうですが、あと民活のあの辺と寒河江市内全域に飾花がなされております。国道、県道、市道、ずうっと。そして、それは今までですとプラスチックのプランターやなんかでやられていたわけでありませぬが、今回からそのカバーといいませぬか、木製のものがずうっとかかっているわけですね。

したがって、これの扱いです、今後あの木製のプランターを来年以降どういふふうな形で使用していくのか。冬期間の保管やなんかをどのようにしていく考えなのか。プラスチックのプランターですと重ねて10でも20でもがさばらなくなるんですが、木製のあれは、おけのものは重なるんですがけれども、そうでないものはなかなかさばって大変だなというふうなことで私は見ているんですが、それらの冬期間の管理なり保管などについてどのように……、大変いい木製のプランターの囲いでありませぬけれども、どのようにされていくのかお聞きをいたしまして2問にしたいと思ひます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 たくさんありましたが、まずは松くい虫のことでございますが、今年度も年度当初から防除対策、頑張っておっております。

現在進めておりますところの被害木の伐倒駆除、805 立方メートル、これにつきましては昨年の秋口に調査を進めて、そして予算の 1,130 万円で緑化フェアに向けて、駆除したいという計画をしたところでございました。それで進めているわけでございます。5 月上旬に再度調査しましたところ、さらに被害が拡大しているんでございまして、新たに約 800 立米の被害木が確認されている状況でございました。

そんなことがありますし、緑化フェア開催も目前に迫っておりますし、場所が高速道路や国道とか県道筋なところでもありますので、優先的に対応はしておりますけれども、その残りにつきましては、これもやはり国の補助があるわけですから、この補助などもちょうだいすることを頭に入れて、早急に協議しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、契約の状況とか対象区域外の云々につきましては担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、若草の道の防止柵のお話が再度ございましたけれども、1 問で申し上げましたようにいろいろな経過があるわけございまして、あるいは状況の変化があるわけでございますから、ですから、市といたしましてすぐさまそれにとこのようなことにならなかったところでございますので、先ほども申し上げましたように、あそこに一生懸命になっている団体、若草の道をやっている方々もいらっしゃいますから、その辺の意向も、やはり地元の意向というものも聞いてみなくてはならないと、こう思っております。

それから、フェアの会場でございますけれども、これは、2 カ月間のために花を植えた、あるいは木を植えた、こういうことございまして、仮植、仮設というものが非常に多いわけでございます。ですから、これは残してもらいたいとか、これはずっと欲しいなというふうになりましても、やはりあのまま植えつけておく、あるいは仮に設置しということはないと思っております、ですから、その辺どのような形にするのか十分これも、内々に話しておりますけれども、十分詰めていかななくてはならない問題だと。そして、どれを残してどれを永久にあそこに置いてもらうかと。そして県の公園計画もあるわけでございますから、それとの整合性も図らなくてはなりません。そんなことも十分考慮しながら対応してまいりたいと、こう思っております。

それから、多分ガラスの中の、テーマ館ですか、あれなどの利用方法だろうと思っておりますけれども、センターハウスといいますが、あれなども 1 階などは子供の遊び場などにできればいいと、こう思っております、いずれこれは一般開放ということになるわけでございますが、そんな中で子供にも十分使っていただけるようなセンターハウスにしていきたいと、このように思っております。

それから、全体の整備計画でございますけれども、現在の緑化フェア会場となったところの地域がまずは整備されると、整備されているわけでございますけれども、じゃあ高瀬山方面のところが残っているわけでございますが、用地は買収して県の公園敷地になっているわけでございますけれども、あの辺につきましては全然まだ話はしていないわけでございますが、それにつきましても、この前議会にお示したように重要事業の中で引き続き整備方をお願いすると、こういうことを言っておりますので、県の方におきましてもそれらは承知しているものと、このように思っております。

それから臨時ゲートでございますが、私の方からしかけて、ようやく何とか臨時ゲートを 2 カ月間、大会期間中だけということで認めてもらったわけでございますが、その後につきましては、非常にあのまま残すということにつきましては、いろいろ事務的にも何にも大変な作業が必要ですし、厳しい問題だろうと思っておりますけれども、これもまた御案内のように重要事業の中であれを引き続きやって残していただきたいものだと。

それは何も、何回も言うんですけれども、クア・パークだけの問題ではございませんでして、周辺の自治体あるいは周辺の道路とのアクセスということ、地域全体の活性化ということに結びつくかと、こういうことで何とかあれを開放型インターチェンジとして要望してきたわけでございますけれども、今回は開放型インターチェンジでなくて、臨時のゲート、仮の入り口と、こういうことになって認めていただいたわけでございますが、今後におきましてはこれから継続して関係当局に要望してまいろうと、このように思っております。

それから健康管理でございますが、安全衛生委員会の開催の状況、これは担当の方から申し上げます。

それから、仮称でございますが最上川緑地公園、これについては、現在これもうちの担当の方から資料もお上げして、説明しているわけございまして、今後のスケジュール等につきましても御案内かと思っておりますけれども、これはあくまでもスケジュールでございますから、14年度には測量・実施設計、掘削工事と、あるいは15・16年度には広場の整備工事と、17年からかけてグラウンド広場とか芝生とかと、こういうことを言っているわけでございますから、まだまだ国なり県の方に上げてあそこの認可をもらうとか、あるいは事業の採択とかということに進んでいくわけでございますから、まだまだこれからでございます。まだ緒についただけでございますから、それで15億、それから管理云々と、こう言われましても、これはわからないと担当の方が言うのは、率直な、当たり前だと思うんでございます。

それを今の段階で何億、何ぼかかる、管理はだれがするんだと、こう言われましても、できていない、どんなものができるのかという段階でそう言われても、これはむちゃというものでございまして。(発言者あり) これまでは非常に難しい段階でございまして。(発言者あり)

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

佐藤誠六市長 皆さんも担当したことないからわからないんじゃないかなと、こう思いますけれども、失礼かとも思いますけれども、実際、これ大事業でございますから。いろいろ最初に計画したものと最後まで同じだということはございませんでして、1回口にしますとそれがひとり歩きするようなことに使われますから。ですから、そういうことは存分に御理解いただきたいものだなと、このように思っています。

それから、慈恩寺でございますけれども、見直しの過程がどうだったと、こういうふうな話でございますけれども、一般的に寒河江市の事業のやり方というのは、全く私から見ましても非常に各課との連携がとれておりますし、また、各関係団体・機関との接触も私は非常にスムーズにやっていると。これはほかの市町村以上に頑張っているなど、私はこのように思っております。これは職員がそれなりの部署のことを十分わきまえながら一致協力してやっていこうと、こういう気持ちのあらわれだなと思って喜んでいるところでございます。

それから街路の飾花ですか、これを将来どうするのかと、プランター。これは担当の方から申し上げたいと思います。以上です。

佐藤 清議長 農林課長。

安達勝雄農林課長 市長から答弁申し上げましたほかに、幾つかの質問についてお答えいたします。

一つは松くい虫の予算額に対する契約の状況でございますが、現在、当初予算が 1,130 万円、市長が申し上げましたとおりでございます。それに対して契約が 1,081 万 5,000 円でございます。残 48 万 5,000 円ということになっておりますけれども、拡大しているような状況でございますので、これにつきましても引き続き仕事を進めていくというような考え方で、今準備をしているところでございます。

それから、区域から外れるところの対応というようなことで御質問ございました。一般的には県の補助で対応している区域、これは景観づくりの区域とか、あるいは公共的な施設のあるところといったようなところが補助で対応されます。それ以外につきましては市の単独事業というようなことで、これまでも対応してきているところでありますが、どういう場所なのか、相談させていただきたいというふうに思っております。

それから、被害木の処理についての御質問ですけれども、御承知のとおり松の中には体長 1 ミリメートルのマダラセンチュウというセンチュウがねじれ現象に中に入っておりまして、そのような関係で製品には全く利用されないために、現場に積み重ねましてビニールで燻蒸処理をしている状況でございます。これまでもこの方法で対応してきておりますもので、このほかにないのではないかというふうなことを思っているところでございます。以上です。

平成 14 年 6 月第 2 回定例会

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 衛生委員会の開催状況についてお答えいたします。

おおむね 1 年に 1 回程度を基本といたしまして開催いたしております。最近では 13 年 3 月に開催いたしております。以上でございます。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 木製のプリンターのカバーについての御質問でございますけれども、来年度、国民文化祭が開かれることになっておりますので、そちらの方の担当課の方からぜひ使わせてほしいというふうな申し入れがあります。

それから、数が非常に多いわけございまして、使い切れないところについては、これまでどおり道路沿いに置くプリンターの木製カバーとしても使ってまいります。さらには、公共施設、学校、それから地区の公民館分館、それから都市公園等々に使わせていただきたいというふうに考えております。

当然、冬期間の管理もそれぞれお配りしているところで管理をしていただくというふうなことになるかと思えます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 どうも大変ありがとうございました。

それで、それぞれ先ほど申し上げた点、余り市長と対決したりして言うつもりは毛頭なくて、そういう先ほど指摘したような点をぜひ頭に入れていただいて、行政執行に当たっていただきたいということを要望して終わります。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しております財政危機と市政改革について市長に質問をいたします。質問に先だつて誠意ある答弁をお願いしておきたいと思ひます。

さて、現在、日本の国と地方の財政は、国民経済計算の政府レベルのものに限定しても、単年度で 40 兆円を超える GNP 比 6 ~ 7 % 規模の財政赤字を出し続け、2001 年度末で政府債務の長期累積残高が 666 兆円で、対 GNP 比 130% に達していると報じられました。まさに借金まみれの破綻した財政状況と言わなければなりません。

地方財政の危機も、国の財政破綻と表裏一体で深まっております。1970 年代以降、日本の地方財政は大きな赤字を出し続け、地方債の大量発行と地方債務の累積を引き起こしてきました。とりわけ 80 年代以降の日米構造協議によって、日本が実施することになった公共事業 10 力年計画は、単年度平均 63 兆円であります。地方財政の地方債依存を決定的なところに導いたのであります。

国は、揮発油税などの目的財源以外は、ほとんど国債発行によって公共事業財源を調達して、この大部分を公共事業関係の国庫補助金として地方に移転し、地方自治体を公共事業の事業主体に仕立て上げてきたのであります。その際、地方自治体は巨額な負担を地方債で賄い、地方交付税交付金でさえ、事実上その裏負担金とされてまいりました。

80 年代後半以降、国が財政再建を優先して国庫補助金を削減し、地方の公共事業を単独事業に軸足を移す転換を行い、自主財源に乏しい地方自治体は、単独公共事業の財源調達を専ら地方債に依存することになったのであります。それだけでなく、その際の地方債増発に伴う公債費増大を、国が一定部分を地方交付税で手当てするという手の込んだ補助金化の手法まで使ったのであります。

こうして地方自治体は公共事業の拡大に加担させられ、この財政運営は地方交付税の財源不足を加速し、地方債発行の拡大と地方交付税特別会計の借入金の増大という形で地方債務を累積させ、地方財政の危機を深化させてしまいました。

先進国では類がないと言われる地方自治体による公共事業は、国の施策や地方支配の独自の財政メカニズムのもとで、債務に依存して推進されてきたのであります。このように、膨大な公共事業は、目的公債としての国債と地方債の大量発行によって、中央集権的な財政制度のもとで進められ、それが地方財政の経費を膨張させ、経常収支の赤字を増大させるに至ったということでもあります。

地方交付税制度が地方自治体全体の固有の財源を財政力格差是正のために配分するという、本来最も重要な役割とする平均的な財源調整の機能は薄れてしまい、現実には、国から地方への政策的財源再配分の役割を強めるものになってしまっております。さらに、臨調行革以来、地方への国庫支出金を補助率の一括引き下げによって大幅に削減して交付税に移したのと同時に、交付税の基準財政需要額の算定方法を、国の裁量によってかなり変更しております。その結果、一般財源の財政調整措置であるはずの地方交付税交付金は、特定財源の交付金へと、いわば国庫補助金化が一段と強化されてきたのであります。

また、その過程で、地方自治体が自主的な裁量によって自前で実施できるはずの地方単独事業が、国の景気対策に協力して実施させられるという事態も加わりました。それは、単独公共事業の財源調達を地方債の発行で手当てし、その地方債の元利償還費を地方交付税によって措置することで誘導してきたのであります。こうして交付税の補助金化はきわまるころまで来て、地方財政の危機の深まりに直面し、制度のひずみも表面化してきたのであります。

ところで、本市の一般会計や特別会計、企業会計、土地開発公社などの外郭団体の決算状況を年度ごとに追ってみると、こうした一連の経過と連動していることがよくわかります。そして今、本市の財政状況は危険水域に達していると思っております。

こうした財政危機は、交付税における財源不足の地方債補てん方式によってもたらされたとする見方もありますが、しかし私は、自治体である以上、補てんされた財源を活用し、財政運営を安定した軌道に乗せていくこともまた、本来の責務であると考えます。政府の責任もさることながら、不必要に財政を膨張させたのも一因であることも否定できず、自治体としての財政運用のミスも指摘しなければならないと思います。

そこでまず総括的に伺いたいと思いますが、私は本市の財政状況の厳しさの裏には、こうした財政制度を背景として、チェリーランド建設を初めクア・パーク、駅前再開発事業など相次ぐ大型プロジェクトの推進や、また、経済対策による安易な公共事業の受け入れがあると思っておりますが、市長はどのように考えておられるのか、まずお答えいただきたいと思っております。

また、財政状況は一般会計だけでなく、他の特別会計でも起債残高が大きく膨らむなど深刻化し、土地開発公社の外部会計は一般会計をも脅かしていると言わなければなりません。もし市長に危機意識がないとすれば、一般会計の形式的収支ベースでものをとらえ、ストック、連結決算からの分析がないからと言わなければなりません。

平成8年から12年度の決算状況を見ると、基金も取り崩され、財政力は極めて乏しい状況にある反面、後年度に財政支出を伴う地方債残高や債務負担行為は急速に伸びております。土地開発公社などの抱える不良資産の処分が余儀なくされれば、一気に深刻な事態になると心配しますが、市長の見解をお尋ねし、今後の自治体の財政運営には連結決算による分析が必要ではないかと考えますが、あわせて御見解をいただきたいと思っております。

次に、一般会計の決算と土地開発公社の会計決算に関連してお尋ねをいたします。

市の委託事業で先行取得した開発公社の土地を再取得する際、財源がないという理由で引き延ばしていくと、簿価だけが膨らんでしまうこととなります。買い手がないのは市の責任であって、プロパー事業と違い、この場合は開発公社の責任ではありません。

そこで伺いますが、かつてのホテル王将や湯坊いちらくのときのように、市が再取得して一たん市が引き取り、土地について市と開発業者との間で契約書を取り交わし、その契約が不履行になった場合、登記簿上では市の所有権で契約を変更して公社に戻して決算処理することは、粉飾決算に当たるという識者の指摘がありますが、市長の見解を伺いたいと思っております。

次に、公共投資に対する行政評価システムの導入についてお尋ねをいたします。

全国的に見ますと、開発事業の失敗で巨額の損失を抱え込み、四苦八苦している自治体は少なくありません。これは、一つには公共投資の費用効果システムの適用を怠ったことに大きな要因があります。自治体財政の健全化は、本質的には財源の操作や減量経営だけでなく、行財政システムの変革に求められるものと考えます。自治体改革、つまり市政改革なくして財政危機は突破できないものと思っております。

公共事業に対する交付税措置をてことして安易に受け入れる手法も、既に臨界点に達しております。分権時代にあって、公共投資に対する行政評価システムを取り入れ財政の健全化を図るべきであると考えますが、御見解を伺いたいと思っております。

実例をもとにして言えば、例えば新寒河江温泉の給湯条例などのように、特定の民間施設が使用する場合、ランニングコストも出ないような公共投資のあり方や価格の設定は、もし恣意的でないとするれば、これは財政運営のミスとしか言いようがありません。

また、先ほどの川越議員の質問にもありましたが、去る2月の全員協議会における実施計画の説明で、初めて明らかにされた競技力ヌー場をメインにした最上川緑地公園整備計画は、既に隣の西川町にはカヌー競技場

は整備されております。同じ施設として競合しかねず、合併論議も交わされようとしている今日、慎重さがあってしかるべきであり、事業決定に至る経過は余りにも拙速と言わなければなりません。

厳しい財政事情の中で、国の補助事業だからといってすぐ飛びつくのではなく、市民にとって本当に必要なものなのか、事業効果や維持管理費なども十分検討して決定すべきものであります。つまり、公共投資における決定システムとともにそのアカウンタビリティも高めていくことであり、公共事業における評価システム導入によって、事前・中間・事後の費用効果分析、経営アセスメントをつくり、市民を巻き込んだ広範な形で議論を行うことであります。

私たちは、巨額の公共投資が、市の財政にはかり知れない負担をもたらすことを現実に体験をしております。減量経営の中にあっても、いまだ先行き不安なクア・パーク事業の民活エリアも、未完成なまま抱え込んでおります。今、公共投資決定のシステム自体も変革しなければならない時期と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、地方財政制度の改革についてお尋ねいたします。

さきに述べましたように、地方交付税交付金の補助金化という変質は、本来は自治体独自で判断すべき政策の中立性を崩壊させて、遠隔操作で地方財政をコントロールするようになりました。また、交付税が補助事業の裏負担を算入し、補助事業を優先的に基準財政需要額に算入していく傾向を深めたのであります。

地方自治体は、交付税措置をにらみながら、政府に合わせて財政を編成し、より多くの交付税を確保しようとしします。しかし、結果的にこの連動は政府施策のミスを増幅させることになりました。地方財政における自治体の開発事業の失敗は、多分に補助金による投資奨励の財政措置を交付税がさらに事業費補正などで後押しする形で加速されていったのであります。

交付税は、本来、地方財政の一般財源を補償するのが目的であって、その財源を活用して自治体が最も効果的な地域政策を考案、実施するところに価値があるという原点に立ち返ることが今必要なことだと思います。

これまで申し上げてきたような新たな施策を取り入れ、自治体みずから改革を行い、自治体経営能力を向上させるとともに、地方財政制度の改革をなすために、連携・行動することが重要なことと考えますが、いかがでしょうか。重ねて誠意ある答弁をお願いして、私の第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

市政改革と財政危機というふうなことがまず第 1 番目でした。

現下の地方を取り巻く財政状況は、長引く景気の低迷による税収の落ち込みや減税による減収を補てんする起債、それから累次の景気対策による大幅な公共事業等の増加に伴う地方交付税に裏打ちされた起債などを増発したことなどにより、近年借入額が激増し、地方自治体は厳しい財政運営を強いられていると、これは一般的なことですが、そういうことも認識しているところでございます。

しかし、地方自治体は、少子高齢化に向けた地域福祉の充実や、生活関連社会資本の整備等の重要課題に対応していかなければならないのでございまして、今後とも地方公共団体が担うべき役割と行政需要はますます増大することとなります。

このような中で、地方分権の推進に向けて地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担っていくため、積極的な行財政改革等の構造改革に努め、特色あるまちづくりを展開しているところでございまして、本市の平成 12 年度末の財政状況の指標を見ますと、経常収支比率 85.2%、起債制限比率等は 10.4%でございます。両指数とも県内全市町村の平均的な数値であり、健全な財政状況にあると認識していません。

これまで、駅前中心市街地整備、それからチェリーランドの整備、クア・パークの造成、さらには土地区画整理事業、教育施設の整備等、広範な分野にわたり事業展開をしてきたところでございますが、このような財政状況を維持できているというのは、あらゆるチャンス、そしてまたタイミングを的確にとらえ、国、県等と連携をとりながら有利な制度というものを活用した結果であると認識しております。

しかし、今後大幅な税収や交付税の伸びが期待できないことを認識いたしまして、行財政運営に努めていかななくてはならないと、このように考えております。

それから、連結決算の話でございます。

地方公共団体は、普通会計において現金主義をとっているのに対しまして、企業会計、公社会計では発生主義をとっており、単純には連結できないという問題がございます。また、各会計分野ごとに法令等がございまして、これに基づいて事務処理をしていることから、現行制度内での連結決算は技術的に困難であり、国レベルでの検討も進んでいないのが現状でございます。

このため、市全体の財政状況分析につきましては、今のところは、議会に報告し御説明を申し上げている各会計の決算を、それぞれ突き合わせながら理解に努めていただきたいと思いますというわけでございます。

そうした中で、連結決算はできないとしましても、バランスシートや行政コスト計算書などを使いながら、特別会計や企業会計を含めた市全体の財政状況を分析できる方法がないものか、今後の研究課題としていきたいと思っております。

それから、クア・パークの土地の契約についてのお尋ねでございました。

クア・パークの民活エリアのホテルなどに係る土地につきましては、平成 10 年 5 月に市と土地開発公社が一括売買契約を締結いたしまして、議会の議決を経て土地の引き渡しと所有権の移転をしたところでございますが、ホテル王将と湯坊いちらくが事業から撤退せざるを得なくなったことに伴いまして、平成 11 年 3 月に変更契約を締結し、売買代金を減額して市から公社に当該土地の引き渡しと所有権の移転を行ったものでございます。

当該土地は、登記簿上は市の名義になっておりますが、日本の登記制度においては、登記簿に記載されていることをもって民法上の物件としての所有権を有していることにはならないものでございます。したがいまし

て、所有権は実質的権利を有する土地開発公社が保有しており、公社の資産としての公社の貸借対照表に記載になっているものでございます。

この土地については、民間への譲渡の見通しがついた段階で、市と公社の間で売買契約を締結し、土地の引き渡し及び所有権の移転を行うこととしております。

契約変更で処理したことが、市の決算において粉飾決算に当たるのでないかとの質問でございますけれども、ただいま申し上げましたように、市が過去にホテル王将、いちらくと契約した土地は、現在は開発公社の所有となっており、市には所有権がありませんので、当然にして本市の決算書の財産に関する調書には記載していないものであり、粉飾決算に当たらないものでございます。

物の本によりますと、粉飾決算というのは会社の資産内容や収支状況をよく見せるために、貸借対照表や損益計算書の数字をごまかした決算と、こういうふうに書かれておりますが、何もごまかしているわけじゃございませんでして、市の帳簿には載っておりませんで、開発公社の財産台帳にちゃんと載っているわけございまして、この契約におきまして議会の議決を経てやっているわけございまして、粉飾決算とおっしゃられると、どういう意味でおっしゃるのか本当にわからないところでございます。

それから、行政評価システムということでございますけれども、コスト削減、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等の効果を導くための有効な一手法としてとらえられ、全国の自治体において行政改革の推進のための手法として、その導入に当たっての検討が行われていることは御案内のとおりでございます。

しかしながら、日本では行政評価歴史も浅いこともあり、導入に当たっての手法も明確でなく、特に市町村においては、評価自体の重要性は認めるものの、実際の導入までには至らないことも多いのではないかと考えているところでございます。

全国的な取り組み状況を見ますと、県とか政令指定都市ではほとんど導入しておりますけれども、市町村では試行中を含めて9%でございまして、これは13年度の7月末現在の総務省の調査でございますが、県内の13市の状況でも、酒田市のみが導入しているようございまして、ほかは導入する意思もなさそうでございます。

県及び政令指定都市のような行政規模の大きな自治体に比べ、行政規模の小さい市町村の導入が進んでいないのは、行政評価の実施に当たっては、事業の指標化は避けて通れないものでありますが、指標の設定が困難であり、特に小規模の自治体におきましては、行政評価の導入について大きな負担になることも考えられるわけでございます。

また、大きな行政規模の自治体に比べて小規模の自治体は事業数も少ないため、新たな行政評価システムを構築しなくとも、既存の行政のシステムの中で十分に対応できるからであると思っているところであり、労多くして益の少ないものになるのではないかと考えているところでございます。

本市の場合、事業の採択につきましては、先ほど話も申し上げましたが、振興計画に基づく実施計画の策定時や予算の査定時において、事業の効率性や必要度などを十分に検討するとともに、事業の成果等も十分に見きわめながら事業の見直しを行うとともに、新たな住民ニーズについても十分に対応させていただいているところでございます。

また、新規事業の説明につきましても、何回もこれまでも申し上げましたが、住民説明会やらあるいは市報等を通じて市民の皆様にお知らせするとともに、議会の全員協議会を開催していただくなど、あらゆる機会をとらえて行っているところでございます。

このようなことから、今のところ行政評価システムを取り入れる必要性を感じていないところでございます。最後に交付税についての問題がございました。

今国においては、骨太の方針に基づくところの聖域なき構造改革に取り組まれております。それによりますと、地方財政制度の抜本的改革もその基本方針に盛り込まれておりまして、構造改革によって地方財政にも少

なからぬ影響が出てくると思っております。

そうした中で、自治体としてできることは何か、さまざまな事業を推進しながら財政の健全化を維持していくにはどうすればよいのか、このことが大きな課題となってきます。そのような中で、行財政改革として常に事務事業の見直しや効率的な行政運営に努めることはもちろんのこと、財源の確保あるいは歳出構造の見直しにも積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。

景気低迷によりまして税収が減少している中で、そしてまだまだ社会基盤の整備が不十分な中で、市民の幸せにつながる施策を講じることは必要不可欠なことをごさいます、ただ国に頼るのではなくて、税収を伸ばすことや有利な制度を活用するなど、より多くの財源を確保することが大事であると考えております。

また、地方分権のもと、地方自治体はみずからの判断と責任で、地域の実情に沿ったところの行政を行うことが求められております。このため、これからは自助と自立の精神のもと、今まで以上に知恵を出し、工夫を凝らしながら税収を伸ばし、また有利な事業というものを取り入れて、個性ある自治体として自立していくことが必要でございます。

緑化フェアの誘致をやりましたし、あるいは最上川緑地公園、今懸案の最上川緑地公園整備事業もそのためのものをごさいます、このことは市民に大きな活力をもたらすであろうし、これをきっかけにさらなる産業の振興と税収の伸びにつなげていきたいと思っております。そして、これらを寒河江市発展の支えに、また自力充実の基盤にしていきたいと、このように思っております。

平成 14 年度の施政方針のしょっぱなに、平成 14 年度は自力充実の年だと、そしてまた発展基盤の創出の年だと、こういうことをうたってあるのもこのことからでございます。

それから、交付税とのかかわりでございますが、ただ単に国に交付税を減額しないような要望をするというようなだけじゃなくて、交付税制度というものは、うまくこれは活用する必要があることを思っております。

これまでは寒河江市におきましては、交付税措置のある有利な起債や国庫補助制度というものを取り入れながら事業を推進してきたところをごさいます、その結果、よその自治体よりは多くの交付税を受け、多くの社会基盤の整備をすることができたし、そうした取り組みによって寒河江市は発展してきたと思っております。

交付税制度にも、いろいろ問題ないと私は思っておりません。自治体の努力のあるなしにかかわらず、一律に交付税が交付されるというものはいかなものかなというような気もしております。すなわち、自主的に税収をふやしたといたしましても、その大部分、市町村の場合ですと 75%が基準財政収入額に算入されるのでございます。それに応じて交付税の受取額が減らされるわけでございます。自治体の手取り分がふえなくなると、こういうことでございます。

現在、地方交付税制度の見直しが議論されております。御案内かと思えますけれども、地方分権の中で、権限の移譲もさることながら、税財源の付与も同時に来なければ、地方自治体はしっかりした自治というものはできなくなってくるわけでございます。

現在、国においては経済財政諮問会議あるいは税制調査会等におきまして、税源と交付税、これを同時並行的に審議する方向のようでごさいます、この際、交付税についてもいろいろ議論がなされているわけでございます。

国におきましても議論はなされておりますけれども、担当の総務省と財務省の間にいろいろ意見が分かれておりまして綱引きをやっておりますけれども、地方分権という立場から地方の身になって、大いに議論していただきたいものだと、このように思っているところでございます。

そうでなければ、せっかく地方分権だ、あるいは地方のことは地方にと、こういうことは空念仏に終わるようなことがあってはならないと。そういうものが、税財源の移譲におきましても、あるいは交付税制度におきましても、十分権限に見合った、市町村自治体が自立できるような制度になっていただかなければならないと、かように思っているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

内藤 明議員 第 1 問について御答弁をいただきましたが、少し前と前進した御答弁もいただいたところがありますが、例えば連結決算あるいは行政評価システムの取り入れというような問題については、前にも申し上げたことがありますけれども、これは市長は信念の人であるというふうに見えて、なかなかそれを突き崩すまでには私も至らない、もう少し私も勉強しなくちゃいかんなど、こういうふうに変更しているわけがあります。

ところで、忘れると悪いので早目に申し上げておきますが、いわゆる土地開発公社の資産を売却した問題について、市長は、議員は何で粉飾決算と言うんだというふうな形で首をかしげられたわけではありますが、これは何も私が言っているわけではなくて、識者が言っているというふうに私は申し上げているわけでありまして、いわゆる本来ならば、一般会計で処理すべきものを土地開発公社の方で処理させているのではないかと、こういうことなんですね。

極めてわかりやすいというふうに思いますが、要するに健全な経営に見せかけているということだというふうに思うんです。それは、負担はそういうことでは開発公社がしているということから見ればそれは明らかではないかと、こういうふうに思うんですね。

それで、その点で若干疑問が生じたので改めて伺いたいと思いますが、それでは、先行取得する際には業務委託するというふうに思うんですが、市と開発公社の契約の内容はどのように定められているのか。例えば引き渡しの日とかあるいは代金を受け取った際の登記の仕方とか、そういうふうなものについてどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

なお、私は大変不自然だというふうに思いますのは、本来であれば、登記上は市において、所有権は開発公社であるとなったら、大変私は不自然であるというふうに思いますし、それは一般的な商取引では余り考えられないことだと思います。したがって、であるならば、一たんこれは登記上も開発公社のものにやはり直しておくべきではないかなと、こういうふうに思います。そうした点について改めて御見解を伺いたいと思います。

それから、いろいろありましたので申し上げなければなりません、事業決定に至るその公共投資のあり方に対して、やはりシステムを直していくべきではないのかなと、こういうふうに申し上げたんです。それで、それは行政評価システムの取り入れということで考えていないというふうに言われたのだと私は理解をしますが、先ほど川越議員に対する答弁でもいろいろ述べられておりました。いわゆる決定システムの中には、そうしたものの検討もするというのももちろん含まれております。それから、住民を巻き込んだところの議論がやはり必要なのではないかなと、こういうふうに思っているんですね。

市長の答弁をとるわけでありませんが、私と関連しているところがありますので、それを受け継いでなんていったら大変恐縮ではありますが、そのことをもってちょっとお聞きしたいと思いますが、コスト意識も十分持っている、というふうに言われましたね。費用対効果も考えているんだと、というふうに言われました。税の還元なども見込んでいるんだ、というふうなこともありました。

では端的にお聞きしますが、例えば年間の収容者数と、税の還元というふうにおっしゃいましたので、どのような形で税収と申しますか収入が上がって、どのぐらいのものになるというふうに踏んでいるのか、教えていただきたいと思います。それから、言うまでもありません、先ほどの費用についても教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、カヌー競技場をメインとした最上川緑地公園の関係にこだわるようで申しわけありませんが、なぜ私たちは多面的な方面からやはり検討を加えるべきだというふうに言うかといいますと、それは市長も御承知だというふうに思いますが、これからやはり財政的に大変になってくるというような状況を踏ま

えて、いろいろ検討を加えなければならないと思っております。したがって、管理運営、そうしたものについても検討を加えるのは、私は議会としては当然のことだと思えます。それは、市民もまたそういう意味では注目していることだというふうに思いますし、ぜひ明らかにしていただきたいと思えます。

それから、洪水時の話もあったのでちょっと重ねてお聞きしたいと思えます。そうしたことも多分検討なされたというふうに思いますけれども、何か前、たしか4月の全協だったというふうに思いますが、あそこの事業をする予定の広場は41年の羽越災害以来洪水に遭ったことがないというふうな話だったというふうに思いますが、先ほどの地震の話じゃありませんけれども、地震は調査すればある程度予測はできると。雨はちょっと大変ですね。これは予測できないでしょう。ですから、あす降るかもわからない、あさって降るかもわからないというような状況の中で、そうしたものについてどのように検討を加えたのか、改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

それからもう一つ、ちょっと別の角度からお聞きをしますが、さっき開発公社の問題でお聞きをしましたが、ちょっと加えて教えていただきたいと思えます。これは、民活エリアの部分とそれから最上川の間の残地といいますか、つまり細長い土地になるというふうに思いますが、面積的には1万平米ぐらいになるのかな、ちょっと私計算しておりませんのでわかりませんが、その部分については市としてはどういうふうにする考えなのか。だれかに買っていただく予定なのか、つもりをしているのかですね、それをちょっと教えていただきたいと思えます。といいますのは、いつまでこれを抱えておくのかなと、こういうふうに思っているものですから、そうしたところについてぜひ教えていただきたいと思えます。

それから交付税措置については、交付税の問題、市長もいろいろあるというふうに言われました。私の問題の視点のとらえ方といいますか、問題あるという視点のとらえ方がちょっと違うようでありますけれども、要するに交付税制度そのものが私は破綻しているというふうに思っているんです。

わかりやすく言うと、これはもちろん地方の責任だけではありませんけれども、しかしこれは地方で抱えた全体の借金というふうなことからすれば、旧国鉄の債務のような形で別枠で対応しないと、単年度ではもちろん返すことはできないわけありますから、そういうふうなものになってしまうのではないかなというふうな考えを持っているわけでありまして、それがいまだに何かうまい制度を使って金をいっぱい持ってきて、補助金あるものによってというふうなやり方だとすると、いまだにやはり「みんなで渡れば怖くない」のようなものではないかなというふうに思われてならないわけであって、そうしたところにもやはり私は、自治体の長、市長は長でありますから、何といいますか、検討を加えて物を申したり、あるいは要求をししたりしていくことが必要なのではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

それから、連結決算は必要ないというふうに言われました。それでは逆の視点でお尋ねしますが、外郭団体の会計である開発公社、またこだわるようで恐縮ですが、いわゆる公拡法では5年以内に原則として買い戻さなければならないと、こういうふうになっていますね。先行取得した土地については、市が5年以内に原則的には買い戻さなくてはいかんというふうになっていると思えますけれども、そうすれば、その公拡法をもとにすれば、5年来たものについてはそれぞれ個別に買い戻すような手だてをしなくてはならないというふうに私は思うんですが、したがって、先ほど来答弁がありました、何ですか、買い手が見つかってからなんてのんきに構えていては困るんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてもあわせてお尋ねして2問にします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 王将の件の契約のことでございますが、簡単に申し上げますと、あそこは、あの土地全体、民活エリアの土地は公社で買収して、そして市と公社が売買契約を結んで、そして今度は市と民間が売買契約を結んで、ホテルを建てるなりあるいは物産館にしようとしているわけでございまして、王将の場合はそれが解約されたと、向こうの都合で解約したと。ですから、市と会社の契約も変更したと。そして、この二つの会社の分は公社の所有権になっている、ただ名義は市にあると。一言で言えばそういうことでございまして、それを議会の議決にかけて御了承、議決をいただいたと、こういう経過でございます。

ですから、どなたかがおっしゃるようなことではないんだということを、改めて申し上げるわけでございますけれども、これは議会の……、ちょっとその辺の法律的な解釈、契約の解釈も私わかりませんが、議会の議決まで経てやったんですから、これはまた、これを直すということは非常に難しいのではなかろうかなと、このように思っております。もしも担当の方でわかる人間がいれば追加答弁してもらいます。

それから、公共投資のあり方でございますが、何回も申し上げましたように、振興計画、実施計画、予算と議論を重ね、そして関係者との打ち合わせをやりながら、あるいは市民に対しても説明をしながら進めてきているわけでございまして、大事業ということになりますれば、まあ一、二年でおさまるものじゃございませんでして、10 年以上も経過しているものでございまして、ですから、そういう中でやってきたわけでございます。

また、世間の注目のものは、目を浴びたきた事業、非常に多くあるわけでございまして、チェリーランドにしましてもしかり、駅前にもしましてもしかり、クア・パークにしましてもしかり。ですけれども、注目を浴びながらも、あるいはそれに対して説明をし、答えながらやってきて現在このようになってきているわけでございます。

ですから、何も隠し隠さず、すべてオープンにして、地域住民の方々の御理解と御協力をちょうだいして進んできているわけでございますから、例えば駅前の中心市街地にしましても、何回もこれも申し上げたと思えますけれども、区画整理事業の途中において区域を変更する、拡大する、そして駅舎を移設する、踏切も移転してというような事業も、かつて全国にないものをもやったということも、十分に地元で説明しているからここまできているわけでございまして、これは、横文字で言うとアカウントビリティーですか、説明責任というようなことは十分果たしているからこそ理解と信頼を得てきたのじゃなかろうかなと、こう思っております。

そういう中でございますから、市民を巻き込んだ事業のやり方というようなお話でございますけれども、全く市民を巻き込んだ、協力を得たところでやったものだと、このように思っております。

それから、コスト意識、税の還元の話がございましたけれども、やはり事業をやるにはこれは税金を使うわけでございます。起債にしましてもあるいは補助金にしましても、これだってせんじ詰めれば税金なわけでございますから、やはり税というものをむだにしないで、そしてそれは使ったならば、それなりに市民にお返しするという謙虚な気持ちで取り組む必要があるかと思っております。

そうですから、事業費につきましても十分精査しまして、そしてそれができ上がった場合には地域の活性化、そしてまた、それから税収が上がるようなものでなければならぬと思っております、これまでいろいろ投下した公共事業によりまして固定資産税、償却資産税、上がってきているわけでございますが、そういうことによりまして投下した税以上のものが寒河江に入る、市の懐に入るということを考えていなくてはならない。それだけ税が寒河江に入る、市に入るということは、市が活性化する、市民が元気があるという証拠なわけでございますから、そういう方向で進んでいかなければならぬと思っております、寒河江市では大変な大きな事業をやりましても、何とかやりくりできましたのは、これまで投下したものが還元されてきているからだろうと、このように思っております。

それからカヌーの問題でございますけれども、カヌー、カヌーってカヌーのことばかり取り上げられますけれども、あそこはやはり最上川緑地公園でございますので、ですから、カヌーだけの、600メートルと100メートルだけの問題じゃございませんでして、全体をうまくどう生かすかと、こういうことなんでございます。

西川にカヌー場があるからどうのこうのとか言いますけれども、公認としてのカヌー場というのは東北にないわけでございますから、一大拠点基地にするということと、やはり運動公園も併置する、あるいは子供の遊び場も併置すると、こういうことで26ヘクタールをもっていくということでございますから、その辺の理解をしないで、カヌー、カヌーとおっしゃいますけれども、ですから、これをやるにおきましては、いろいろこれから実際に入っていきますならば、あそこの占用許可でしょうね、まず、国土交通省の土地でございますから。それをお借りしなくてはなりませんし、公園の承認も得なくてはなりませんし、事業の採択も受けなくてはなりません。

そういうことで、これをまた実際にやっていくには、業としてやる分野につきましては民間の力ということも必要だろうし、こういう中でいろいろそれぞれの知恵を集めて、あるいは財源も調達しながらやっていこうと思っております、実際、ですからできる分はカヌーの施設もあるだろう、あるいは公園の部分もあるだろうし、あるいは遊園地の部分もいろいろ配色していくわけですが、それはこれから十分詰めていかななくてはならないと、こう思っているわけでございます。

それから、地震の話に関連して洪水はどうだと、こういうこともあるわけでございます。この辺につきましても、十分国の方と打ち合わせをしているものでございまして、ですから、何十年に1回、何百年に1回洪水があるというふうなこと、そういうことになって施設が……、災害というふうなことが十分ないようなことの手当てというものも、これは国においてもあそこを貸すわけでございますから、十分これにつきましては意を用いていただけるものと、このように思っております。

それから、最上川べりの土地、これにつきましては、私もちょっとどこを指しているのかわかりませんが、多分、ホテルから遊歩道をおりて、遊歩道の先の話かなと思いますけれども、あれにつきましてはこれから関係者と十分協議してまいらなければならないと、このように思っております。

それから、交付税制度の問題が出ました。交付税特別会計の話も出まして、国鉄のようになるのじゃないかというふうな話もありましたけれども、この辺につきましては我々が云々できるものじゃなくて、自治体としましては交付税制度が地方自治体のプラスになるような運用をしてもらわなくてはならないと、こう思っておりますから、特会云々はこれは国の方で大いに議論していただきたいと、このように思っております。

また、市におきましても、全国市長会あるいは全国町村会等々を通じまして、地方財政基盤の充実強化、地方税財源の充実確保、そして地方交付税等の安定的な確保、それからまた地域総合整備事業債というようなことにつきまして、いろいろ地方の言い分を国に上げているわけでございます。

ですけれども、1問でも答弁申し上げましたように、国の方でも税財源と一体にして、税財源を譲渡するかわりに交付税を引き下げると、あるいは国庫補助金を引き下げるために地方交付税を下げるとか、いろいろ今議論がなされて、国の間においてもかみ合っていないようでございまして、経済財政諮問会議なりあるいは税制審議会でまだ意見が決まっていないわけでございます。

また、それにあわせまして、交付税ですと特に事業費補正なり、それから人口段階補正というのがあったわけでございます。

事業費補正というのは、事業をした場合にはその一部を交付税に算入して基準財政需要額で見てもらうと、こういうことであつたわけでございますから、それをうまく活用してきたところもあるだろうし、できないところもあつただろうけれども、そういう事業費補正というのものもあるだろうし、あるいは人口段階補正というものの、小規模の人口の地方自治体も、何とかやっていけるようにということでの人口段階補正でございますが、今回合併の問題が出てきておりまして、小規模の市町村は人口段階補正がなくなることにより、大幅に交付税

が減額されるというようになるわけで、ですから合併を進めなさいと、こういうふうなことが裏にあると言われるわけでございます。

そんなことから申し上げます、いろいろ地方交付税の功罪というものはあったと思っております、先ほども答弁申し上げましたように、寒河江市におきましてはこれをうまく活用して社会基盤の充実に努めてきたと、このように考えておりますが、今後は非常に厳しい状況にあるのではないかと、こう思っております。

それから、民活エリア云々の話がございましたが、買い手を見つけて頑張るということでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 では、開発公社とのかかわりがございましたので、私の方からお答え申し上げます。

まず最初に、クア・パークの民活用地の所有権の移転等のお話ございました。あの土地については、これまでも申し上げてきたとおり、土地所有者から取得する際、税法上の関係から代行用地として処理をいたしているということでございます。

あと 2 点目の、公社と市との売買契約の中に所有権のことについて規定があるのかということでございますけれども、後で変更した売買契約の変更の中にも所有権の移転ということで、その削除した土地を公社に引き渡し所有権を移転するものとするということで、市から公社の方に所有権を移転する旨契約上に規定をされております。

あともう 1 点の代行用地の場合の 5 年以内のということがございましたけれども、恐らく公拡法、法律そのものには 5 年以内というふうな規定はないというように思っております。

ただし、ここでちょっと資料を持ってきておりませんが、国の所管の方から 10 年以上の場合というような指導があったように記憶をしております。5 年というのは、県の方の調査で新聞に載ったのかなというような記憶です。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 今の部分から、私の勘違いでなかったとすれば、たしか公拡法では 5 年以内に買い戻すように努めなければならないというふうな、たしか……、だったような記憶あるんですが、間違っていたらごめんなさい。ぜひもう 1 回そのところを御検討の上、見ていただいて、それで対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、売買契約の内容について私がお聞きしたんでなくて、いわゆる市と開発公社の間で、要するに業務委託、先行取得する際の業務委託されると思うんです。それについて内容がどういうふうになっているのかということをお尋ねしたんです。そこに契約にかかわる問題で、例えば金の支払い方とかあるいは登記の仕方とか、そういうふうなものも規定されているのかどうかということをお聞きしたつもりなんです、そのところを改めてお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、民活用地とそれからいわゆる最上川の間の土地について、市長から関係者と協議をして詰めたいというふうなお話だったと思いますが、関係者というと開発公社だけしかないんじゃないかなというふうに思いますけれども、だれを指して関係者と詰めたいというふうに言っているのか。それは、その部分を含めて業務を委託したというふうなことになるれば、それは開発公社から委託内容に従って、やはり引き取り、再取得しなければならないのではないかなということだというふうに私は思いますけれども、そうしたことについて、もし私の認識と違うとするならば内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市長、なかなか答弁上手なものですからそちこち飛ばしていただきまして、そつなくといたしますか、うまい形で最後の部分だけを帳じりを合わせていただいた形のような答弁になってしまった感がいたします。

私は、実にわかりやすく最上川緑地公園の話だけをとって、それについてお尋ねをしたつもりですが、そのほかの公共事業やあるいはプロジェクトについて御説明なさって、税収がどうの、あるいはその他の問題についてもいろいろ触れられました。

端的になぜかという、どうしてカヌーというふうな問題を取り上げたかといいますと、総額 15 億円というふうに言われる中で、カヌー基地に 9 億円もかかるというんでしょう。ですからカヌー場というふうに言ったわけであって、何もそれだけをもって云々しているつもりは、私もないつもりでありまして、ただ、わかりやすく言うために言ったつもりでありますので、そうしたことはぜひ御理解の上、先ほどのいわゆる税の還元であるとか、それからいろいろさきも質問した点について、費用対効果の問題であるとか、ぜひ端的にその部分に絞って、経費の問題であるとか管理経費の問題であるとか、ぜひ絞ってお答えをいただきたいということをお願いしておきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 民活用地と最上川沿いの土地が、だれが所有してどういう経過になってあそこにあるのか、その辺がちょっとわかりませんから、市においてあれは関係者がいるならば関係者と十分協議してやっていきましよう、ということでございまして、予想した質問にはなかったものでございますから準備しておりませんので、担当課長もそうだと思いますから、ですから、関係者がいるとすればそれらの方々と十分協議をしていかななくてはならない問題だなと、こういうことだけなんでございます。

それからカヌーの基地、9 億円が大分ひとり歩きしているようでございますけれども、これは、ですからこれからの問題なんでございますけれども、ですけれども、一応今、大体このようなことになるかなということで、担当課の方から出してお話し申し上げているわけございまして、それがどう変更され、あるいは変わっていくかというようなことは、非常にわからない分野というのが多うございます。

ですけれども、やはり計画を立て、そしてこれをある程度事業の中で、県なり国の方に上げていかなければならないわけでございますから、そうでなければあの公園というものを使えないわけでございますから、ですから本当に概略というようなもので今やっているわけでございます。ましてやどういう建物が出て、だれが経営して、管理はどうと、こういうことまでは踏み込んでいないのが現段階でございますから、こういうことは御理解いただきたいと思ひます。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 市と開発公社のあのクア・パークの民活用地の取得についての業務の委託についての申請書、契約書等については、この場所に持参していないのではっきりお答えはできないところでありますけれども、あの当時の委託書には場所とそれから面積と期限などが記載されておまして、代金の支払いについては別途協議ということにしていたというふうに記憶しております。

なお、登記の方法というのは、その委託の内容には明記はしていなかったというふうに記憶しております。以上です。

散 会 午後 3 時 4 7 分

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年6月7日(金曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
堀米伸一	土木課長補佐	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第4号 第2回定例会
平成14年6月7日(金) 午前9時30分開議

開 会

日程第 1 諸般の報告

(1) 第78回全国市議会議長会定期総会の報告について

- " 2 全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達
- " 3 議第 42号 寒河江市中山間地域活性化推進基金条例の廃止について
- " 4 議第 43号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- " 5 議第 44号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- 6 議第 45号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- " 7 議第 46号 字の区域及び名称の変更について
- " 8 議第 47号 市道路線の認定について
- " 9 請願第 7号 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充について
- " 10 請願第 8号 「有事法制」に反対する意見書の採択を求める請願
- " 11 請願第 9号 地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書の採択を求める請願
- " 12 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告
- " 13 質疑、討論、採決
- " 14 寒河江市農業委員会委員の推薦について
- " 15 議案第6号 寒河江市議会会議規則の一部改正について
- " 16 議案第7号 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書の提出について
- " 17 議案第8号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について
- " 18 議案説明
- " 19 委員会付託
- " 20 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、5月27日及び6月6日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 1、諸般の報告をいたします。

(1) 第 7 8 回全国市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達

佐藤 清議長 日程第 2、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達であります。

事務局長から申し上げます。

安孫子勝一事務局長 私から申し上げます。

去る 5 月 28 日、日比谷公会堂で開催されました第 78 回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から市議会議員として 15 年以上で、佐竹敬一議員、佐藤 清議員、那須 稔議員が表彰を受けられました。また、全国市議会議長会評議員としての功績に対しまして、佐藤清議員に感謝状が送呈されておりますので、伝達を行います。

最初に、佐藤 清議員に副議長から表彰状と感謝状の伝達をお願いいたします。井上副議長お願いします。

〔佐藤 清議員 登壇〕

井上勝・副議長

表彰状

寒河江市 佐藤 清 殿

あなたは、市議会議員として 15 年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 78 回定期総会にあたり、今回表彰規程により表彰いたします。

平成 14 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 小泉昭男

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕(拍手)

感謝状

寒河江市 佐藤 清 殿

あなたは、全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第 78 回定期総会にあたり、深甚なる感謝の意を表します。

平成 14 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 小泉昭男

おめでとうございます。御苦労さまでした。

〔表彰状授与〕(拍手)

安孫子勝一事務局長 次に、佐竹敬一議員に議長から表彰状の伝達をお願いいたします。

佐竹敬一議員、登壇願います。

〔21 番 佐竹敬一議員 登壇〕

佐藤 清議長

表彰状

寒河江市 佐竹敬一 殿

あなたは、市議会議員として 15 年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 78 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 14 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 小泉昭男

どうもおめでとうございます。

〔表彰状授与〕(拍手)

安孫子勝一事務局長 次に、那須 稔議員に表彰状の伝達をお願いいたします。

那須 稔議員、登壇願います。

〔20番 那須 稔議員 登壇〕

佐藤 清議長

表彰状

寒河江市 那須 稔 殿

あなたは、市議会議員として 15 年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 78 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 14 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 小泉昭男

どうもおめでとうございます。

〔表彰状授与〕(拍手)

議案上程

佐藤 清議長 日程第 3、議第 42 号から日程第 11、請願第 9 号までの 9 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 12、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は 6 月 5 日午前 9 時 30 分から、市議会第 2 会議室において、委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 46 号、請願第 8 号、請願第 9 号の 3 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 46 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これらの地域で人が居住していない地域も対象となるのか」との問いがあり、当局より「これらも含めてすべて住所変更の対象となります」との答弁がありました。

議第 46 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 8 号「有事法制」に反対する意見書の採択を求める請願についてを議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見等に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「有事法案が可決されれば、その影響度合いから大変な状況になる。国民主権、基本的人権からかんがみ、願意妥当と思われるので、この請願を採択すべきものであると思う」との意見がありました。委員より「国の内外の状況を見ると、日本には防衛的なものはなく、何らかの法律を制定していなければ、国際的な立場もなくなると思う。したがって、この請願には反対である」との意見がありました。委員より「自衛隊の前身として警察予備隊なるものがあつた。今回の有事法制化成立のねらいは、昨年来国際テロ事件や北朝鮮などの問題が発生している中で、有事に対しては何らかの法律が必要とのことから出ているものと思う。国の首相が統制してやる部分があつたとしてもやむを得ないものである。戦時中と現代を同一視するには異論もある。国会での論議は必要なので、この請願には反対である」という意見がありました。

請願第 8 号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、挙手少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 9 号地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書の採択を求める請願についてを議題とし、担当書記の請願書の朗読の後、質疑、意見等に入りました。

主な意見の内容を申し上げます。

委員より「請願の意としている 3 項目は十分理解でき、願意妥当と思われるので、採択すべきである」という意見がありました。委員より「現今の社会情勢の中で、国民としても国にも耳を傾けてよいのではないかと。もっと深く研究、勉強していく必要がある。継続審査としていきたい」という意見がありました。委員より「合併には首長と議員の認識をもっと深めるべきと思うし、議論を活発にすべきだ。合併を実施し、悪いところを修正していくことが大事である。合併を進めるべきで、この請願には反対である」という意見がありました。

請願第 9 号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって継続審査にすべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 42 号、議第 44 号、請願第 7 号の 3 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 42 号寒河江市中山間地域活性化推進基金条例の廃止についてを議題として、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「中山間地域の活性化の目的は達成したのか」との問いがあり、当局より「今回の条例は一定の地域における事業の取り組みということで、5 力年で進めてきたわけですが、成果としては担い手の会の活動を大きく進めてきたこと、葉山高原牧場に対する助成により、畜産物の P R や消費拡大につながる畜産の振興、幸生地区の活性化協議会のタケノコ園、ワラビ園などの造成、また、意欲ある農業者の新たな作物への取り組みなど、地域の機運の盛り上がりが出てきており、地域の振興、活性化に結びついたと思っております」との答弁がありました。委員より「これにかわる新しいメニューは出てきているのか」との問いがあり、当局より「まだそれにかわる制度は出てきておりません。それにかわるような制度が出れば新たに取り組むということになると思います」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 42 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 44 号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「区割りは動いていないのか」との問いがあり、当局より「全然動いていません。名称が変わっただけです」との答弁がありました。委員より、「落衣前、大字寒河江の一部とはどこか」との問いがあり、当局より「陵南中学校の向かい側です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 44 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 7 号森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充についてを議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 7 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 43 号、議第 45 号の 2 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 43 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の改正は、歳入総額で 1 億五千数百万円余りが不足するということから、案分率の改正を行い、平準化率を引き上げると、国、県、市からの繰入金が多くなり、上げ幅を圧縮できるということか」との問いがあり、当局より「応益割合を上げることにより、全体的に上がることになるが、応能・応益割合を 45% 以上にする平準化を図ることにより、軽減される割合が 6 割軽減が 7 割に、4 割軽減が 5 割になり、さらに新たに 2 割軽減される世帯が出てきます。軽減額については、保険基盤安定繰入金として措置されることから、上げ幅を抑制することになります」との答弁がありました。

委員より「案分率の改正にかかわる県内 13 市の状況と、本市においての 1 人当たりの上げ幅はどのぐらいになるのか」との問いがあり、当局より「県内各市の状況については、天童市が平成 11 年度、長井市と東根市が 12 年度、鶴岡市と尾花沢市が 13 年度で、今年度改正が米沢市、酒田市、上山市と、さらに東根市が予定していると聞いております。ほかは山形・新庄・村山・南陽の 4 市が 15 年度に改正を予定しているようです。1 人当たりの上げ幅は、酒田市と上山市が 18 ないし 19% で、およそ 18% 前後となっております。これに対し、本市の上げ幅は 11.2% です」との答弁がありました。

委員より「今回の介護保険料の改正は全体的に減額になるようだが、どうしてなのか。また、最新の利用率などについて教えてほしい」との問いがあり、当局より「被保険者数及び均等割については、一般分と退職分を合わせて 343 人の減で、平等割については 157 世帯の減となり、最終的に 460 万円程度の減額見込みという内容です。介護サービスの利用状況について、確定している最も近いデータでは、限度額に対して 33.05% で、費用総額は在宅ですが 4,969 万 6,307 円となっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 43 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 45 号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駐輪場利用の手続はどこですか」との問いがあり、当局より「生活環境課で申し込みを受けて、自転車にステッカーを張り、置き場所を指定して利用していただきます。ただ、今回の寒河江駅南口駐輪場については込み合うことが予想され、現地で受け付けをする必要があると考えています」との答弁がありました。委員より「受け付けの案内はどのようにするのか」との問いがあり、当局より「どこの駐輪場も毎年 3 月の市報で案内しており、今回についても市報で案内し、夏休み後あたりをめどに申し込み受け付けをしたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「その後の問題として、駅周辺の環境美化の観点から、放置自転車の管理については大丈夫か」との問いがあり、当局より「これまでも放置自転車として対処する内容の警告、チラシを自転車に張って対応してきており、これからも対応していきたい。さらに、正面口駐輪場が完成するまでの間、不足分については仮設駐輪場の場所の確保に努めながら対応していきたい」との答弁がありました。委員より「駅正面口にもできると 500 台ぐらいのスペースがとれるのか」との問いがあり、当局より「今回の南口駐輪場に 200 台、そして正面口駐輪場には 500 台分を計画していますので、700 台分の駐輪が可能となり、自転車を置くスペースがないために放置することはなくなると考えています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 45 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において、委員 6 名全員出席、当局より土木課長補佐出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 47 の 1 案件であります。一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。

審査の内容を申し上げます。

議第 47 号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略し採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 42 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 42 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 42 号は原案のとおり可決されました。

議第 43 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 43 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 43 号は原案のとおり可決されました。

議第 44 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 44 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 44 号は原案のとおり可決されました。

議第 45 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 45 号は原案のとおり可決されました。

議第 46 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

議第 47 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 47 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

請願第 7 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 7 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択することに決しました。

請願第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第8号は不採択とすることに決しました。

請願第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第9号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については総務委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第9号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時30分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 14、寒河江市農業委員会委員の推薦についてであります。

このことについては、市長から 2 名の委員を推薦依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより議会推薦の寒河江市農業委員会委員の推薦についてをお諮りいたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、佐竹敬一議員の退席を求めます。

〔21 番 佐竹敬一議員 退席〕

佐藤 清議長 初めに、寒河江市農業委員会委員に佐竹敬一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました佐竹敬一議員を寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました佐竹敬一議員を寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

佐竹敬一議員の着席を求めます。

〔21 番 佐竹敬一議員 着席〕

佐藤 清議長 次に、寒河江市農業委員会委員に寒河江市船橋町 13 番地の 13、高橋龍一氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高橋龍一氏を寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました高橋龍一氏を寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

議会案上程

佐藤 清議長 日程第 15、議会案第 6 号から日程第 17、議会案第 8 号までの 3 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 18、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 6 号から議会案第 8 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 19、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 6 号から議会案第 8 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 20、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 8 号は原案のとおり可決されました。

発言取り消しの留保

佐藤 清議長 6月4日の一般質問における川越孝男議員の発言につきましては、後刻記録を調査し、不穏当発言があった場合には善処いたします。

閉 会

午前 10 時 35 分

佐藤 清議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて平成 14 年第 2 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 高橋 勝文

同 上 佐藤 暘子